【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和３年９月30日
【計算期間】	第13期（自　令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）
【ファンド名】	ホライズン・トラスト－南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド （Horizon Trust-South African Rand Money Market Fund）
【発行者名】	ＵＴＩ インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド （UTI International (Singapore) Private Ltd.）
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者兼取締役　　プラヴィーン・ジャグワニ （Praveen Jagwani, CEO and Director）
【本店の所在の場所】	シンガポール　048617、＃08－02　ブハラト・ビルディング、ラッフルズ・プレース　３ （3 Raffles Place, #08-02 Bharat Building, Singapore 048617）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　三浦　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　三浦　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注１）以下、本書において南アフリカ・ランドを「ランド」ということがある。
（注２）ランドの円貨換算は2021年７月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ランド＝7.51円）による。以下、別段の記載がない限りランドの金額表示はすべてこれによる。
（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券はランド建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限りランド貨をもって行う。
（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
（注５）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは４月１日に始まり３月31日に終了する１年をいう。ただし、第１会計年度は2008年10月17日（ファンドの設立日）から2009年３月31日までの期間をいう。なお、ファンドの運用開始日は2008年12月４日である。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてケイマン諸島の法律に基づき構成されているユニット・トラストであるホライズン・トラスト（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。

トラストは、受託会社と管理会社の間で締結された2008年10月17日付基本信託証書に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストはアンブレラ型ユニット・トラストとして設定されており、これに基づき個別のシリーズ・トラストを創設および設定することができ、関係するシリーズ・トラストに帰属する資産および負債は、トラストの勘定で当該シリーズ・トラストに充当される。各シリーズ・トラストにのみ関係する受益証券が発行される。シリーズ・トラストに関係するかまたはシリーズ・トラストの創設、運用もしくは清算に関連して発生した受益者および債権者の権利は、当該シリーズ・トラストの資産に限定される。受益者相互の関係について、各シリーズ・トラストは別々の機関とみなされる。信託証書に基づき設立されるシリーズ・トラストの数に制限はない。

ファンドは、STeFI（短期固定金利）３か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み。１年間で測定される。）の獲得を目標とする。

ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求する。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含むが、これらに限られない。

ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

ファンドにおける信託金の限度額については、特に定められていない。

（２）【ファンドの沿革】

2006年11月15日　管理会社設立
2008年10月17日　信託証書締結
2008年12月３日　ファンドの募集開始
2008年12月４日　ファンドの運用開始
2015年９月15日　改訂および再録補遺信託証書締結

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

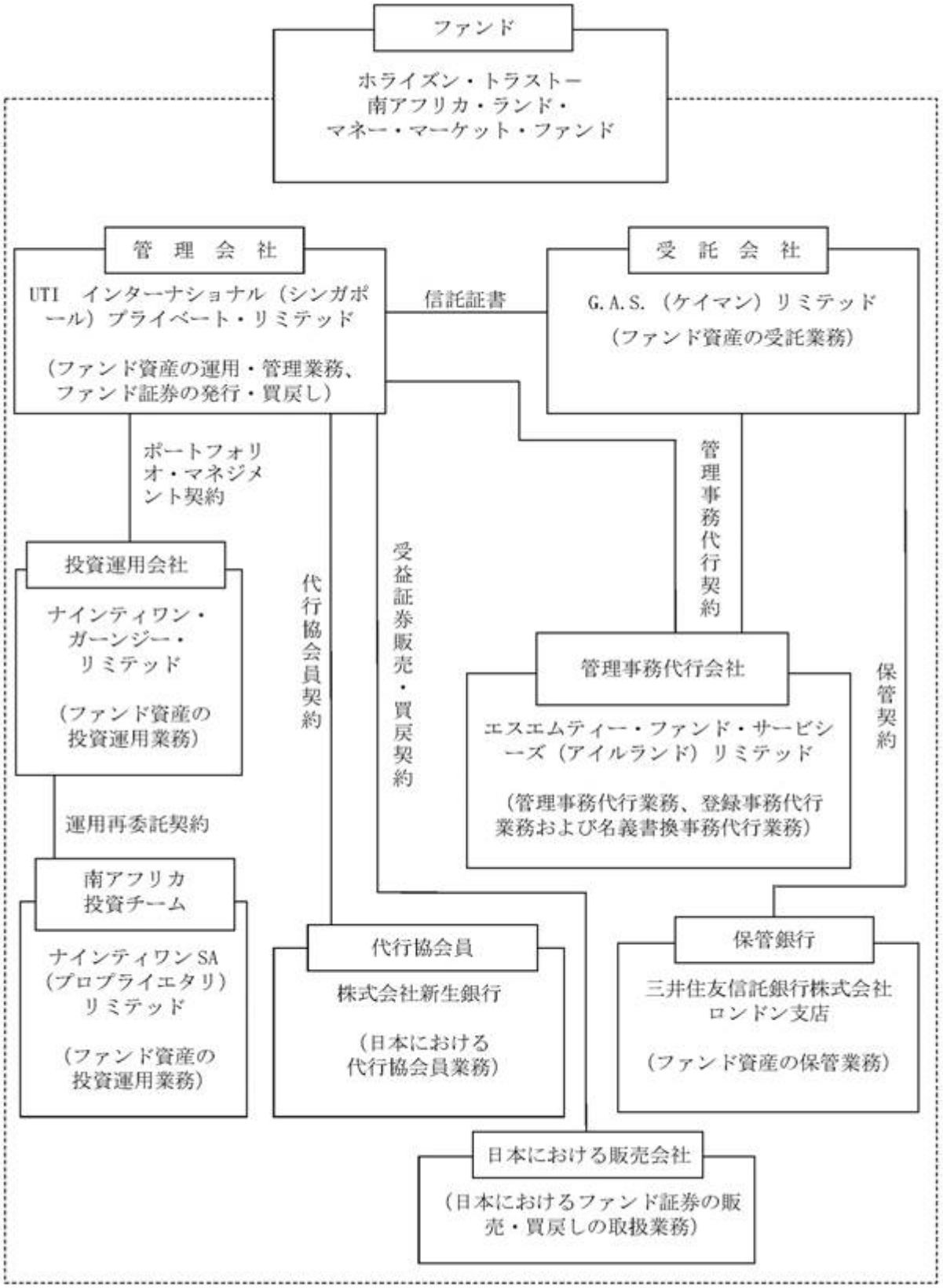

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UTI インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（UTI International (Singapore) Private Ltd.）	管理会社	受託会社との間の2008年10月17日付基本信託証書および2008年10月17日付補遺信託証書（2015年９月15日付修正および再録補遺信託証書により修正済）（以下総称して「信託証書」という。）に基づき、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行買戻し業務を行う。
G.A.S.（ケイマン）リミテッド（G.A.S. (Cayman) Limited）	受託会社	信託証書に基づき、ファンド資産の受託会社としての業務を行う。
ナインティワン・ガーンジー・リミテッド（Ninety One Guernsey Limited）	投資運用会社	管理会社との間の2008年11月17日付ポートフォリオ・マネジメント契約（注１）に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行う。
ナインティワンSA（プロプライエタリ）リミテッド（Ninety One SA (Proprietary) Limited）	南アフリカ投資チーム	投資運用会社との2008年３月11日付運用再委託契約（注２）に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行う。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（SMT Fund Services (Ireland) Limited）	管理事務代行会社	管理事務代行会社、管理会社および受託会社との間の2008年10月17日付管理事務代行契約（2018年５月16日付で変更済）（注３）に基づき、ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch）	保管銀行	受託会社との間の2008年10月17日付保管契約（2020年３月２日付で変更済）（注４）に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。
株式会社新生銀行	代行協会員	管理会社との間の2008年11月７日付代行協会員契約（2015年９月15日付変更契約により修正済）（注５）に基づき、代行協会員業務を行う。

（注１）ポートフォリオ・マネジメント契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資運用業務を行うことを約する契約である。
（注２）運用再委託契約とは、投資運用会社によって任命された南アフリカ投資チームが、ファンド資産の投資運用業務を行うことを約する契約である。
（注３）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。
（注４）保管契約とは、受託会社によって任命された保管銀行がファンドの資産の保管銀行として行為することを約する契約である。
（注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券一口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への交付等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

③　管理会社の概要

（イ）設立準拠法

管理会社は、シンガポール会社法チャプター50に基づき、シンガポールにおいて2006年11月15日に設立された。

管理会社は、シンガポール通貨局による規制を受けており、ファンド運営について、シンガポールの証券先物法チャプター289に基づく規制行為であるキャピタル・マーケット・サービスにかかる免許（以下「CMS免許」という。）を付与されている。CMS免許の保有に基づき、管理会社はシンガポールの投資顧問業法チャプター110第23条（１）（ｄ）に基づく免除投資顧問業者とみなされる。「海外投資家」（シンガポール国外の個人で、「シンガポール国民」、「シンガポール永住者」もしくは「シンガポール国民または永住者に完全にまたは多少でも依存している者」のいずれでもないか、または「その他の場合において、シンガポールにおいて商業上もしくは物理的に存在しない者」をいう。）に対して投資顧問業者としてサービスを提供する場合、管理会社は、とりわけクライアントに対する商品情報および証券の持分の開示に関する投資顧問業法第25条ないし第29条、第32条、第34条および第36条が適用されない旨を定める投資顧問業規則第36号に基づく免除にかかるものとする。

管理会社は、基本信託証書に基づき、特に各シリーズ・トラストの資産の投資および再投資につき責任を負う。管理会社は、管理会社に対して付与されているあらゆる権利、特権、権限、義務および裁量を他の者に委託する権限を有する。ただし、管理会社は委託先または再委託先の選任には合理的な注意を払うものとし、管理会社は、委託先または再委託先の行為を監督する責任を負わない。管理会社は、管理会社の側に詐欺行為、故意の不履行または過失がない限り、委託先または再委託先の作為もしくは不作為の結果としてまたはこれらから生じる損失につき責任を負わない。管理会社は、自らが適切であると考える情報源から、かつ自らが適切であると考える条件で、投資その他に関する助言を得る権利（上記の一般性を損なうことなく、シリーズ・トラストの投資対象の投資および再投資につき助言を行う一または複数の投資顧問を任命する完全な権限を含む。）を有する。

（ロ）事業の目的

管理会社の目的は、投資信託および投資法人の管理、運用、勧誘および販売活動をすること、資産運用業務を行うこと、シンガポールで現在効力を有する法律により禁止されていない他の業務を行うことである。

（ハ）資本金の額

管理会社の資本金は600万シンガポール・ドル（約４億8,522万円）で、2021年７月末日現在、全額払込済である。なお、１株１万シンガポール・ドル（約808,700円）で記名株式600株を発行済である。

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、2021年７月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１シンガポール・ドル＝80.87円）による。以下、別段の表示がない限り、シンガポール・ドルの金額表示はすべてこれによる。

（ニ）会社の沿革

2006年11月15日に設立。

（ホ）大株主の状況

（2021年７月末日現在）

名称	住所	所　有 株式数	比率
UTI インターナショナル・リミテッド	ガーンジー　GY１　３FN、セント・ピーター・ポート、ハヴィランド・ストリート、キングスウェイ・ハウス私書箱393	600株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」という。）に基づき設立された。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

② 準拠法の内容

（ｉ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、ケイマン諸島において免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産がケイマン諸島において50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ⅱ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

（５）【開示制度の概要】

（１）ケイマン諸島における開示

①　ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があることを知ったとき、または以下の事由があると信じるに足る理由があったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

（ａ）弁済期に債務を履行できないか履行できないであろうこと。

（ｂ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

（ｃ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

（ｄ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

（ｅ）ミューチュアル・ファンド法または同法に基づく規則、金融庁法（改正済）、マネーロンダリング防止規則（改正済）または認可条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー　ケイマン諸島である。ファンドの会計監査は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に基づいて行われる。

ファンドは、毎年９月末日までには同年３月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

②　受益者に対する開示

監査済年次報告書は、決算日から180日以内に、管理事務代行会社により受益者に送付される。

ファンドの会計年度は、毎年３月31日に終了する。ファンドの第一期の年次報告書は、2009年３月31日に終了する期間に対して作成された。

（２）日本における開示

①　監督官庁に対する開示

（ｉ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合には

そのつど臨時報告書を、それぞれ日本国関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ⅱ）投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会員のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付する。

ホームページ アドレス https://www.shinseibank.com/

（6）【監督官庁の概要】

ファンドはミューチュアル・ファンド法に定める「ミューチュアル・ファンド」の定義に該当する。ファンドは、投資信託免許の取得に代えて、ミューチュアル・ファンド法第４条（１）（ｂ）項に基づき登録された規制投資信託である。したがって、ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）の適用は受けない。規制投資信託として、ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。

CIMAは、必要であると考える場合はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用されるマネーロンダリング防止規則が遵守されていることを確認するため、立入検査またはその他CIMAが決定する方法により、ファンドの業務または事業の検査を行う。

受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な期間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制投資信託の運営および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合、または規制投資信託の管理者としての地位を有するものが、その地位を占めるのに適正かつ正当なものでない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの登録を抹消すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務

監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン政府の認可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として認可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドは、STeFI（短期固定金利）３か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み。１年間で測定される。）を目標とする。

ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求する。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含むが、これらに限られない。

ファンドは、日本証券業協会のガイダンスに定められた「特化型運用ファンド」である。特化型運用ファンドとは、支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高いファンドをいう。ある特定の発行体が発行する銘柄の時価総額がファンドの投資対象候補銘柄の時価総額の10%を超える場合、かかる特定の発行体が発行する銘柄は支配的な銘柄に該当する。下記「投資制限」の項に記載される基準を満たす短期金融商品の発行体は限定されているため、ファンドには支配的な銘柄が存在するか、または存在することとなる可能性が高い。したがって、ファンドは純資産額の10%を超えて特定の銘柄を組み入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中する可能性が高い。特定の銘柄への投資が集中する結果、その銘柄のパフォーマンスが悪かった場合、または当該発行体の経営破綻や財務状況の悪化が生じた場合には、ファンドの総収益に重大な悪影響が発生することがある。

ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

（2）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項を参照。

（3）【運用体制】

ナインティワンは、専門的アクティブ運用の投資運用会社である。ナインティワンは、専門化の能力、および少人数の集中的投資チームが、優れたパフォーマンスをもたらすための理念の創造および迅速な実現にとって理想的な環境を提供することを確信している。ナインティワンの専門的手法により、各投資チームは自らの哲学およびプロセスをコントロールすることができる。

ナインティワンの短期金融市場戦略は、南アフリカの幅広い種類の短期金融商品を用いて、中期にわたり安定的なリターンの見通しを提供するものである。この戦略では、短期金融市場ポートフォリオおよび短期の定期預金を超えるリターンを提供することを目指しつつ、高度な流動性の維持および元本の確保ならびに投資者に対する即時の換金性の提供を目指している。その目的は、短期固定金利（STeFI）３か月物指標（税および費用込み。１年間で測定される。）を上回ることである。

この戦略は、投資者に最小限のボラティリティで元本の確保を提供することを目指している。この戦略は、過去のボラティリティが従来型の債券および社債ファンドよりも低いため、当座勘定および積立預金勘定の有力な代替商品である。

（1）管理会社の運用体制

管理会社は、ファンドの運用について投資運用会社（ナインティワン・ガーンジー・リミテッド）に委任する。

（2）投資運用会社の運用体制

投資運用会社は、ファンドの運用について、さらにナインティワンSA（プロプライエタリ）リミテッド（以下「南アフリカ投資チーム」という。）に委任する。

（３）南アフリカ投資チームの運用体制

南アフリカ投資チームは、投資能力によって編成され、各チームは、先に合意されたリスク変数の範囲内で顧客の資金を運用する権限を有しかつ明確に投資責任を負うリーダーを擁する。共同チーフ投資責任者らは、ナインティワンのすべての戦略に基づく投資運用の監督および管理について最終的な責任を負っている。ナインティワンの専門家投資チームの責任者ら、投資リスク・チームの責任者および取引チームの責任者は、全員、共同チーフ投資責任者らに報告を行っている。

（４）投資チームの概要

短期金融市場戦略は、59名の債券の投資専門家から構成される（2021年６月30日現在）グローバルな統合チームである債券チーム内で運用される。このチームには、南アフリカ債券ポートフォリオ、南アフリカおよびアフリカ債券チームについて責任を負う18名の投資専門家ならびに２名の債券トレーダーが含まれている（2021年６月30日現在）。ポートフォリオ・マネジャーであるリサ・マクレオド（Lisa MacLeod）は、同氏が専門とする南アフリカ債券の担当者と緊密に協力している。

（５）投資運用方針の意思決定プロセス

ナインティワン・短期金融市場投資プロセス

経済の基礎リサーチおよび基礎分析は、ナインティワンの投資プロセスの基礎となっている。ポートフォリオ・マネジャーおよびリサーチ・アナリストは、ともにリサーチ業務、かかる経済データの収集および分析につき責任を負っている。投資チームは、限定的な外部リサーチを利用しており、その情報は分析された上でナインティワンの投資プロセスに組み入れられる。

マクロ経済分析に基づく意思決定

投資プロセスは、図１に示すとおり、南アフリカ経済および世界経済のマクロ経済分析からスタートする。GDPの構成要素、インフレーション、予算ポジション、為替レートおよび金利等の主要な経済変数を予測するために、独自モデルおよび主観的推論を使用する。これらは今後１～２年にかかる絶対的な予測ならびに公表されたコンセンサスおよび市場が織り込んでいると見られるコンセンサスに関連する予測を示している。かかる予測は、定量的モデルおよび主観的分析に基づいている。

投資チームは、マクロ経済的予測を用いて、起こりうる３本の主たる金利シナリオを予測する。かかるシナリオは、ナインティワンの短期金融市場最適化モデルの主要要素として利用される。

図１：金利予測のためのマクロ経済分析

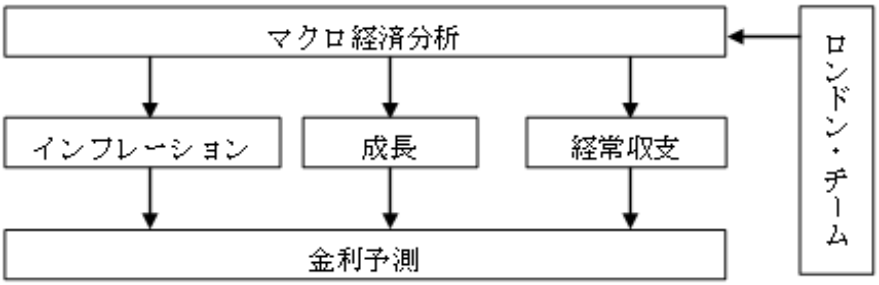

（出所）ナインティワン

戦略的ポートフォリオ・ポジショニング

図２に示すナインティワン独自の最適化モデルは、戦略的な短期金融市場プロセスの中核を構成するものである。かかるモデルは、短期金融市場の利回り曲線に存在する最適な価値を判断する際に役立つ。

図２：最適化モデル

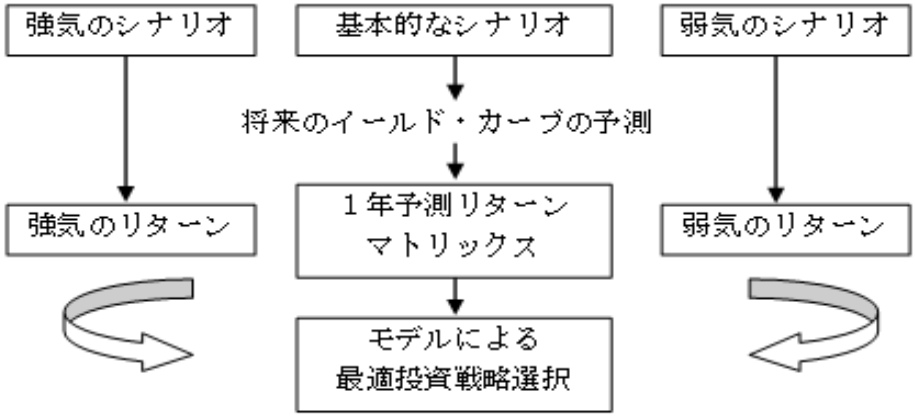

（出所）ナインティワン

かかるモデルの主要要素である３本の主たる金利シナリオによる予測は、一連の３か月の利回り曲線の予測を算出するために利用され、これにより、先渡短期金融市場証券の利回り曲線の勾配が導き出される。次にリターン・マトリックスが計算され、特定の期間にわたって利用可能な投資戦略毎に予測リターンが導き出される。かかるモデルは、１年にわたって、シナリオ毎に考えられる2,500組近くの投資の組合せについてリターンを導き出す。各プライム・レートのシナリオに基づいてリターンを導き出し、最適化することにより、最も魅力あるリスクとリターンのトレード・オフを見極めることが可能となる。

これにより、各ポートフォリオの要請に適した戦略的デュレーションは、投資チームの予測に沿って決定される。最適な戦略的ポートフォリオは、インカム要件を満たし、かつ当該デュレーションにかかるリターンを最大化するように設定される。かかるポートフォリオは、投資チームの長期的観点を反映することを確実にする。

戦術的ポートフォリオ・ポジショニング

投資チームの長期予測が正確であったとしても、投資チームは、短期金融市場が短中期で乱高下する可能性があること、およびこれにより価値を付加する更なる機会を提供することになることを認識している。このプロセスの戦術パートは、数日、数週または数か月後に生じる機会の探求に焦点を当てる。

投資チームは、金利は最終的に経済のファンダメンタルズの変化を反映して変動すると考えているが、短期的な市場の非効率性により、無数の戦術的な取引機会がもたらされる。戦術的なポートフォリオ・ポジショニングは、リターンを向上させ、ボラティリティおよび一時的なミスプライシングを利用することを目指している。これには、様々な短期金融市場の利回り曲線全体について裁定取引の機会の綿密な監視も伴っている。

投資チームの戦略的なポートフォリオ・ポジションおよび戦術的なポートフォリオ・ポジションは、国内マクロ経済変数の短期的な動向、ロンドン・チームの債券担当者により分析される世界規模の影響、金融市場債券の需給、ランドの動向予想、テクニカル指標といった、中期的に短期金融市場の利回りの方向を決定付けると考える広範な要因と関連付けて、見直しがなされる。かかる影響の分析により、ポートフォリオのデュレーションおよび利回り曲線のポジショニングの調整規模および調整方向を見極める。ポジションは、継続的に見直しがなされる。

議論および討議

ナインティワンは、投資チーム内で継続的に議論および討議を行う文化を有している。投資チームは、市場の動向およびファンダメンタルズの変化が発生する都度継続して評価を行っている。これはプロセスにとって非常に重要な文化であるが、かかる討議中に投資チームのデスクで多くの意見が出されるため、投資チームの正式な会議において協議内容を統合することが困難となる。

これを達成するため-投資チームの意見を検証し、投資チームの見解を統合し、かつ、投資チームのスコアカードを中心とした綿密で反復可能なプロセスを通じた討議を行うため、投資チームは月に１回以上金利マクロ・ミーティング（RMAC）を開催している。

図３は、投資プロセスおよび当該プロセスにおいて各種の構成要素がどのように組み合わさるかについて概説している。

図３：構成要素の組み合わせ方法

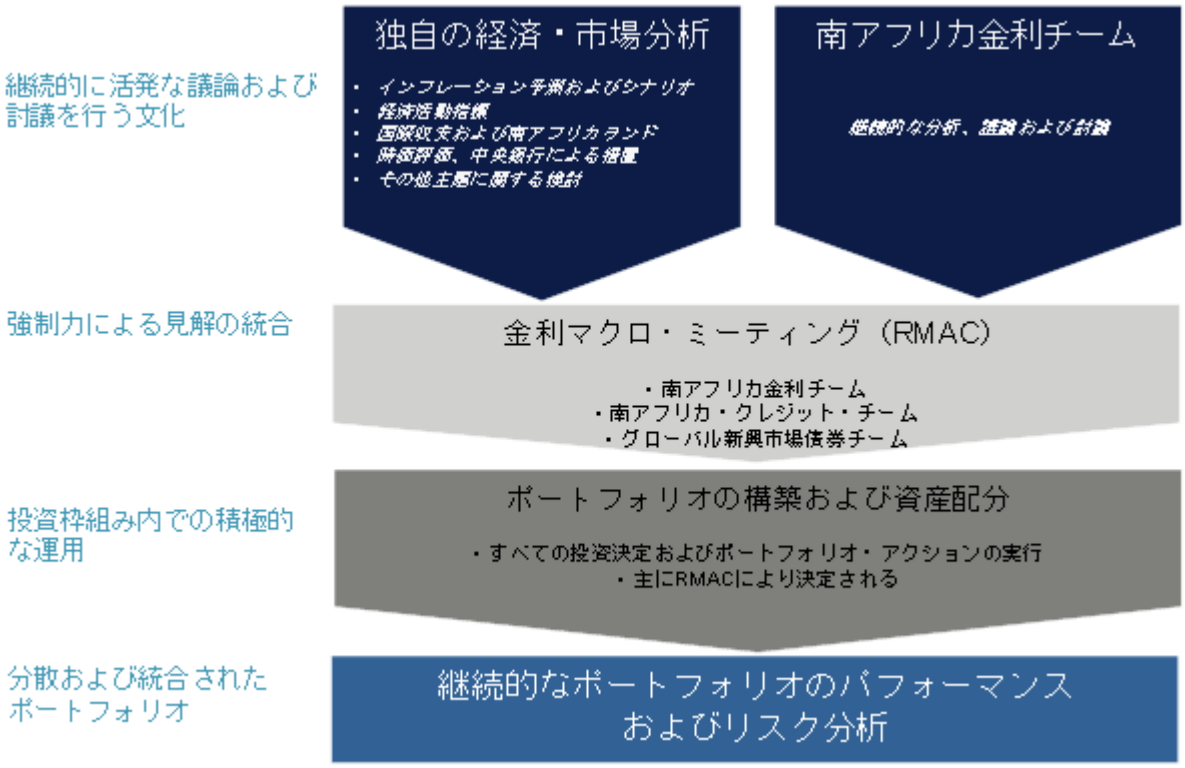

（出所）ナインティワン

クレジット・プロセス

ナインティワンのクレジット投資プロセスは、経済サイクルに対して耐性があり、かつ、説得力および競争力のあるリスク調整後リターンをもたらすソリューション／ポートフォリオを提供するという目的を達成するよう設計されている。ナインティワンのクレジット投資プロセスは、以下に掲げる個別であるが相関関係にある３要素から構成される。

－　ボトムアップの基礎信用分析
－　トップダウンのマクロ経済分析
－　市場要因分析およびポートフォリオの構築（リスク管理を含む。）

図４に概説するとおり、これらの相関関係にある要素は全体で以下のようなクレジット投資プロセスを構成する。

－　基本的に、現行のマクロ経済条件やその他の市場条件の影響を過度に受けない強いクレジットを選択しようとする。
－　十分分散されており、魅力的なリスク調整後リターンをもたらすソリューション／ポートフォリオを提供する。

図４：クレジット・プロセス

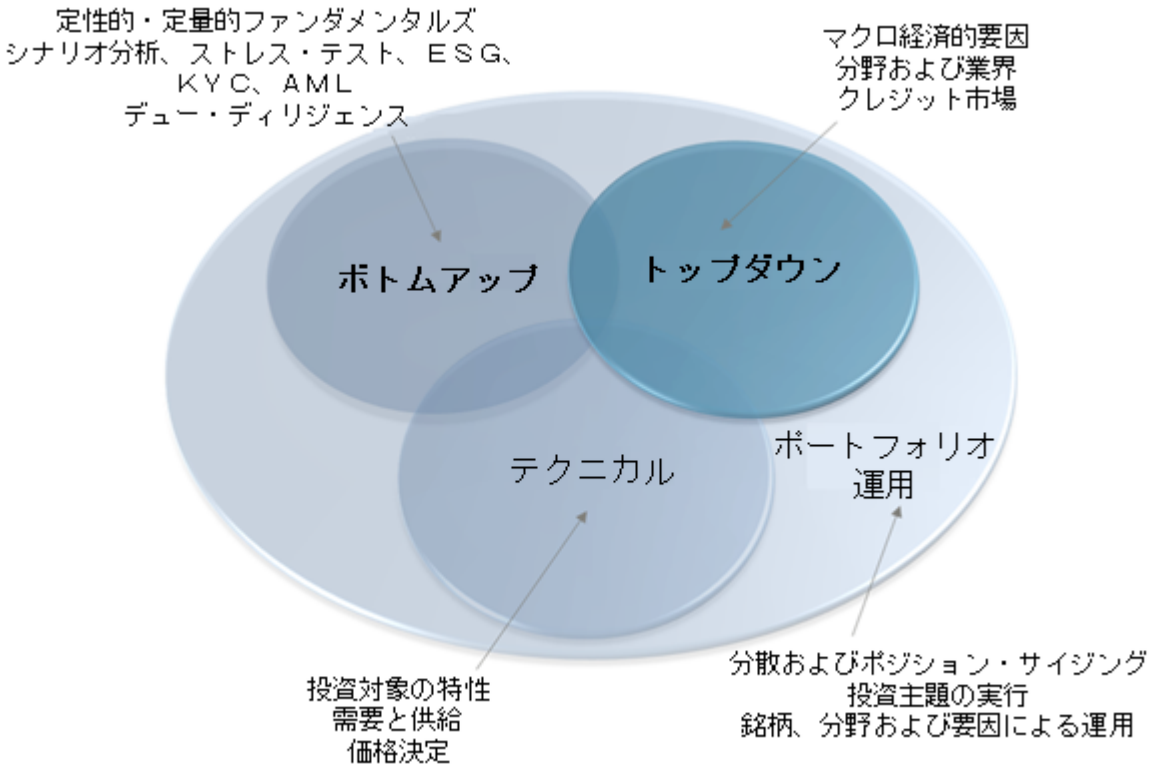

（出所）ナインティワン

ステップ１：ボトムアップの基礎分析

（１）新たな潜在的投資対象については、全面的な分析を行う価値があるか否かを確認するため、投資チームが取引を審査する。かかる取引の審査においては、事業の定量的側面の高度な精査（財務面の精査）に加え、市場におけるポジショニング、競争および運用の質といった要素を含む定性的精査が行われる。また、投資チームは、マクロ経済環境に関するトップダウンの見解およびファンドの現在のポジションを考慮した上で、当該投資対象が適当であるか否かについても検討する。ポートフォリオ・マネジャーがより詳細に調べる価値があると判断した場合、アナリストに全面的な精査が命じられる。

（２）全面的な精査には、より詳細な投資対象の基礎分析が含まれる。ナインティワンに影響を及ぼす重要な要素やマクロ経済的要因が特定される。すべての価格下落リスクを把握し、測定可能なものとするため、株主、取締役会、経営陣、業界、競争的ポジションおよび財務の分析に加え、モデルが構築され、シナリオが想定される。分析の範囲と深さは、投資対象のリスク特性に適したものでなければならない。

（３）このプロセスにおいては、クレジット投資フォーラムに基づくチームおよび／またはクレジット委員会の検討用に、またこれらの承認を得るため、クレジット・レポートが提出される。クレジット投資フォーラムおよびクレジット委員会は、全会一致の同意を原則として運営される。

（４）このクレジット・プロセスに従って承認された投資対象はすべて、潜在的投資可能範囲となる。

（５）承認済みの投資対象／取引相手方は、継続的にモニタリングされる-投資チームが満足できなくなった銘柄は除外される。

投資チームのボトムアップのプロセスは、以下の表のとおりまとめられる。

図５：ボトムアップのプロセス

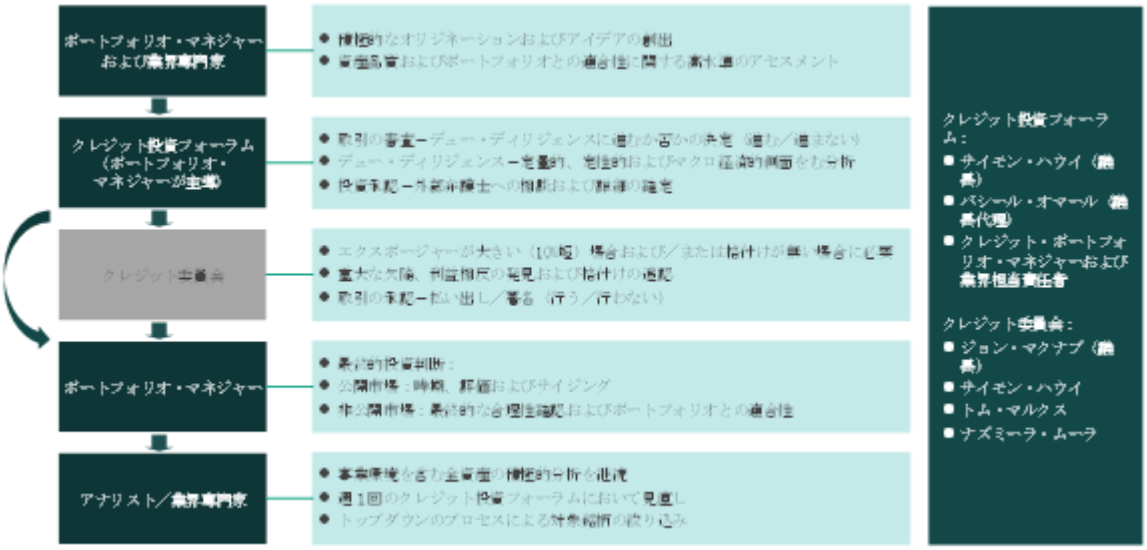

（出所）ナインティワン

ステップ２：トップダウンのプロセス

トップダウンのプロセスは、ポートフォリオに影響を及ぼす可能性のある各マクロ経済的要因を体系的に評価し、数値化する。このプロセスは、重要なマクロ経済的主題（かかる主題における変動）が適時に特定されるよう、またポートフォリオ・ポジションに及ぼす潜在的な影響の把握という観点からかかる主題が適切に評価されるよう確保するものである。これにより、とりわけ予測やストレス・ケースにおいて十分に検討された情報の利用が可能となるよう確保する投資プロセスに、適度な厳格さがもたらされる。

（１）トップダウンのマクロ経済分析プロセス：

ａ）投資チームは、ナインティワンの投資対象すべてを分析し、ナインティワンのポートフォリオに影響を及ぼす可能性のあるあらゆるマクロ経済的要因を決定している。

ｂ）投資チームは、各マクロ経済的要因を正式に精査し、数値化する。

ｃ）投資チームは、以下の２通りの方法でマクロ経済的要因に関する見解を利用する。

－　ボトムアップの基礎分析の要素として利用。

－　投資、回避又はエクスポージャーの減少を希望する分野や業界を決定するための利用。

（２）トップダウンの技術および評価：

ａ）投資チームは、ボトムアップおよびトップダウンのマクロ経済的観点から自らの見解に適合するクレジットを決定した場合、以下のような投資チームが技術とみなすものについても検討する：需要と供給の力学および銀行規制等の問題（例えば、バーゼルⅢが銀行に対してより長期の債券を発行するよう圧力をかけ、それにより供給圧力が生み出される状況）。

ｂ）投資対象の評価は、通常、最後のフィルターである：ある投資対象が価格を提示していない場合、投資チームはあらゆる面において非常に積極的になる可能性があるが、当該投資対象を現在の投資可能範囲に含めることはない。投資チームは、クレジット・スプレッドの拡大可能性が低いクレジット・リスクおよび流動性リスクに関しては過度な補償を提供することが重要だと考える。

投資チームは、ファンダメンタルズ、バリュエーションおよび市場動向についての投資チームの見解を統合するため、クレジット市場の主要なセグメント（すなわち、社債、証券化および国営企業）ごとのスコアカードを開発した。

以下のスコアカードは、投資チームが考慮する変動要素および社債の査定時に関連づけられるウェイトを示している。

図６：スコアカード

社債				2021年６月７日
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	−1	−0.17
	ボトムアップ	16.7%	−1	−0.17
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	1	0.22
	グローバル	11.0%	1	0.11
市場動向	発行	11.1%	2	0.22
	需要	22.2%	1	0.22
合計		100.0%		0.44

国営企業				2021年６月７日
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	−1	−0.17
	ボトムアップ	16.7%	−2	−0.33
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	2	0.45
	グローバル	11.0%	1	0.11
市場動向	発行	11.1%	0	0.00
	需要	22.2%	0	0.00
合計		100.0%		0.06

証券化				2021年６月７日
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	−1	−0.17
	ボトムアップ	16.7%	−1	−0.17
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	1	0.22
	グローバル	11.0%	1	0.11
市場動向	発行	11.1%	2	0.22
	需要	22.2%	0	0.00
合計		100.0%		0.22

銀行				2021年６月７日
カテゴリ	要因	ウェイト	スコア	貢献
ファンダメンタルズ	マクロ	16.7%	−1	−0.17
	ボトムアップ	16.7%	0	0.00
バリュエーション	ヒストリック	22.3%	0	0.00
	グローバル	11.0%	1	0.11
市場動向	発行	11.1%	2	0.22
	需要	22.2%	2	0.44
合計		100.0%		0.61

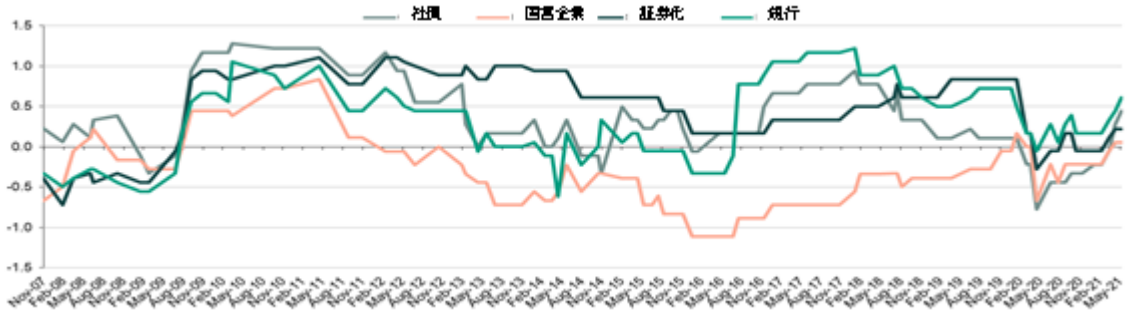

（出所）ナインティワン。スコアカードは例示である。

重要なことは、トップダウンのクレジット・プロセスは、ファンドの全体的なエクスポージャーにも影響を及ぼし、売買の決定を強く左右するという点である。

ステップ３：ポートフォリオの構築

ポートフォリオの構築において、投資チームは、ボトムアップおよびトップダウンの基礎分析プロセスを利用する。投資決定は、特定のリスク枠組みの範囲内で行われる。

ポートフォリオ構築の第一の要素は、投資チームのトップダウンのプロセスにより決定されるマクロ経済環境に関する見解である。クレジットに内在する価格下落リスクを考慮すると、影響を受けやすい分野に対するエクスポージャーを制限することが非常に重要である。比較的影響を受けにくい分野または強固なポジションを取る分野が好まれる。

取引相手方および投資対象の選定においては、投資チームのボトムアップおよびトップダウンのプロセスが用いられ、ファンダメンタルズ、バリュエーションその他の重要な市場要因（銀行規制等）が検討される。

短期金融市場ポートフォリオ全体におけるポートフォリオの構築

ナインティワンのキャッシュ戦略のデュレーション、利回り曲線、クレジット及び満期に関する制約は、ポートフォリオ構築プロセスにおいて慎重に管理される。投資チームは、これらの各要素を継続的に評価し、これに従い投資方針を変更する。ナインティワンは、リターンを増加させるために様々な期間にわたる投資機会を利用する場合があると考えている。

資産の配分には、銀行、政府および国営企業間の証券ならびに固定金利商品および変動金利商品間の配分に関する正しい決定が含まれる。

投資チームは、ファンドの流動性要件を考慮して、取るポジションの規模が適切となることを確保するためにポートフォリオ保有資産の組入比率を定期的に監視する。かかる保有資産を削減し、または追加する最適時期は、金利サイクルおよび経済情勢に応じて決定される。

（６）責務および権限

ファンドのポートフォリオ運用責任者は、リサ・マクレオド（Lisa MacLeod）氏であり、南アフリカ金利チームよりサポートされている。マクレオド氏および南アフリカ金利チームは、短期金融市場ポートフォリオの運用に関して、高い能力と経験を有している。以下の略歴を参照のこと。

リサ・マクレオド（Lisa MacLeod）
1997年　ナインティワン入社
1995年　投資運用業界に入る

マクレオド氏は、ナインティワンの南アフリカ金利チームにおけるポートフォリオ・マネジャーであり、短期デュレーション戦略の運用に責任を負っている。同氏のポートフォリオ運用責務には、ナインティワン・マネーマーケット・ユニット・トラストおよびナインティワン・マネー・ファンド（ライフ・ポートフォリオ）の運用を含む。ナインティワン入社以前、同氏は２年間ロンドンで勤務しており、SBCウォーバーグにおいて債券分野で認知された後、ドイチェ・モルガン・グレンフェルで勤務した。同氏は、ケープタウン大学において経営学学士号（ファイナンスおよび経済学専攻）優等学位を取得し、公認証券アナリスト資格を保有している。

（７）委員会および内部組織等

投資チームのミーティング

短期金融市場およびクレジットを担当する投資チームは、戦略的な資産配分の決定およびポジショニングの検討を目的とした経済動向および投資案に関する議論を行うために、定期的なミーティングを行っている。かかる枠組みの中で、各分野の投資に関する意見は、相互に検討され、吟味される。当該チームの定期的なミーティングのスケジュールは、以下のようにまとめられる。

フォーラム	議題	頻度
南アフリカレート		
金利マクロ・ミーティング	デュレーションの決定の基礎となるすべての戦略的および戦術的要素の検討	毎月
南アフリカおよびアフリカのクレジット		
クレジット投資フォーラム	このボトムアップ会議は、ポートフォリオの対象として検討すべき良好なファンダメンタルズおよび評価を有する具体的な発行体および証券に焦点をあてるとともに、ポートフォリオで保有されている、ファンダメンタルズが悪化している証券も重視する。 議題には以下が含まれる。 ― 新規の投資対象および更新に対して要求される全会一致の決定 ― 新規取引の審査 ― アナリストによるカバレッジ範囲の議論 ― アナリストによる売買の提案	毎週

フォーラム	議題	頻度
クレジット・トップダウン	クレジット判断の基礎をなす、アフリカおよび南アフリカのすべての戦略的および戦術的要素を見直し 議題には以下が含まれる。 ― 金利および新興市場債券の担当者からの意見により数値化される要因 ― マクロ経済的要因（トップダウンの見解） ― クレジット市場	毎月
債務整理会議	新興アフリカ・インフラ・ファンド（EAIF）：監視リスト、評価の詳細、監視リストからの最近の除外、EAIF債権放棄、EAIFフラッグ クレジット：監視リスト、評価の詳細、監視リストからの最近の除外、クレジット放棄、クレジット・フラッグ	週２回
新興市場債券		
新興市場債券 トップダウン・ソブリン債および外国為替	新興市場の動向についての協議および検討 新興市場債券の資産クラスに関する見解の構築 関連する新興市場債券ファンドにおける資産配分の決定	毎月
全社的		
マクロ・ミーティング―すべての投資チームが出席する全社会議	主なマクロ経済的変動要素に関する予測の議論および見直し（必要に応じて）。ナインティワンは、特に以下について議論する。 ― 主要先進国および新興国に関して検討される経済指標および政策シグナル ― 金利シナリオの議論および各主要経済に起こりうる可能性 ― 各投資チームは、それぞれの特定の投資哲学および投資プロセスを補完する形で、経済調査の結果を利用する。	毎月
構造化報告ミーティング―各投資戦略チームが個別に会する	このミーティングで投資リスク報告書が提出される。ナインティワンは、事業の上級管理者とともに投資プロセスの定量的特性の事後分析を行う。これにより、優れたパフォーマンスの要因がナインティワンの予想と一致しているか否かを確認することができ、弱みのある分野を特定することができる。この検討により、プロセスについて広範囲かつ多様な監督が行われるだけでなく、ナインティワンの顧客の期待に継続的に応えられるようにするための各チームおよびプロセスの進化も促進される。	四半期ごと

出所：ナインティワン

リスクおよび監督

リスク管理は、ナインティワンの各事業および運営チームの不可欠な責務であり、かつ、ナインティワンのジェネラル・カウンセルであるアダム・フレッチャーが委員長を務めるマネジメント・リスク委員会の責務である。

ナインティワンは、リスク管理の監督に「三線の防御」アプローチを用いる。

－防御の第一線は、チームリーダー（投資チームの権限を有する主任者らを含む。）である。

－防御の第二線は、ナインティワンが監督するチームから独立した３つの専門的チーム（コンプライアンス、オペレーショナル・リスクおよび投資リスク）である。

－防御の第三線は、独立した社内監査部門である。

加えて、ナインティワンの主要なリスク管理は、外部の専門サービス会社による監査を年に一回受けている。かかる監査の性質は、国際基準であるISAE 2402、UK AAF 01／06およびUS SAS 70に従うものである。監査意見書およびマネジメント陣の回答を含む完全な報告書は、要請に基づき顧客に対し提供される。

下記は、防御の第二線である３つの専門家チームの概要である。

コンプライアンス

ナインティワンは専任コンプライアンス・チームを擁しており、その主な機能は、規制の遵守を監視することならびに、規制の変更およびプロジェクトが受ける影響に関する方針上の管理について助言することである。チームのシニア・メンバーは、商品と規制の変更および商品開発についてより広範囲の事業と緊密に協力する一方、チームの他のメンバーは、運営および投資業務を独立して精査および監視する。すべてのスタッフが同意して順守するべき倫理規定が存在する。

ナインティワンは、ロンドン、ケープタウン、ニューヨーク、アジア、ガーンジー、ルクセンブルグなど、ナインティワンが事業を行う各管轄区域にコンプライアンス統括責任者を置いている。この構造により、地域の知見と専門性を活かすことができる。

コンプライアンス統括責任者は、直接、ジェネラル・カウンセルのアダム・フレッチャーに報告する。

コンプライアンス統括責任者（またはそれぞれの副責任者）は、マネジメント監査委員会やマネジメント・リスク委員会をはじめとするさまざまなマネジメント委員会に出席し、事業内のすべての新しい取り組みや高レベルの問題について十分な情報を得ている。

すべてのナインティワン取締役会および主要委員会に、コンプライアンス報告書が提出されている。

コンプライアンス・チームは、投資プロセスから独立しており、コンプライアンスに関連する事項以外に責任を負わない。

オペレーショナル・リスク

ナインティワンは、オペレーショナル・リスクを、不適当なまたは機能しない内部プロセス、人員、システムまたは外部事由の結果として生じる得る損失と定義する。オペレーショナル・リスクは、投資運用活動、分配活動、商品開発またはITおよびオペレーション機能の内部において生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、専門家を擁する事業内の各チームにより特定され、管理されるが、各チームはオペレーショナル・リスク・チームの監督を受ける。

オペレーショナル・リスク・チームは、事業においてそのリスクを管理することを可能とし、リスク特性の変化またはリスク（もしくは管理）の再評価の必要性の認識に資するツールを提供するフレームワークを構築し実施している。オペレーショナル・リスクのフレームワークを支えているのは、規則に基づいたオペレーショナル・リスク方針であり、当該方針は、かかるフレームワークの各側面に責任を持つフレームワークの技師に関する明確明瞭な指示を提供し、すべてのチームまたは従業員が遵守しなければならない管理義務の概要を説明するものである。

オペレーショナル・リスクのフレームワークは、基本的に、リスク選好に対するリスク水準を決定するために、定性的および定量的インプットの組み合わせを使用する。中心となるのは、各チームによって完成され維持される詳細なリスク・アセスメントである。リスクの発生またはリスク特

性の変化に起因して、リスク・アセスメントの見直しが行われ、リスクの把握、評価、および残存リスクの適切な処理が確保される。

内部および外部のリスク事由は、顧客その他のステークホルダーにとって不利な結果をもたらした、またはその可能性がある実在の事由、とりわけ統制環境の脆弱性がもたらす事由である。全ての従業員は、リスク事由を自身の上司に報告するよう義務付けられ、あらゆる事由は管理、是正および上位者の支持を仰ぐためオペレーショナル・リスク・チームに（ワークフローシステムを通じて）報告される。

事業の変化は、新たな証書もしくは商品、または運用上のワークフローもしくはシステムの変更によって起こる場合がある。生じ得るリスクの特性に与える影響の特定に資するため、オペレーショナル・リスクが検討される。

外部環境の変化は、ナインティワンの支配の及ぶところではないが、ナインティワンの運用方法に影響を与える場合がある。かかる変化には、規制上の変更、顧客要件または最良慣行の進化が含まれる可能性がある。

重要リスク指標は、リスク特性を増大させ得る環境の変化を特定するために使用される早期警告システムであり、リスク選好に広く連動する閾値と対比させて測定される。

事業部門の上級責任者が出席し、ナインティワンのジェネラル・カウンセルが委員長を務めるナインティワンのマネジメント・リスク委員会は、主要なリスク監視機関である。

マネジメント・リスク委員会は、「常設のリスク管理機能」であり、一時的もしくは恒久的にリスクを受け入れる権限、またはリスク削減のため統制を改善するよう事業に指図する権限を有する。マネジメント・リスク委員会が上位者の指示を仰ぐ際の主なフォーラムは、執行委員会、DLC監査およびリスク委員会および取締役会である。

マネジメント・リスク委員会は、少なくとも四半期に一度、ナインティワンのリスクレジスターを見直し、適用されるリスク特性を検討する。マネジメント・リスク委員会は、必要に応じて、事業環境の変化を反映するようリスク特性を調整する。許容範囲を超えると考えられるリスクについては、執行委員会、DLC監査およびリスク委員会および取締役会の指示を仰ぐ。

投資リスク

ナインティワンの投資リスク部門は投資チームから独立しており、「３投資リスク、（２）リスクに対する管理体制」の項で説明されている。

（注）上記の運用体制は今後変更されることがある。

（４）【分配方針】

受託会社は、管理会社の助言に基づき、各取引日にファンドに関する分配を宣言することを意図する。分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されるものとする。分配に利用できる金額は、管理事務代行会社が受益証券一口当たり純資産価格を計算することにより各取引日に決定するものとする。ファンドから分配される受益証券一口当たりの金額は、関連の取引日に受益証券一口当たり純資産価格を閾値に相当する金額まで減額するのに必要な金額とする。分配は、各取引日の最後に終了する関連する市場における営業の終了の直前、または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する当該日におけるその他の時点に宣言されたとみなされるものとする。

受益証券一口につき分配される金額が計算され、小数点第８位未満は四捨五入される。受益者に支払われる総額は、0.01ランド未満は四捨五入される。すべての端数は、ファンドに帰属する。

分配は、ファンドの純投資利益（即ち、利息または配当による利益、実現および未実現の純キャピタル・ゲインから未払費用を控除した金額）から行うことができる。ファンドにおけるすべての受益者

は、当該受益者が保有する受益証券数に比例して、ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有するものとする。

分配は、投資者から申込金が受領される日付から毎日発生する。したがって、受益者は、決済日に宣言される分配を受領する権利を有する。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したもの）は、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引日に実行される。分配の再投資に支払われるべき当初手数料はない。また、端数受益証券は発行されない。

分配再投資日当日またはそれ以前に受益証券の買戻しを請求する受益者については、買戻しが行われる当該受益証券（受益証券が買い戻される取引日当日またはそれ以前に宣言されたもの）に関する受益者の分配が、買戻代金と併せて現金で支払われる。月の最終取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者については、関連の取引日に、その受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に関する分配金によって前分配再投資日に発行された受益証券を含む。）が買い戻されるものとし、また買戻代金が宣言された分配と併せて支払われるものとする。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

短期金融市場商品は、フィッチ格付けF2以上、ムーディーズ格付けP2以上、フィッチ長期格付けBBB-以上、または同等の格付けを有するものに制限される。格付けクラスに対する総エクスポージャーは、以下のポートフォリオ比率に制限される。

短期	長期	制限
フィッチF1+またはムーディーズP1（長期Aa3以上）	フィッチAA-またはムーディーズAa3以上	100%
フィッチF1またはムーディーズP1（長期A1からA3）	フィッチA+からA-またはムーディーズA1からA3	40%
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%

単一の発行体に対するエクスポージャーもまた、商品の格付け（商品が格付けされない場合は発行体の格付け）に基づき、以下のポートフォリオ比率に制限される。

短期	長期	制限
フィッチF1+またはムーディーズP1（長期Aa3以上）	フィッチAA-またはムーディーズAa3以上	25%
フィッチF1またはムーディーズP1（長期A1からA3）	フィッチA+からA-またはムーディーズA1からA3	10%
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%

（※）本書作成時点において、上記格付会社が発表する南アフリカの国内格付（またはそれに類似する格付）が使用されている。当該格付は、国際比較を可能とするように意図されたものではない。また、今後のファンド運用において必要と認められる場合には、予告なく当該格付以外の格付が使用されることがある。

また、管理会社は、ファンドの資産の50%超が日本国金融商品取引法第２条第１項に定義される「有価証券」に投資されるよう維持しなければならない。「有価証券」の定義は、以下のとおりである。

（ｉ）国債証券

（ii）地方債証券

（iii）特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第（ｘｉ）号に掲げるものを除く。）

（iv）資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券
（ｖ）社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
（vi）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第（viii）号及び第（ｘｉ）号に掲げるものを除く。）
（vii）協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成５年法律第44号）に規定する優先出資証券（本号において「優先出資」とは、議決権を有しないが優先配当を受けられる権利をいう。）
（viii）資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（本号において「優先出資」とは、優先配当又は優先残余財産分配権をいう。）
（ix）株券又は新株予約権証券
（ｘ）投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
（ｘｉ）投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
（ｘii）貸付信託の受益証券
（ｘiii）資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託（資産の流動化を目的とする。）の受益証券
（ｘiv）信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
（ｘｖ）コマーシャル・ペーパー
（ｘvi）抵当証券法（昭和６年法律第15号）に規定する抵当証券
（ｘvii）外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第（ｉ）号から第（ix）号まで又は第（ｘvii）号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
（ｘviii）外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
（ｘix）カバード・ワラント
（ｘｘ）預託証券
（ｘｘｉ）前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

さらに、管理会社は、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条を遵守することを義務づけられている。

（１）管理会社は、有価証券の空売りを行わない。
（２）管理会社は、借入時の純資産価額の10%を超えない範囲内でのみファンドの計算で借入れを行うことができるものとする。
（３）管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式またはエクイティ持分にも投資しない。
（４）ファンドの資産が流動性に欠ける証券に対し投資される場合、かかる投資の価格の透明性を確保するため適切な評価方法を設けるものとする。
（５）管理会社は、自己または受益者以外の者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引を行わないものとする。
（６）上記（３）の制限に服しつつ、ファンドは、一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35%を超えて保有することはできない（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。
（７）ファンドは、一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35%を超えて、デリバティブの

ポジションを保有することはできない（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。

（８）ファンドは、一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、（ｉ）有価証券（上記（６）に掲げる株式または投資信託受益証券を除く。）、（ii）金銭債権（上記（７）に掲げるデリバティブを除く。）および（iii）匿名組合出資持分を、その価値（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35%を超えて保有することはできない（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）。（注：担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除される。）

（９）上記（３）の制限に服しつつ、ファンドは、一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額で純資産価額の35%を超えてポジションを有することはできない。

管理会社は、違反が特定されてから可能な限り速やかに、ファンドの受益者の利益を考慮して、ファンドに適用ある上記（１）～（５）に記載された制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

上記（６）ないし（９）の制限からの逸脱が生じた場合、投資運用会社は、当該逸脱を認識した日から起算して１か月以内に、かかる逸脱を是正するようにする。逸脱の是正を１か月以内に行うことができない場合、受益者の利益を考慮しつつ、実務上できる限り速やかにかかる逸脱の是正を行うものとする。投資運用会社は以下の場合、上記（６）ないし（９）を逸脱することが認められる（以下「認められた逸脱」という）。（ｉ）受益証券について大量の買付申込みまたは買戻請求が行われたと投資運用会社が単独で決定する場合、（ii）ファンドが投資する市場もしくは投資対象について突然もしくは重要な変更または投資運用会社の合理的なコントロールが及ばないその他の事象が生じると投資運用会社が単独の裁量において予測する場合、および／または（iii）（ｘ）ファンドの終了を準備するため、または（ｙ）ファンドの資産の規模の結果として、かかる逸脱が合理的に必要であると投資運用会社が単独の裁量で判断する場合。認められた逸脱およびその是正は、かかる是正から３か月以内に受益者に開示されるものとする。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

投資者は、受益証券の価格が上昇または下落し得ることに留意すべきである。ファンドへの投資は、非常に高いリスクを伴う。受益証券の販売について流通市場が存在する可能性は低いので、受益者は、本書に記載される制限に基づく買戻しによってのみ自己の受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性がある。ゆえに、各投資者は、ファンドへの投資にかかるリスクを負うことができるか否かを慎重に考慮すべきである。ファンドへの投資は、投機的でありかつ高度のリスクを伴い、投資者のポートフォリオのリスク資産区分に基づいてのみ行われるものとする。受益証券の価格が上昇する保証も、投資者がファンドに当初投資した元本を100%受領する保証もない。したがって、投資資本の損失リスクを負うことができる者のみが、ファンドへの投資を行うべきである。ファンドのパフォーマンスは、ファンドが投資を行う国の法律上、規制上および税金上の要件による影響を受けることがある。投資者は、一定の状況において、自己の受益証券の買戻請求権を停止される可能性があること、および自己の受益証券が強制的に買い戻される可能性があることに留意されたい。

以下は、ファンドへの投資に伴うリスクに関する限定的なリストである。受益証券への投資を決定する前に、投資予定者は、本書全体を検討し、また各自の法律顧問およびアドバイザーに相談すべきである。

一般

投資目的および取引リスク

ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。いずれの期間においても（特に短期的には）、ファンドの投資目的が達成されるという保証はできない。特に、ファンドへの投資は投資リスクを伴い、これには投資者の投資元本の全損の可能性も含まれる。投資者は、受益証券の価値が上昇する可能性と同様に下落する可能性もあることを認識しなければならない。ファンドの投資目的が成功する保証または表明は存在しない。

管理会社への依存

受託会社は、ファンドの受託者の職務および管理上の事項に関して最終的な権限および責任を有するが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、管理会社に委任されており、管理会社によって行われるため、管理会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有する。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、ポートフォリオ・マネジメント契約の継続ならびに管理会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存する。管理会社および／または管理会社またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、ファンドは、管理会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があり、その結果、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性がある。受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権限を有しない。

為替リスク

ファンドへの投資は、様々な通貨建てで行われる可能性がある。したがって、投資者は、かかる投資対象およびファンドの基準通貨の為替レートの変動リスクならびにかかる基準通貨および投資者の用いる基準通貨（異なる場合）間の為替レートの変動リスクを負う可能性がある。管理会社は為替リスクのヘッジを図る場合があるが、これは義務ではない。

流動性リスク

流動性は、管理会社がファンドの勘定で適時に投資対象を売却することができるか否かに関係する。管理会社がファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性がある。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向がある。ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、管理会社が希望する価格とタイミングで投資対象を処分する機会は制限される可能性がある。有価証券の転売は、時には契約条項によって制限されることがあり、それ自体が有価証券の価値に影響を与える可能性がある。

金利リスク

ファンドが（格付けの有無を問わず）債務証券を保有する場合、投資者は、一般的に債券の市場価格が発行体の金利および財務状況の変化に応じて変わることを認識すべきである。通常、金利の下落期間中には債券の価格は上昇する。反対に、金利の上昇期間中には、通常、債券の価格は下落する。これらの市場価格の変動は、ファンドの純資産価額に反映される。
ファンドのために管理会社が購入する債券および確定利付債券は、従来の利回りと同程度の利回りを回収し続ける保証はなく、またファンドが取得した債券の発行体が、支払期限の到来時に当該支払を行う保証もない。

為替レートの変動

ファンドの基準通貨およびその取引が行われた通貨間の為替レートの変動に対するポジションがヘッジされない限り、為替レートの不利な変動の結果、かかる取引でファンドが実現し得る収益は消滅する可能性があり、またファンドが当該変動による損失を被る可能性もある。

倒産リスク

ファンドまたはその取引相手が保有する証券の発行体によるデフォルト、倒産またはその他の事業上の失敗は、ファンドのパフォーマンスおよび投資目的達成能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

グローバルな投資に関するリスク

ファンドは世界中の様々な資本市場に投資する可能性がある。その結果、ファンドは、当該証券から得た所得に対してまたは当該証券に関する収入に対して源泉徴収税が課され得るリスクを負う。また、かかる資本市場の一部は、（ｉ）一部の外国証券市場における潜在的な価格の乱高下および相対的流動性を含む市場間の差異、（ii）統一された会計・監査・財務報告基準、慣行および開示要件の不存在ならびに政府による監督および規制の欠如、および、（iii）潜在的為替管理規制ならびに外国への投資お

よび資本の本国送金に関する潜在的規制を含む一定の経済的および政治的リスクに関係するリスクを含む、確立した証券市場への投資には概して付随しない特定の要因を伴う。

AEOIによる投資者への影響

ファンドは、AEOIを含むが、これに限られない関連する法令により、投資者の保有金額または買戻代金に関して必要と考える措置を講じることができる。当該措置は、以下を含むが、これらに限られない。

1．ファンド、管理事務代行会社またはファンドのその他のサービス提供会社または受任者による投資者に関連する特定の情報のケイマン諸島税務情報機関もしくはその受任者（以下「TIA」という。）または同様の機関およびAEOIが要求するその他の外国政府機関への開示。当該情報は、ファンドへの投資者の投資に関する財務情報等の機密情報および株主、プリンシパル、パートナー、（直接的または間接的）実質所有者または当該投資者の（直接的または間接的）支配者に関する情報を含むが、これらに限られない。
2．ファンドは、目論見書の条件に従って、投資者が保有する受益証券を強制的に買い戻すことができ、非協力的投資者（当該投資者の行為または不作為は、（直接的または間接的に）税金、経費または債務を発生させるまたはこれらの要因となる）からファンドが支払う源泉徴収税または（ファンド内外の）関連する経費、借入、費用、負債または債務を回収できるよう、非協力的投資者から関連する金額を控除することができる。AEOIに基づき義務を履行するために投資者がファンドに出資しない場合、当該投資者は金銭的損失を被ることがある。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引相手方に適用される法令に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがある。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者間で合意されるその他の銀行勘定（以下「担保勘定」という。）に預託され、再投資目的では利用されない。担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックス（CSA）に従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性がある。かかる利息の差額は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されない。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もある。かかる場合、トラストの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなる。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別途合意されるところに従って支払われる。

担保リスク

取引相手方からの担保の取得および実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を助けることを意図しているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務を返済するのに十分ではないことがある。また、取引相手方により提供される担保は毎日個別に評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および／または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限らない。

担保が正確かつ精密に評価される保証はない。担保が正確に評価されない限りにおいて、ファンドは損失を被ることがある。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがある。担保の価値の減少のリスクは、非流動資産の場合により大きくなり得るが、これは当該資産を換金するまでにかかる時間のためであり、当該資産は提供される担保の全部または大部分を構成することがある。

担保のオペレーショナルリスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により供与される担保は、各営業日に個別に評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整される。担保方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守および実施されない限りにおいて、ファンドは、取引相手方の債務不履行または支払不能の場合に損失を被ることがある。

先行投資

管理事務代行会社がファンドの受益証券の申込みを受領した場合、申込金が受領される前に、当該申込金の決済を見越して、管理会社がファンドの勘定において投資を行うことがあることに受益者は留意すべきである（以下「先行投資」という。）。かかる先行投資は、ファンドの利益となることが意図されているが、決済に失敗した場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時までに相場も不利に変動している可能性がある。）および先行投資の資金が取得されたファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越された場合の罰則的な利息の支払が含まれるが、これらに限られない。結果として、先行投資により生じるファンドの損失は、受益証券一口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および管理会社のいずれも、当該損失が発生した場合に責任を負わないものとする。

買戻しおよび申込みの潜在的な影響

管理会社が、ある取引日に関して申込みが受領された旨の通知を受け、当該取引日における受益証券の発行の前に、ファンドの勘定において投資を行う場合、当該投資からの利益（または損失）は、既存の受益者が保有する受益証券に割り当てられ、かかる割当は、当該取引日における受益証券一口当たり純資産価格を上昇または下落させることがある。

同様に、管理会社が、ある買戻日における買戻しに関して、当該買戻日の後に決済するように投資対象を清算する場合、当該清算からの利益（または損失）は、残存する受益者が保有する受益証券に割り当てられる。

また、受益者の請求による受益証券の大量の買戻しにより、管理会社は、当該買戻しの資金を賄うために必要な現金を集めるために、その他の場合に望ましいとされる時期よりも早く、また、その他の場合に取得可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算することを求められる可能性がある。

例外的な場合、例えばある一日に多数の投資者が買戻しを請求した場合において、買戻しについて期待されるスケジュールでのすべての受益者への支払が遅延する可能性がある。

キャッシュ・スウィープ・リスク

保管銀行によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。キャッシュ・ス

ウィープ・プログラムには、金銭を第三者たるカウンターパーティー（以下「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、ファンドがキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、下記「カウンターパーティー・リスク」を参照されたい。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらない。）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなる。

受託会社および管理会社は、取引を特定のカウンターパーティーとの間に限定することもしくは、すべてまたはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。受託会社および管理会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

また、ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、ファンドの受託会社または管理会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合がある。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社または管理会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。受託会社または管理会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがある。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性がある。

投資者は、集金キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する集金キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。またファンドは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連するキャッシュ・スウィープ提供者のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含む。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行がもたらされた。受託会社、ファンドに関する受託会社の代理人、管理会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はない。

決済に関するリスク

ファンドは、管理会社がファンドの勘定で取引する取引相手方の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う。

評価リスク

ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、受託会社およびファンドの管理会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとする。受託会社および／または管理会社は、評価方針に基づき、裁量権を行使し、また判断を行うことができる。受託会社および／または管理会社は、資産および負債の価値を決定するにあたり、かかるファンド全体の利益のために誠実に行動することを条件として、合理的な判断を下す権利を有する。かかる評価について、現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできない。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結された取引および保有される現金または証券を調整できるよう十分な期間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しないという状況が生じることがある。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味し、純資産価額の計算の不正確さにつながることがある。受託会社、管理事務代行会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、結果として損失が発生した場合に責任を負わないものとする。

プライシング情報源の限定

受託会社、受託会社および管理会社の委託先としての管理事務代行会社および／または管理会社は、ファンドの純資産価額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠する場合がある。

仲介その他の取決め
ポートフォリオ取引を実行するためにブローカーまたはディーラーを選定するにあたり、管理会社は競争入札を実施する必要はなく、利用可能な最低手数料を探求する義務を負わない。管理会社は、同一の取引を行う他のブローカーもしくはディーラーよりも高い価格でリサーチもしくはサービスの提供もしくはそれらに対する支払いを行うブローカーもしくはディーラー、または管理会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払う可能性がある。

決済ブローカーの支払不能リスク

管理会社は、証券取引を精算し決済するために、複数のブローカーのサービスを利用することができる。ファンドのいずれか１社のブローカーが支払不能に陥った場合、適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合があるが、当該ブローカーの下で保管されているファンドの資産がリスクにさらされることがある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含む。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課す。ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合がある。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券に管理会社が投資する場合、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はない。管理会社はかかる源泉徴収された税金を回収することができず、よってかかる変更（該当する場合）は、ファンドが投資している投資対象の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。売却時点で源泉徴収税の対象となる有価証券を管理会社が空売りする場合、取得価格には購入者の源泉徴収税に関する債務が反映される。将来的にかかる有価証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益はファンドの管理会社ではなく購入者に帰属する。

OECD共通報告基準

FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に推進するために、OECDは、世界的なオフショア脱税の問題に対処する目的で共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めている。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSの実施に同意している。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要がある。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社から追加の情報提供を求められることがある。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、および／または、投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。投資者は詳細につき、「第一部　ファンド情報　４　手数料等及び税金（５）課税上の取扱い　②ケイマン諸島」の項を参照することが推奨される。

サイバー犯罪とセキュリティー侵害

ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティの侵害により、より大きなオペレーション・リスクおよび情報セキュリティ・リスクにさらされやすくなっている。サイバー・セキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の横領、データの汚染、もしくは業務の中断を目的としたコンピュータウィルスへの感染、または「ハッキング」もしくはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに制限されるものではない。サイバー・セキュリティ侵害はまた、サービス妨害攻撃や、ファンドのシステムに保存された機密情報を、権限を有する個人が意図的または意図せずに公開する場合など、不正なアクセスを要しない方法で発生する可能性がある。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの事業運営に影響を与える可能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の算出不能、適用法令違反、規制上の罰金および／または課徴金の負担、法令遵守その他のコストを発生させる場合

がある。その結果、ファンドおよびその投資者に悪影響が生じる可能性がある。さらに、ファンドは第三者のサービス提供と緊密に連携しているため、そのような第三者のサービス提供に対する間接的なサイバー・セキュリティー侵害により、ファンドとその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティー侵害と同様のリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるリスクを軽減するためにリスク管理体制を構築しているが、そのような措置が成功する保証はない。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。有価証券の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大かつ悪影響となることがある。

特に証券市場は、包括的な制定法、規制および証拠金規制の対象となっている。さらに、取引所は、例えば、投機的なポジション制限やより高い証拠金規制の遡及的な適用、値幅制限の設定、取引の停止など、市場の緊急時に例外的な措置を講じることが認められている。世界的な規制環境は急速に変化しており、行政上および司法上の措置によって変更される可能性がある。

訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動、管理会社および管理会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生したり、結果の不成功のリスクを負ったりする可能性がある。

早期終了リスク

ファンドは、一定の状況において、補遺目論見書および／または後記「第一部　ファンド情報　第２　管理及び運営　３資産管理等の概要（５）その他（ロ）ファンドの解散」の項に記載されているように、予定された終了日以前に終了することがある。

保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていない。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および／または下落する可能性がある。元本の保全は保証されていない。ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるケイマン諸島の休業日を考慮していない。したがって、受託会社はすべての営業日に裁量を行使できるとは限らない。

郵便物の取扱い

受託会社および／またはファンドの登記上の事務所において受領された、受託会社および／またはファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含む。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負わない。特に受託会社の取締役は、自身個人宛の郵便物（受託会社またはファンド宛の郵便物ではない）のみを、受領、開封または直接処理する。

保管リスク

保管会社またはブローカーとの取引にはリスクを伴う。保管会社またはブローカーに証拠金として預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定され、したがって、ファンドはかかる当事者に関する信用リスクにさらされないことが期待される。しかしながら、かかる当事者が支払不能となった場合には、かかる分別管理が達成されるとは限らず、また、証拠金として保有されている資産に対するファンドの権利を強制することに関連して、実務上または時間的な困難が生じる可能性がある。

ファンドの資産が、支払不能となった保管会社およびブローカーにより保有される可能性もある。資産が分別管理されていない場合、ファンドは無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全には回収できない可能性がある。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面する可能性がある。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクももたらされる。管理会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがある。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はない。

追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがある。かかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、当該クラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性がある。これは、かかる追加のクラスが設定される前に発行されていたクラスの受益証券１口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

制裁

受託会社およびファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および／または投資との間における取引を制限する法律の対象となる。

したがって受託会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者（以下「関連者」という。）（該当する場合）が、（ｉ）米国財務省の外国資産管理室（以下「OFAC」という。）によって維持されるか、またはEUおよび／もしくは英国の規制（後者の規制は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、（ii）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国によって科される制裁の適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、（iii）その他の面で国際連合、OFAC、EUまたは英国（後者の制裁は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）によって科される制裁の対象となっていることが（以下集合的に「制裁対象」という。）ないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求する可能性がある。

投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、受託会社は、当該投資者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、購入者および／または購入者のファンド証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、購入者への通知なしに直ちに要求される可能性がある（以下「被制裁者事象」という。）。受託会社およびファ

ンドは、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および／または損失（あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含むが、これらに限られない。）に対して、いかなる法的責任も負わないものとする。

加えて、ファンドのために行われた何らかの投資がその後に適用される制裁の対象となった場合、受託会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、購入者への通知なしに直ちに停止する可能性がある。

ファンドに関するリスク

過去の実績

管理会社、ならびに管理会社およびその関連会社が運用、助言またはスポンサーを行う法主体、ファンド、口座またはクライアントの運用成績は、ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではない。

ポートフォリオ選択リスク

一般的に特定のセクター、地域、市場セグメント、有価証券または金利に影響を及ぼす品質、相対利回り、相対価値または市場動向に関する管理会社の判断が誤りであると判明する場合がある。

多額の報酬および費用

ファンドは、設立費用および募集費用、投資関連費用ならびに継続的な管理事務および運営費用（ファンドの関係法人に支払われる報酬等）を含む、一定の固定費用を支払うことを要求される。これらの報酬および費用は多額となる場合があり、ファンドが利益を実現したか否かにかかわらず、ファンドによって支払われるものである。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、本書に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する一口当たり純資産価格が、関連する買戻通知の日から関連する取引日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

買戻しおよび買付けの潜在的な影響

管理会社が、ある取引日に関する買付けの申込みを受付けた旨の通知を受けた後、当該取引日におけるファンドの受益証券が発行される前に、ファンドの勘定で投資を行った場合、かかる投資による利益（または損失）は、既存の受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられ、かかる割当てが、当該取引日におけるそのファンドの一口当たり純資産価格を増減させる可能性がある。
同様に、管理会社がある取引日における買戻しに関してファンドの投資対象を処分したが、その決済が当該取引日の後に行われる場合、当該処分による利益（または損失）は、残存する受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられる。
さらに、受益者の請求により受益証券の大量買戻しが行われる場合、管理会社は、かかる買戻しの代金を賄うために必要な現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格でファンドの投資対象を換金する必要が生じる可能性がある。
例外的な場合、例えば、ファンドの多数の投資者が受益証券の買戻しを単一の日に要求した場合、そのファンドのすべての受益者に対する支払いが、想定された買戻しスケジュールより遅延する可能性がある。

大量の買戻し

ファンドの受益証券の大量の買戻しは、（ｉ）ファンド中の投資対象を間接的に一括清算することになり、それにより当該ファンドに残存する受益証券の価格もしくは残存する投資対象のリスク因子に悪影響を及ぼす可能性があるか、または（ii）受託会社がファンドの終了を決定することになる可能性がある。

受益者の運営への不参加

受益者はいかなるファンドの運営およびその事業の遂行にも参加しない。

利益相反

受託会社およびその関係法人（ならびにそれぞれの役員、取締役および従業員）間には、随時、潜在的な利益相反が存在する可能性がある。下記「第二部　特別情報　第１　管理会社の概況　４　利害関係人との取引制限」を参照されたい。

クラス間債務

基本信託証書において、受託会社は関連するシリーズ・トラストの会計帳簿上で各クラスの資産を分離すること、および当該シリーズ・トラストの債務をクラス間で配分することを要求され、一つのクラスの資産が他のクラスの債務を弁済するために利用されないようにしているが、この取決めは、受益者間および受益者と受託会社との間でのみ拘束力を有する。シリーズ・トラスト全体として取引するシリーズ・トラストの外部の債権者を拘束するものではない。よって、外部の債権者については、一つのクラスが債務を負担した場合、関連するシリーズ・トラストの全資産は当該債務を弁済するために利用されることがある。ただし、外部の債権者が特定のクラスに対する自己の償還請求権を制限することに同意する場合はこの限りではない。本書の日付現在、受託会社はかかる債務または偶発債務を認識していない。

分散投資の不存在

ファンドは、少数の相対取引される投資対象に投資する可能性がある。投資対象が少数であるため、ファンドが実現するリターンの合計額が、かかる投資対象のうち一部のパフォーマンス不振により著しい悪影響を被る可能性がある。さらに、ファンドは分散投資に関するガイドラインを整備しておらず、投資がごく少数の産業、法域、または商品に集中する可能性がある。

市場リスク

ファンドの勘定で保有する投資対象の価値は、経済的、政治的、もしくは規制上の状況、インフレ、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種、あるいは証券市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。最近の世界的な金融危機により、ファンドの勘定で保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値と流動性が大きく低下した。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきた。このような支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値や流動性に悪影響が生じる可能性がある。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められている。この法律が市場に与える影響や、市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならない可能性がある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被る可能性がある。

固有のリスク要因

ファンドに関するリスク

短期金融市場への投資には、重大なリスクが伴う。この種類の投資に伴うリスクは、ファンドが投資を提案する投資対象が突然の予期しない重大な価格変動にさらされる可能性があるため、その他の種類の投資に通常関連するリスクより大きいものであることに留意すべきである。結果として、かかる投資対象の取引は、短期間で受益証券一口当たり純資産価格に重大な損失および利益をもたらす可能性がある。したがって、投資は、かかる投資における損失を被ることのできる者によってのみ行われるべきである。

ファンドがその目的を達成しまたは重大な損失を回避するとの保証はない。海外の投資には、国際的な為替相場の変動から生じるリスクが追加される。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する政治および経済リスク

投資予定者は、ファンドに対する投資には、南アフリカの政治および経済状況より生じる高度のリスクが含まれ、これが投資の価値に影響を与える可能性があることに留意すべきである。特に、南アフリカのマネー・マーケット・ファンドに対する投資は、南アフリカの金利変動、ポートフォリオ・デュレーションのリスクおよび投資される短期金融市場商品の対象発行体の信用性に依拠する。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する価格変動リスク

その他の新興市場と同様、南アフリカの市場は、取引量が相対的に低く、流動性の欠如または著しい価格変動の期間に直面する可能性がある。南アフリカのマネー・マーケット・ファンドは、通常、0.01ランドの安定した閾値を維持することを追求するが、投資対象に信用問題が存在する場合、または金利の急激な上昇および大量の買戻しが同時に発生し、その結果として投資対象が取得原価にポートフォリオに記録されるその後の含み益を下回る市場価格で売却されなければならない場合、かかる安定閾値が「破壊される」可能性がある。

南アフリカのマネー・マーケット・ファンドとしてのファンドに関する流動性リスク

南アフリカの市場は、発達した市場に比べて流動性が低い。投資者は、支払いおよび買戻しが必ずしも予定期間内に行われるものではないことを認識すべきである。

ファンドの対象ポートフォリオに関する信用リスク

ファンドは、ポートフォリオを構成する対象短期金融市場商品の発行体の信用リスクにさらされる。
ファンドへの投資に関する為替変動リスク

管理会社（またはその適法に授権された代理人）がファンドの利益のために行う投資およびファンドが受領する収益の大部分は、ランド建てである。投資者は、かかる通貨の突然の平価切下げまたは平価切上げの可能性を認識すべきである。

純資産価額の計算

投資者は、分配金の計算が日々行われるようにするため、管理事務代行会社が受益証券一口当たり純資産価格を評価日の前営業日に計算することに留意すべきである。南アフリカの短期金融市場は同日決済で稼動しているため、管理事務代行会社は、評価日時点で決済されるポートフォリオ投資取引にかかる発生利息を認識することができない。その結果、評価日に決済されるポートフォリオ投資取引にかかる利息は、受託会社の承認を受けた管理会社により、同日の予測市場金利によって見積もられ、保守的に割り引かれる。このため、見積発生利息と実際の発生利息との間に差異が生ずることがある。
一度計算された受益証券一口当たり純資産価格については、実際の発生利息と見積発生利息との差異に関する調整は行われない。

ファンドへの投資に関する租税要因

投資者は、南アフリカの税体制が急速な変動を特徴とすることに留意すべきである。かかる変動は、突然発生し、また遡及的効力を伴う可能性がある。ファンドの収益および利益は、税金、租税、賦課金または南アフリカの政府により課せられるその他の行政関係手数料の対象となる場合がある。これにより純資産価額が悪影響を受ける可能性がある。また、ファンドへの投資による利益は、現在または将来の税金、租税、賦課金または南アフリカの税務当局により課せられるあらゆる性質のその他の行政関係手数料に関してまたはその利益のために源泉徴収または控除の対象となる場合がある。

（２）リスクに対する管理体制

①　管理会社のリスク管理体制

管理会社は、ファンドのリスク管理について投資運用会社に委任する。

②　投資運用会社のリスク管理体制

投資運用会社は、ファンドのリスク管理について、さらに南アフリカ投資チームに委任する。

③　南アフリカ投資チームのリスク管理体制

ナインティワンは、事業全体のリスク管理を目的として包括的な管理および監督体制を実施しており、これには、投資リスクに対するナインティワンのアプローチが含まれる。以下は、ナインティワンにおける以下の投資リスクの監督および軽減につき責任を負う主な組織の概要である。

－マネジメント・リスク委員会：全ての事業分野のリスク委員会は、全社的なリスク管理につき全体的な責任を負うマネジメント・リスク委員会に対し報告を行う。同委員会は隔月に会合を行い、ナインティワンのジェネラル・カウンセルが委員長を務める。

－投資リスク委員会：投資リスク委員会は、マネジメント・リスク委員会に対し報告を行い、投資リスク・チームの責任者が委員長を務め（代替の委員長は、共同チーフ投資責任者）、事業における投資リスクの管理につき責任を負う。投資リスク委員会の主な責任は、ナインティワンによる投資活動から生じるリスクを特定し、評価し、優先順位を付け、かつ、十分かつ有効な投資リスク軽減活動および戦略が実施されることを確保することである。

－流動性管理委員会：同委員会は、ポートフォリオにおける流動性および配分を検討する目的で（少なくとも）四半期毎に会合を行う。同委員会はまた、ナインティワンの流動性管理計画の保有および維持についても責任を負い、マネジメント・リスク委員会に対し報告を行う。

－投資リスク・チーム：独立した投資リスク・チームは、ナインティワンの全ての投資戦略においてリスクが継続的に測定され、監視されることを確保することを任務としており、リスク水準が投資の確信レベル、プロセスおよび顧客からの要求レベルと一致するようことを確保することを目標としている。批判的で独立した監督を確保するため、投資リスク・チームの責任者は、そのナインティワンにおける役割が監督であり、投資決定プロセスへの積極的な参加を伴わない共同チーフ投資責任者であるジョン・マクナブに第一に報告する。

－投資チーム：ナインティワンの専門的な投資チームにおけるポートフォリオ・マネジャーは、リスク管理につき先を見越すアプローチを採っており、当該アプローチは、各プロセスにおいて構築される監視機能に留まらない。投資チームはまた、ナインティワンの独立した投資リスク・チームと日々緊密に協力している。

－投資チームおよび投資リスク・チームの双方は、四半期毎に開催される構造化報告フォーラムに参加しており、これには、ナインティワンの上級管理者も参加する。当該フォーラムは、歴史的観点からおよび成功し続けるために必要となる発展的変化への対応を目的とするナインティワンの投資プロセスの定性的および定量的な継続的ヘルスチェックとして機能する。

全社的なリスク管理アプローチ

ナインティワンの投資戦略におけるリスク管理は、ポートフォリオ管理プロセスの不可欠な部分であり、投資者のリスクおよびリターン目標を達成するために適切なリスク水準が用いられることを確保するための明示的な制限および追加的措置で構成される。

投資リスクの観点からナインティワンの主な懸念事項である主要４分野は、以下のとおりである。

１．**投資哲学およびプロセス**：投資能力が投資スタイルおよび投資マンデートを遵守するよう確保すること。

２．**リサーチおよび分析**：適切なリサーチおよび分析が投資決定プロセスの基礎となっていることを確認すること。

３．**集中および流動性**：戦略の集中および流動性を認識すること。

４．**リスク測定**：適正なリスク測定およびストレス・テストを確実に実行すること。

リスクは、戦略に応じて毎日、毎月および四半期毎に監視される。

上記のプロセスの主な特性は、以下のとおりである。

－毎日：バリュー・アット・リスク（VaR）の監視が、大部分にデリバティブを用いるか、またはより複雑なデリバティブ戦略を用いるポートフォリオにつき毎日行われる。ナインティワンは、リスク・エクスポージャーが予め指定された範囲に収まり、かつ、ソフトおよびハードの制限を統合するものとなることを確保する目的で、予想されるVaR推定値を算定する統計的要因に基づく第三者のリスク管理システムを使用する。

－毎月：リスク分析が、主なポートフォリオ、調査水準およびリスク・エクスポージャーの動向ならびにリスク因子の全体的な分散につき毎月行われる。投資リスク・チームは、投資プロセスの質を維持するために結果を分析する。見解は、関連するポートフォリオ管理チームとの間だけでなく、顧客と接触する管理者および上級管理者（該当する方）との間でも共有される。その結果によっては、および関連するポートフォリオ・マネジャーとの協議により、ポートフォリオの調整が行われる場合がある。

－四半期毎：ナインティワンは、事業の上級管理者とともに投資プロセスの定量的特性の事後分析を行う目的で、四半期ごとに検討を行っている。これによりナインティワンは、優れたパフォーマンスの要因がナインティワンの予想と一致しているか否かを確認することができ、弱みのある分野を特定することができる。この検討により、プロセスについて広範囲かつ多様な監督が行われるだけでなく、ナインティワンの顧客の期待に継続的に応えられるようにするための各チームおよびプロセスの進化も促進される。

リスクに関する見解のフィードバック

リスクに関する見解は、ポートフォリオ・マネジャーおよびその他の適切な上級管理者に伝達される。さらに、批判的で独立した監督を確保するため、投資リスク責任者は、リスクおよび運用につき共同チーフ投資責任者に対し報告を行う。

リスクに関する上記の全てのプロセスにおいて、リスクに関する関連データを伝達するポートフォリオ・マネジャーに対する効果的なフィードバックループが存在する。ポートフォリオ・マネジャーは、（投資マンデートの条件内の）特定のポートフォリオにおけるリスクにつき最終的に責任を負う。ポートフォリオ・マネジャーは、そのポートフォリオにおけるリスクの検討および監視を支えるリソースを多数用意している。ナインティワンの投資リスク・チームは、継続的に要請されるあらゆるアドホック分析に対応することができる。また、ポートフォリオ・マネジャーは、社内のリスク・プラットフォームに関するブローカーによる相互検討およびその他のリスク研究等の外部の情報源を使用する場合がある。

自動制限監視

自動制限監視は、リスク管理体制の主要部である。ポートフォリオ投資制限は、ナインティワンの取引注文管理システムであるシンクフォリオ（thinkFolio）に記録される。かかる制限は、取引実行前後に検証される。違反の可能性がある場合には、取引前メッセージによりポートフォリオ・マネジャーに対して明示および／または注意喚起される。取引後の報告はすべて、投資ガイドライン・マネジメントチームにより追加検証として毎日監視される。違反は、是正のために講じる措置の検討およびナインティワンの主要違反記録への記載目的でコンプライアンス・チームに転送される。

（※）ファンドはデリバティブ取引を行っていない。
（注）上記のリスク管理体制は今後変更されることがある。

（3）リスクに関する参考情報

〈 ファンドの分配金再投資
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 〉

2016年8月～2021年7月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

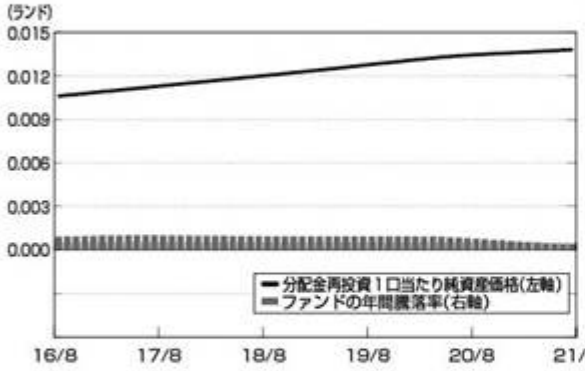

〈 ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較 〉

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。

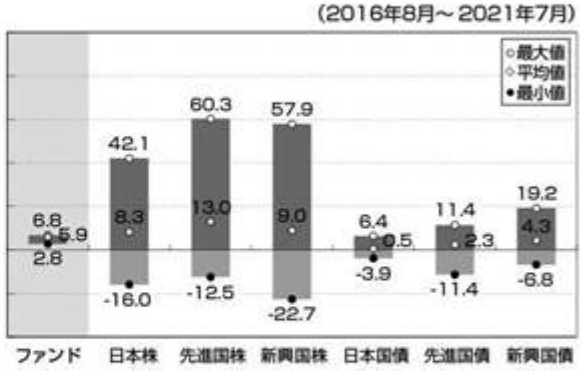

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

※ 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2015年8月末の1口当たり純資産価格(0.01ランド)を起点として、税引前の分配金を分配再投資日にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

※ ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ ファンドの年間騰落率は、表示通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

● 代表的な資産クラスを表す指数

日本株……TOPIX（配当込み）
先進国株……FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株……S&P新興国総合指数
日本国債……ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債……FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債……FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

①　海外における申込手数料

該当事項なし。

②　日本国内における申込手数料

国内における申込手数料の徴収はない。

（２）【買戻し手数料】

①　海外における買戻し手数料

該当事項なし。

②　日本国内における買戻し手数料

国内における買戻し手数料の徴収はない。

（３）【管理報酬等】

①　管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.05%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。管理会社はまた、ファンドの資産から管理会社が提供するサービスに関して合理的に発生する立替費用につき払戻しを受ける権利を有する。

管理報酬は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行買戻し業務の対価として、管理会社に支払われる。

2021年３月31日に終了した会計年度中の管理報酬は885,563ランドであった。

②　投資運用会社報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。投資運用会社はまた、ファンドの資産から投資運用会社が提供するサービスに関して合理的に発生する立替費用につき払戻しを受ける権利を有する。

投資運用会社報酬は、ファンド資産の投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われる。

2021年３月31日に終了した会計年度中の投資運用会社報酬は7,115,889ランドであった。

③　受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から年間170,000ランドの固定報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドの資産から14,000ランドの当初口座開設手数料および非居住者預金口座のための14,000ランドの口座開設手数料を受領する権利を有する。受託会社は、さらに、ファンドの資産からすべての政府によるまたは類似の手数料、料金、税金および適法に発生するファンドに課されるもしくはこれに関するあらゆる行政関係手数料ならびに発生したすべての合理的な立替費用につき払戻しを受ける権利を有する。受託会社は、受託会社および管理会社間で合意された通り、ファンドの終了時に解約手数料を受領する権利を有する。

受託報酬は、ファンド資産の受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

2021年３月31日に終了した会計年度中の受託報酬は170,000ランドであった。

④　販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、販売会社が申込人を斡旋した受益証券に帰属する純資産価額の当該部分の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。

販売報酬は、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務の対価として、販売会社に支払われる。

2021年３月31日に終了した会計年度中の販売報酬は7,125,011ランドであった。

⑤　管理事務代行報酬・保管報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から以下の料率による管理事務代行会社の報酬を受領する権利を有する。

１．各評価日における評価時点に計算された当該部分の純資産価額における10億ランド以下の部分については年率0.10%

２．各評価日における評価時点に計算された当該部分の純資産価額における10億ランド超20億ランド以下の部分については年率0.09%

３．各評価日における評価時点に計算された当該部分の純資産価額における20億ランド超の部分については年率0.08%

かかる報酬は、ファンドに対する管理事務代行サービスの提供に関して、評価日による日割計算で、年700,000ランドを最低報酬額として、四半期毎に後払いで支払われる。保管銀行の報酬は、管理事務代行会社により負担される。

管理事務代行会社はまた、ファンドに関する各証券決済指示に係る150ランドの手数料およびファンドからの現金の出納に係る100ランドの手数料を受領する権利を有する。

管理事務代行会社はさらに、目論見書の改訂、ファンドに対するサービス・プロバイダーの変更、ファンドのストラクチャーの変更およびファンドの終了を含むがこれらに限られない状況において、ファンドの資産から、管理事務代行契約に定める追加報酬を随時受領する権利を有する。

管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われる。

保管報酬は、ファンド資産の保管業務の対価として、管理事務代行会社により負担される。

2021年３月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬および保管報酬は、それぞれ1,362,609ランドおよび1,195,516ランドであった。

⑥　代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受領する権利を有する。

代行協会員報酬は、受益証券一口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への交付等の代行協会員業務の対価として、代行協会員に支払われる。

2021年３月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、1,782,875ランドであった。

⑦　マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサーの報酬およびレポーティング・オフィサーの報酬

マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーは、それぞれファンドの信託財産から年間報酬を受領する権利を有する。

⑧その他

口座維持費、銀行間振替手数料、電話、書簡、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に関する代金および費用を含むがこれらに限られないすべての合理的な現金支出費用はファンドから支払われる。

受託会社、管理事務代行会社および保管会社は、（ａ）必要な追加作業、（ｂ）英文目論見書または規約の修正、（ｃ）ファンドのサービス提供者の変更、（ｄ）管理事務代行会社／保管会社／受託会社の業務インフラへの変更を要するファンドの他のサービス提供者の業務インフラの変更、（ｅ）管理事務代行会社／保管会社／受託会社の文書または運営の変更を要するファンドのストラクチャー変更、ならびに（ｆ）ファンドの終了を含むがこれらに限定されない状況において、両当事者間で合意される追加手数料を受ける権利を有する。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

トラストおよびファンドの設立に関する経費および費用（誤解を避けるために、登録手数料および行政関係手数料ならびに目論見書、補遺目論見書、基本信託証書、補遺信託証書およびファンドに帰属するその他すべての合意の作成に関する専門家報酬を含む。）（以下「設立費用」という。）は、約25万米ドルを計上した。

国際財務報告基準に従えば、設立費用は、償却するのではなく費用として処理すべきである。ただし、受託会社はこの不遵守の影響を考慮はするが、この問題がファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼすとは判断しない。ファンドにより採用される会計原則が国際財務報告基準から逸脱するものである場合、その不遵守の性質や重大性のレベルによっては、監査人がファンドの関連する年次監査済財務諸表に対して限定付き意見を述べることとなる可能性がある。

設立費用はすべてファンドが負担した。

変更する可能性がある費用

管理事務代行会社の報酬、保管銀行の報酬、管理会社の報酬、投資運用会社の報酬、販売会社の報酬および代行協会員の報酬は、純資産価額の年率1.05%に相当する金額になるが、この金額は上限２％まで増加する可能性があることが予測される。

その他の報酬および費用

追加報酬・費用（監査報酬、法律費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用およびその他の継続的な報酬・立替費用を含むが、これらに限られない。）もまた、ファンドからの実費としてファンドの資産から支払われる。ファンドは、すべての適用ある税金についても負担する。ファンドに帰属する追加報酬は、受託会社またはその代理人との協議を経て管理会社が裁量的に、発生費用として計上し、または償却することができる。

国際財務報告基準に従えば、ファンドに帰属する報酬・費用は、償却するのではなく費用として処理すべきである。ただし、受託会社はこの不遵守の影響を考慮はするが、この問題がファンドの純資産価額に重大な影響を及ぼすとは判断しない。ファンドにより採用される会計原則が国際財務報告基準から逸脱するものである場合、その不遵守の性質や重大性のレベルによっては、監査人がファンドの関連する年次監査済財務諸表に対して限定付き意見を述べることとなる可能性がある。

その他費用については、変動するものであり、事前に料率、上限金額等を示すことができない。

2021年３月31日に終了した会計年度中のその他の報酬および費用は、1,540,607ランドであった。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

①　日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５％）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５％））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II　ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象とな

り、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（へ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ　本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ　税制等の変更により上記Ⅰないし Ⅲに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島政府は、既存の法規に基づき、トラストおよび受益者に関して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、二重課税条約の当事国ではない。本書の日付現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

ファンドは、ケイマン諸島の政府から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領している。ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されない。

ケイマン諸島－金融口座情報の自動的交換

2013年11月29日に、ケイマン諸島政府は、FATCAの実施に関し、米国との間で政府間協定（以下「US IGA」という。）を締結した。US IGAの目的は、FATCAに従い、租税情報を自動的に交換することである。両政府はまた、租税情報を自動的に交換する法的手段を規定した租税情報交換契約に署名した。

2014年７月４日に、ケイマン諸島政府は、ケイマン諸島の税務情報当局法（改訂済）（以下「TIA法」という。）に加え、ケイマン諸島の税務情報当局（国際税務コンプライアンス）（米国）規則（改訂済）（以下「US FATCA規則」という。）を発行した。US FATCA規則は、US IGAの規定を実施するものである。US FATCA規則は、米国市民である米国人投資者の身元確認および特定の米国人投資者の直接的および間接的な報告を規定し、トラストおよび／またはファンドおよびその投資者に影響を与える。

ファンドの投資者は、US FATCAの目的上、受託会社が投資者を正確に分類するために、受託会社に対し、身元確認情報の提供を要求されることがあり、また、投資者が要求されたかかる情報の提供に応じない場合には、かかる投資者は「米国の報告対象口座」として分類され、かかる投資者（およびファンドの保有）に関する情報は、ケイマン諸島の税務情報当局またはその委託先（以下「TIA」という。）に報告され、TIAはさらにかかる情報を米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に提供する可能性があることに留意すべきである。各投資者はまた、トラストおよび／またはファンドにおける直

接的または間接的な持分の保有を識別する、受託会社に提供されたいかなる情報もTIAおよび／またはIRSに報告される可能性があることに留意すべきである。

ケイマン諸島およびその他の50の法域が、経済協力開発機構（OECD）が公表したCRSを導入する意思を示すため、2014年10月29日「多国間協定」に調印した。新規および既存口座に対して実施されるデュー・ディリジェンスを義務付けるOECDの規制は、当該口座に対する報告義務が2017年中に開始されることを受け、2015年10月16日および2016年12月19日に制定された。CRSは、その他の調印される法域で納税する住民である投資者に対し、US IGAと同等の報告義務およびその他の義務を課すもので、100を超える国々がCRSの実施に調印している。受託会社は、TIAが世界中の税務当局に広めている口座情報とともに、毎年TIAに報告を行うことを要求される。ケイマン諸島政府は、今後、その他の第三国と追加の政府間契約を締結する場合があり、これは、当該第三国がCRSを導入し、トラストおよび／またはファンドについてさらなる報告義務および源泉徴収税を課す可能性がある。

各投資者は、AEOIに基づき、トラストおよび／またはファンドが支払う源泉徴収税および当該投資者が請求された情報を受託会社に提供しなかったことによりトラストおよび／またはファンド、管理事務代行会社、その他の投資者、またはこれらの代理人、受任者、従業員、取締役、役員または関連会社が負担した関連経費、利息、罰金ならびにその他の損失および債務が当該投資者によって経済的に負担されることを確保するため、受託会社が当該投資者の持高または買戻代金に関して必要と考える措置を講じる場合があることを認識している。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2021年７月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（ランド）	投資比率（%）
割引債	南アフリカ	1,055,636,846.99	63.98
変動利付債	南アフリカ	486,717,631.27	29.50
預金	南アフリカ	106,300,000.00	6.44
小計		1,648,654,478.26	99.92
現金・その他の資産（負債控除後）		1,251,604.47	0.08
合計（純資産総額）		1,649,906,082.73 （約12,391百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。
（注２）上記の数値は管理事務代行会社のデータをもとに記載している。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2021年７月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率（%）	償還日	額面金額（ランド）	簿価（ランド）	時価（ランド）	投資比率（%）
1.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 11AUG21	南アフリカ	割引債	－	2021年８月11日	122,500,000.00	122,400,115.41	122,400,115.41	7.42
2.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 15SEP21	南アフリカ	割引債	－	2021年９月15日	121,880,000.00	121,314,576.94	121,314,576.94	7.35
3.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 13OCT21	南アフリカ	割引債	－	2021年10月13日	113,470,000.00	112,584,439.82	112,584,439.82	6.82
4.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 25AUG21	南アフリカ	割引債	－	2021年８月25日	89,030,000.00	88,824,846.23	88,824,846.23	5.38
5.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 01SEP21	南アフリカ	割引債	－	2021年９月１日	80,110,000.00	79,860,495.43	79,860,495.43	4.84
6.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 22SEP21	南アフリカ	割引債	－	2021年９月22日	73,880,000.00	73,478,566.70	73,478,566.70	4.45
7.	CALL ACCOUNT SHINSEI HSBC BANK	南アフリカ	預金	3.450%	2049年12月31日	72,000,000.00	72,000,000.00	72,000,000.00	4.36
8.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 27OCT21	南アフリカ	割引債	－	2021年10月27日	64,260,000.00	63,633,178.46	63,633,178.46	3.86
9.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 17NOV21	南アフリカ	割引債	－	2021年11月17日	59,510,000.00	58,775,005.70	58,775,005.70	3.56
10.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 30DEC21	南アフリカ	変動利付債	5.167%	2021年12月30日	58,000,000.00	58,276,364.65	58,276,364.65	3.53
11.	NEDBANK LIMITED FRN 12OCT21	南アフリカ	変動利付債	5.092%	2021年10月12日	56,000,000.00	56,000,000.00	56,000,000.00	3.39
12.	ABSA BANK LIMITED FRN 20AUG21	南アフリカ	変動利付債	5.625%	2021年８月20日	51,000,000.00	51,000,000.00	51,000,000.00	3.09
13.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 10NOV21	南アフリカ	割引債	－	2021年11月10日	49,350,000.00	48,803,377.24	48,803,377.24	2.96
14.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 18AUG21	南アフリカ	割引債	－	2021年８月18日	45,690,000.00	45,617,141.61	45,617,141.61	2.76
15.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 04AUG21	南アフリカ	割引債	－	2021年８月４日	44,900,000.00	44,895,340.36	44,895,340.36	2.72
16.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 24NOV21	南アフリカ	割引債	－	2021年11月24日	43,520,000.00	42,955,622.97	42,955,622.97	2.60
17.	STANDARD BANK OF SA LTD FRN 23AUG21	南アフリカ	変動利付債	5.150%	2021年８月23日	42,000,000.00	42,037,037.06	42,037,037.06	2.55

18.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 08SEP21	南アフリカ	割引債	－	2021年９月８日	40,420,000.00	40,258,117.80	40,258,117.80	2.44
19.	ABSA BANK LIMITED FRN 12OCT21	南アフリカ	変動利付債	5.642%	2021年10月12日	32,000,000.00	32,000,000.00	32,000,000.00	1.94
20.	SOUTH AFRICAN T BILLS 0PCT 03NOV21	南アフリカ	割引債	－	2021年11月３日	26,400,000.00	26,130,251.88	26,130,251.88	1.58
21.	ABSA BANK LTD FRN 05OCT21	南アフリカ	変動利付債	5.242%	2021年10月５日	23,000,000.00	23,000,000.00	23,000,000.00	1.39
22.	ABSA BANK LTD FRN 11OCT21	南アフリカ	変動利付債	4.942%	2021年10月11日	23,000,000.00	23,000,000.00	23,000,000.00	1.39
23.	ABSA BANK LTD FRN 15SEP21	南アフリカ	変動利付債	5.633%	2021年９月15日	23,000,000.00	23,000,000.00	23,000,000.00	1.39
24.	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD FRN 18OCT2021	南アフリカ	変動利付債	5.432%	2021年10月18日	20,500,000.00	20,534,912.02	20,534,912.02	1.24
25.	FDZAR SAN 3.85PCT 10AUG21	南アフリカ	預金	3.850%	2021年８月10日	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	1.21
26.	NEDBANK LIMITED FRN 18OCT21	南アフリカ	変動利付債	5.417%	2021年10月18日	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	1.21
27.	NEDBANK LIMITED FRN 25OCT21	南アフリカ	変動利付債	5.408%	2021年10月25日	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	1.21
28.	NEDBANK LTD FRN 10SEP21	南アフリカ	変動利付債	4.233%	2021年９月10日	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	1.21
29.	SOUTH AFRICAN TBILLS 0PCT 26JAN22	南アフリカ	割引債	－	2022年１月26日	20,270,000.00	19,834,446.65	19,834,446.65	1.20
30.	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD FRN 15SEP21	南アフリカ	変動利付債	5.413%	2021年９月15日	18,000,000.00	18,016,865.44	18,016,865.44	1.09

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2021年７月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2021年７月末日現在）。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末および2021年７月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	ランド	百万円	ランド	円
第４会計年度末（2012年３月末日）	1,102,164,832.00	8,277	0.01	0.0751
第５会計年度末（2013年３月末日）	1,230,984,426.00	9,245	0.01	0.0751
第６会計年度末（2014年３月末日）	1,333,442,661.00	10,014	0.01	0.0751
第７会計年度末（2015年３月末日）	1,204,828,295.00	9,048	0.01	0.0751
第８会計年度末（2016年３月末日）	1,289,546,237.00	9,684	0.01	0.0751
第９会計年度末（2017年３月末日）	1,390,011,237.00	10,439	0.01	0.0751
第10会計年度末（2018年３月末日）	1,546,917,275.00	11,617	0.01	0.0751
第11会計年度末（2019年３月末日）	1,645,071,388.00	12,354	0.01	0.0751
第12会計年度末（2020年３月末日）	1,784,654,942.00	13,403	0.01	0.0751
第13会計年度末（2021年３月末日）	1,697,243,862.00	12,746	0.01	0.0751
2020年８月末日	1,825,947,775.86	13,713	0.01	0.0751
９月末日	1,814,548,306.00	13,627	0.01	0.0751
10月末日	1,805,483,854.70	13,559	0.01	0.0751
11月末日	1,795,976,242.18	13,488	0.01	0.0751
12月末日	1,761,975,091.38	13,232	0.01	0.0751
2021年１月末日	1,749,875,357.45	13,142	0.01	0.0751
２月末日	1,718,630,511.35	12,907	0.01	0.0751
３月末日	1,697,243,862.00	12,746	0.01	0.0751
４月末日	1,672,780,842.64	12,563	0.01	0.0751
５月末日	1,654,418,360.89	12,425	0.01	0.0751
６月末日	1,651,688,130.14	12,404	0.01	0.0751
７月末日	1,649,906,082.73	12,391	0.01	0.0751

（注）会計年度末（３月末日）および半期末（９月末日）の純資産総額は、財務書類上の純資産価額を記載しており、取引目的のために計算された報告純資産価額とは異なることがある。

②【分配の推移】

分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言される。

分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したもの）は、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。

下記は2021年７月末日までの１年間における前月最終取引日から各月最終取引日前日（分配再投資日）まで保有した場合に再投資された月次分配金の額（一口当たりの累計額）を表示した。

最終取引日	一口当たり分配金	
	ランド	円
2020年８月28日	0.00002426	0.0001821926
９月30日	0.00002732	0.0002051732
10月30日	0.00002325	0.0001746075
11月30日	0.00002212	0.0001661212
12月30日	0.00002102	0.0001578602
2021年１月29日	0.00002140	0.0001607140
２月26日	0.00002054	0.0001542554
３月31日	0.00002435	0.0001828685
４月30日	0.00002290	0.0001719790
５月28日	0.00002176	0.0001634176
６月30日	0.00002662	0.0001999162
７月30日	0.00002445	0.0001836195

下記会計年度における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりである。

計算期間	一口当たり分配金	
	ランド	円
第４会計年度	0.00043745	0.0032852495
第５会計年度	0.00041634	0.0031267134
第６会計年度	0.00041763	0.0031364013
第７会計年度	0.00050597	0.0037998347
第８会計年度	0.00055012	0.0041314012
第９会計年度	0.00065228	0.0048986228
第10会計年度	0.00062809	0.0047169559
第11会計年度	0.00060205	0.0045213955
第12会計年度	0.00060288	0.0045276288
第13会計年度	0.00032840	0.0024662840

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第４会計年度	4.37%
第５会計年度	4.16%
第６会計年度	4.18%
第７会計年度	5.06%
第８会計年度	5.50%
第９会計年度	6.52%
第10会計年度	6.28%
第11会計年度	6.02%
第12会計年度	6.03%
第13会計年度	3.28%

（注）ファンドは、一口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の算式により算出された。
収益率（%）＝100ｘ（ａ－ｂ）／ｂ
ａ＝当該会計年度末の一口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計金額を加えた額）
ｂ＝当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格（分配落の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第４会計年度	27,873,936,510 (27,873,936,510)	29,497,200,812 (29,497,200,812)	110,355,707,236 (110,355,707,236)
第５会計年度	50,481,265,836 (50,481,265,836)	37,659,975,926 (37,659,975,926)	123,176,997,146 (123,176,997,146)
第６会計年度	61,091,613,655 (61,091,613,655)	50,924,460,767 (50,924,460,767)	133,344,150,034 (133,344,150,034)
第７会計年度	29,252,332,114 (29,252,332,114)	42,113,709,851 (42,113,709,851)	120,482,772,297 (120,482,772,297)
第８会計年度	40,223,998,573 (40,223,998,573)	31,752,151,342 (31,752,151,342)	128,954,619,528 (128,954,619,528)
第９会計年度	45,160,579,574 (45,160,579,574)	35,114,107,439 (35,114,107,439)	139,001,091,663 (139,001,091,663)
第10会計年度	144,873,819,277 (144,873,819,277)	129,183,287,500 (129,183,287,500)	154,691,623,440 (154,691,623,440)
第11会計年度	75,236,791,178 (75,236,791,178)	65,421,334,118 (65,421,334,118)	164,507,080,500 (164,507,080,500)
第12会計年度	68,044,669,115 (68,044,669,115)	54,086,340,044 (54,086,340,044)	178,465,409,571 (178,465,409,571)
第13会計年度	56,892,263,113 (56,892,263,113)	65,633,427,714 (65,633,427,714)	169,724,244,970 (169,724,244,970)

（注）（ ）内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（ａ）海外における申込手続等

口座開設手続

ファンドの受益証券の申込者は、管理事務代行会社が、申込者用の投資家口座を開設できるようにするために、記入済みの口座開設申込書とともに関係する情報および関係する申込者の身元確認書類、ならびに管理事務代行会社が請求する場合には買付金の資金源の詳細を、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFの様式による。）または管理事務代行会社が事前に同意したその他の電磁的方法により提出しなければならない。これらの要件の詳細は、下記の「マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策」に記載されている。

一旦管理事務代行会社が申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すれば、買付人は、申込書を提出することにより、ファンドの受益証券の申込みをすることができる。管理事務代行会社が、関連する取引日の午前８時（ダブリン時間）または特定の場合に管理会社が決定するその他の期限（以下「取引期限」という。）までに申込書を受領できない場合は、申込書受領後の翌取引日まで申込みを保留し、受益証券は当該取引日に該当する購入価格で発行される。ただし、管理事務代行会社は、その裁量および管理会社への前もっての通知により、取引期限以降であるが関連する取引日に関連する評価日の評価時点前に受領した申込書を受理することができる。

申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設に関する確認書を受領する前に管理事務代行会社が受領した申込書については手続が進められないことに留意すべきである。その場合、申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設の確認書を受領した後に新たな申込書の作成および提出を求められることになる。投資家口座開設の確認前にファンドの集金口座で受領された申込金は拒絶され、申込者は、追加の銀行手数料の負担を求められる可能性がある。

投資家口座開設の確認書が受領され、申込書が管理事務代行会社に交付された後、受益証券の申込みのための決済資金は、関連する取引日の翌営業日の午後５時（ダブリン時間）または管理会社が特定の場合に決定するその他の期限（以下「申込決済期限」という。）までに、ファンドの集金口座に受領されるものとする。申込書および／もしくは決済資金が申込決済期限までに受領されなかった場合は、申込みは、申込書および申込金受領後に適用される翌取引日まで保留され、受益証券は当該取引日に適用される購入価格で発行される。

各申込書には、関連する補遺目論見書に記載がない限り、購入金額ではなく受益証券の口数等を明記しなければならない。関連する申込金は、受益証券の関連するクラスの通貨建ての現金で支払われなければならない。

管理会社は、何らかの理由で、その理由を示すことなく、受益証券の申込みを拒絶することができ、この場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は、実務上可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクおよび費用負担において、（利息なしで）返還される。

申込書は、管理会社が受託会社の同意を得て別途決定しない限り、撤回することができない。受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行する。

受益者は、取引期限までに管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFの様式による。）または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の申込書を送付しなければならない。受益者は、追加の受益証券の購入する場合、申込書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書（管理事務代行会社が同意する様式による申込／買戻しの取引注文）を入手し提出することができる。

ファンドのために集金口座で保有（ファンドに対する投資前またはファンド受益証券の買戻しもしくはファンドからの分配金に関する投資者に対する支払いの前の保有を含む。）されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムには、かかる金銭を少なくともS&P、ムーディーズまたはフィッチによる「A-／A3」以上の信用格付けを有する第三者たるカウンターパーティー（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、投資者が集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、リスク要因の「カウンターパーティー・リスク」と題する項目に記載される。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する取引日の営業時間終了時点を経過するまで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する取引日を効力発生日として発行されたものとみなされる。申込者により支払われた受益証券の申込金は、関連する取引日以降、ファンドの投資リスクにさらされることとなる。

投資者は、いずれかの取引日に適用ある購入価格で、最低投資額以上の受益証券の申込みを行うことができる。

すべての申込金は、申込人の名義で保有される口座から支払われなければならない。第三者による支払いは、認められない。

投資者が管理事務代行会社および管理会社との間に、その他の通貨による支払いの取決めを行わない限り、支払い（銀行手数料を除く。）は、基準通貨で口座開設申込書に指定される投資者の銀行口座から電信送金により行われなければならない。

端数受益証券は発行されず、受益証券の端数を表章するすべての申込金は、ファンドの利益のために留保される。

最低申込単位

受益証券に関する当初最低申込口数および追加最低申込単位は、１口以上１口単位または管理会社が随時定めるその他の口数である。

受託会社は、管理会社と協議の上、当初申込みまたは追加申込みに係る最低申込口数の変更を決定することができる。

非適格申込者

口座開設申込書において、受益証券の各申込予定者（適用ある場合、共同保有者を含む。）は、特に、申込予定者が適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有することができることを表明および保証することが求められる。

ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはファンドが本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社が考える状況においては、いかなる者に対しても受益証券の募集、発行または譲渡を行うことができない。

受益証券の申込者は、口座開設申込書において、特に、ファンドに対する投資のリスクを評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資対象とする資産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および／または取引される方法について認識していること、ならびにファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券とする。受益者の権利は、受益証券券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。受益証券は、単独名義または４名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、あらゆる取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含むが、これらに限られない。）に関して、共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を管理事務代行会社に付与することが求められる。

適格投資家

受益証券の申込みは、適格投資家からのみ受け付ける。適格投資家とは、以下の（ａ）および（ｂ）に該当するいずれかのもの、会社、法人または管理会社が特定するその他の者、会社もしくは法人をいう。（ａ）下記に該当するいずれかのもの、会社または法人：シンガポール証券先物法で定めるところの「認定投資家」もしくは「機関投資家」、または投資運用会社が適宜決定する募集法域の証券法で定められるこれらに相当する種類の投資家。（ｂ）下記（ｉ）ないし（ｖ）の条件にあてはまらないもの、会社または法人：（ｉ）米国市民もしくは居住者、米国に設立されたか米国に所在するパートナーシップ、米国法に基づき設立されたか米国に所在する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人（1933年米国証券法（改正済み）に基づくレギュレーションＳにより定義される。）もしくは当該米国人のために受益証券を保有するか保有する意図のある者、会社もしくは法人、（ii）ケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは権限またはケイマン諸島の免除会社もしくはケイマン諸島に所在しない会社を除く。）、（iii）適用法に違反することなく受益証券の申込を行うか受益証券を保有することができる者、（iv）シンガポールの居住者、または（ｖ）上記（ｉ）ないし（iv）に記載する者、会社もしくは法人に対する保管人、ノミニーもしくは受託者。

マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策

ケイマン諸島

受託会社のマネーロンダリング防止に係る責任の一環として、受託会社および管理事務代行会社（それらの関連会社、子会社または関係者を含む。）は、一般に各申込者の身元および申込支払金の資金源について詳細な証明を要求する。各申込みの特別な状況によっては、詳細な証明が要求されないことがある。

受託会社および管理事務代行会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を随時要求する権利を有する。申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、管理事務代行会社は、申込みおよび関連する申込金を受理することを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者（管理事務代行会社を含む。）が、（申込みその他による）ファンドに対する支払いに犯罪行為による収益が含まれているとの疑惑を抱いている場合、当該者は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）に従い、当該疑惑について報告することが義務付けられている。受託会社、管理会社またはそれらの代理人のいずれも、申込または買戻代金の支払いの拒否または遅延の結果として申込人が被った損失について、申込人に対して責任を負わないものとする。

申込みによって、申込者は、受託会社および管理事務代行会社が、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリングおよび類似の事項に関連する要請に応じて、申込者に関する情報を規制当局その他に開示することに同意する。

CIMAは、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則（改訂済）への違反、または違反に同意しまたは黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたトラストの受託会社または役員に対して、トラストに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有する。かかる行政上の罰金がトラストにより支払われる範囲において、トラストは、当該罰金および関連手続きの費用を負担する。

受益証券の各申込者は、マネーロンダリング防止プログラムに関連して受託会社および管理事務代行会社が要求する表明を行うことが求められる。これには、当該申込者が米国財務省外国資産管理局（以

下「OFAC」という。）のウェブサイトを含む制裁リストに記載されている禁止された国、領土、個人または事業体ではないこと、およびOFACリストに指定された国、領土、個人もしくは事業体または制裁プログラムによって禁止されている国、領土、個人もしくは事業体と直接的または間接的に関連していないことを示す表明が含まれるが、これらに限られない。また、各申込者は、購入資金が、米国の連邦もしくは州または国際的な法律および規則（マネーロンダリング防止法令を含む。）に違反する可能性のある活動から直接的または間接的に派生したものではないことを表明する必要がある。

アイルランド

マネーロンダリングの防止を目的とした法律または規則を遵守するために、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネーロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することができ、これを管理事務代行会社に委託している。

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、アイルランドのマネーロンダリング防止法令および規制（随時改正される）に従うものとする。

アイルランドの2010年から2018年の刑事裁判（マネーロンダリング防止およびテロ資金対策）法（以下「刑事裁判法」という。）は、受託会社および管理事務代行会社に対し、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク評価および適切な措置（すべての受益者および場合によっては実質所有者（受益者がかかる者のために受益証券を保有している）の身元および住所を確認する措置を含む。）をとる義務を課している。受託会社および管理会社は、管理事務代行契約に基づき、刑事裁判法に従い各受益者の身元の確認に必要となる書類を取得するために管理事務代行会社を選任した。リスク・ベースのアプローチにより、管理事務代行会社は、一定の場合に、一定のタイプの投資者（例えば政治的リスクにさらされている者またはリスクの高いカテゴリーに該当するとされる他の投資者）に関し高いレベルの顧客確認を行うことが要求される。管理事務代行会社は、顧客、顧客に代わって行動する者および実質的所有者の特定および確認に関して、刑事裁判法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければならない。

マネーロンダリングおよびテロ資金供与に効果的に対処するため、また、法第33条第１項に従い、管理事務代行会社は、次の場合にその顧客および関係する場合には実質的所有者を特定し、確認しなければならない。

・ファンドに関して受益者と受託会社の間に取引関係が成立する前
・一時的な取引やサービスを行う前
・受益者に関する重要な詳細が変更された場合

管理事務代行会社は、管理事務を行うファンドの受益者を特定し、確認することが求められる。受益者は、取引関係の開始に先立ち、関連するマネーロンダリング防止文書を提供することが義務づけられている。

管理事務代行会社は、継続的なデュー・ディリジェンスを実施することを要求することができ、したがって、管理事務代行会社は受益者または実質的所有者の身元を確認するため、必要に応じて追加情報を随時請求する権利を有する。

受託会社は、申込人の身元および住所を確認するために必要と判断する情報および書類を要求する権利を管理事務代行会社に付与した。申込みが、規制対象仲介機関によって行われている場合で、かつ仲介機関がアイルランドのマネーロンダリング防止規則と同等のマネーロンダリング防止規則を有すると適用法により承認されている国において業務を行っている場合、管理事務代行会社は、当該投資者に対し簡易な顧客確認書を適用することができるものとし、また対象となる投資予定者に関し規制対象仲介

機関からの書面による表明に依拠することができるものとするが、マネーロンダリングを防止するために引き続き投資者の監視を行わなければならないものとする。

ファンド受益証券の購入を希望する投資予定者に要求される文書の詳細（本人確認文書の種類を含む。）は、口座開設申込書に概説されている。管理事務代行会社は、マネーロンダリング防止の身元確認または検証の目的のために追加で必要な文書または情報について、投資予定者に通知する。

申込者がその身元確認のために管理事務代行会社から要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設を拒否するか、または取引の実施の許可を拒否することができる。投資予定者は、投資者が管理事務代行会社に第三者の身元を確認するための上記のような情報を提供しない限り、第三者の口座に対する買戻代金または分配金の支払が行われないことに特に留意しなければならない。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネーロンダリング防止要件を満たすまで、投資者口座を開設する立場になく、そのような状況下では、マネーロンダリング防止要件が満たされ申込者がその投資者口座が開設された旨の確認を受けるまでは、管理事務代行会社は、申込書およびファンドの集金口座で申込代金を受け取ることはできないことを留意されたい。管理事務代行会社が申込者の身元確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認書を提供すると、申込者は、完成した申込書が受領された翌取引日に、ファンドの受益証券の購入を申し込むことが許可される。

各申込人は、管理事務代行会社によって必要とされた情報および書類を申込人が提供しなかった場合、および／または受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が受託会社もしくは管理事務代行会社が適用ある法令もしくは規則を遵守するために必要もしくは適切であると判断した場合に、当該申込人の申込書の処理が拒否されたことまたは分配金の支払いもしくは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、受託会社、管理会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとする。

AMLオフィサー

ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則に従って、ファンドは、マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネーロンダリング・レポーティング・オフィサー（以下「AMLオフィサーの役割」という。）として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社はケイマン諸島の法律に従って当該AMLオフィサーの役割を担う自然人が指名されていることを確認している。受益者は当該AMLオフィサーの役割についての更なる情報を受託会社のinfoMLRO@sumitrustgas.comに連絡することにより入手することができる。

データ保護法

2017年データ保護法（以下「DPL」という。）は、ケイマン諸島政府により2017年５月18日に制定され、2019年９月30日に効力が生じている。DPLにより、国際的に認められたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要件を導入している。受託会社は、DPLにおけるデータ管理者とみなされる。

一般データ保護規則（規則2016／679）により導入されたEUデータ保護制度（以下「GDPR」という。）は、欧州経済地域（以下「EEA」という。）のデータ・プライバシーを管理する法律上の要件を規定している。トラストおよびファンドは、EEAで設立されておらず、またEEAに住所または居所を有する個人に販売されていないため、GDPRの適用対象には含まれない。管理事務代行会社は、EEA内で設立された事業体であるため、GDPRの適用対象に含まれる。

管理事務代行会社は、受託会社の依頼によりトラストによるマネーロンダリング防止／本人確認義務履行の目的で、受託会社の依頼により投資者の個人データ処理に従事してきた。管理事務代行会社は、受託会社に代わってデータを処理しているため、DPL上のデータ処理者に分類される。

投資予定者は、ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および／またはその委託先との関連するやり取り（口座開設申込書の記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社ならびに／またはその関連会社およびその委託先（管理事務代行会社を含む。）に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人または受益者の社員）の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および委託者に対しDPLの意味の範囲内における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。

個人情報には、投資者および／または投資者に関連する個人に関する以下の情報が含まれる。

氏名、住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、税務ID、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源詳細および投資者の投資活動に関する詳細。

受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの委託先および代理人と個人データを共有することができる。

受託会社（データ管理者として）もしくは管理事務代行会社（GDPRに基づく自らの権利においてデータ処理者もしくはデータ管理者として）または適切な権限委譲を受けた者（適用ある場合）によるケイマン諸島からのまたはEEA外への個人データの移転について、必要な場合DPLに規定された条件に従い適切な安全措置が講じられる。

一定の限定された文脈において、管理事務代行会社は、法的・規制目的および正当なビジネス目的の下で、（法律上の義務に基づいて）マネーロンダリング防止法令上の、自らの義務を遵守するのに必要な範囲において、関連するサブ・ファンドに関して受託会社との契約の結果得られた個人データのGDPR上のデータ管理者として分類される可能性がある。このような限定的な状況には、あるファンドにおいて、管理事務代行会社がマネーロンダリング防止目的をクリアするために取得した個人データを、管理事務を行う別のファンドにおいて、同じ投資者のマネーロンダリング防止目的のクリアのために使用する場合が含まれる。

かかる特定の許容される個人データの使用に関して、管理事務代行会社は、GDPRに基づくデータ管理者のすべての義務を負う。管理事務代行会社は、管理事務代行会社がデータ管理者の職権を行うGDPR上のデータ主体に付与されたすべての権利が、当該データ主体のみにより管理事務代行会社に対して直接行使可能であることを認識している。

疑義を避けるために、管理事務代行会社は一定の限定された文脈において、GDPRに基づく権利においてデータ管理者として行為するのみであり、DPLに基づくトラストのデータ管理者として行為するものとみなされるべきではない。

受託会社および管理事務代行会社は、DPLに基づくそれぞれのデータ保護義務および投資者のデータ保護に係る権利を概説した書類（以下「プライバシー通知」という。）を準備してきた。プライバシー通知は、申込手続きの一部であり、すべての投資者は入手可能である。

情報請求

ファンド、受託会社またはケイマン諸島に住所を有する代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。具体的には、CIMAが、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局が、ケイマン諸島税務情報局法（改正済）ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合がある。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、ファンド、受託会社または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合がある。

申込みの中止

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格の計算が中止された場合、受益証券の発行および当該取引に関する支払は中止される。

（ｂ）日本における申込手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部　証券情報（７）申込期間」に記載される期間中、営業日に同書「第一部　証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、１口以上１口単位である。ただし、販売会社によって申込単位が異なる場合がある。

受益証券一口当たりの購入価格は、原則として、管理会社が任命する管理事務代行会社が当該買付注文を受領した取引日に適用される受益証券一口当たり純資産価格である。買付注文がなされた取引日の日本における翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、ランドとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社のランド預金口座への振込み等によりランドで支払うこともできる。

申込手数料はない。

なお、上記「（ａ）海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

２【買戻し手続等】

（ａ）海外における買戻し手続等

買戻し

受益者は、関連する取引日の午前８時（ダブリン時間）または管理会社が決定するその他の期限（以下「買戻期限」という。）までに管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFの様式による。）または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の買戻請求書を送付しなければならない。受益者は、受益証券の買戻しを請求するために、買戻請求書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書（管理事務代行会社が同意する様式による申込／買戻しの取引注文）を入手し提出することができる。

管理事務代行会社が、買戻期限までに買戻請求書を受領できない場合は、翌取引日まで買戻請求を保留し、受益証券は関連する取引日における買戻価格で買い戻される。

買戻請求が受理された場合、受益者が受益者名簿から抹消されたか否か、買戻価格が決定もしくは支払われたか否かにかかわらず、受益証券は関連する取引日の営業時間終了時点に買戻されたものと取り扱われる。したがって、そのような立場の受益者は、関連する取引日以降、買戻価格および関連する取引日より前に宣言されたが支払われていないあらゆる分配金を受領する権利（いずれも買い戻された受益証券に関するものに限られる。）を除いて、受益証券に関して信託証書および補遺信託証書から生じるあらゆる権利（ファンドに関して、通知を受領し、あらゆる集会に出席し議決権を行使する権利を含む。）を行使することはできない。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。倒産手続きにおいて、買戻請求中の受益者は、一般債権者に劣後するが受益者には優先する。受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができる。

買戻請求は、撤回することができない。ただし、管理会社が、全般的にまたは特定の場合において決定する場合は、この限りでない。受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができる。

個別に保有される受益証券の一部の買戻しに関する買戻請求は、かかる一部買戻しによって関連する受益者により保留される受益証券数が最低保有額を下回る場合、拒絶されるか、またはその全部につき買い戻されることがある。

管理事務代行会社が、いずれかの取引日に関して、受益証券一口当たり純資産価格の総額がファンドの純資産価額の10%を超える受益証券の買戻請求を受領する場合、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格の総額が純資産価額の10%（または管理会社が決定する割合）に相当する受益証券のみが取引日に買い戻されるように、かかる買戻請求について比例按分して各買戻しの請求を減額することができる。受益証券の買戻しに関する請求が減額された受益者は、追加の買戻請求を提出することなく、当初の買戻請求に明記される受益証券の残額が、翌取引日に買い戻されるための買戻請求を提出しているものとみなされる。ただし、いかなる場合も、かかるその後の取引日における買戻しは、管理会社が別段に決定しない限り、一口当たり純資産価格の総額が純資産価額の10%（または運用投資会社が決定する割合）に相当する受益証券がいずれかの取引日に買い戻されないことを確保するために、上記の各買戻請求に基づく比例按分ベースで各買戻しの請求を減額する管理会社の裁量に従うものとする。買戻請求が繰り越された場合、ファンドのいずれかの翌取引日における買戻しの優先権は、繰り越された期間の長さに応じて繰り越された買戻請求に与えられるものとする。

買戻代金は、関連の受益証券の買戻しを請求する登録受益者に対してのみ支払われるものとし、第三者に対する支払いは認められないものとする。

受益証券の買戻しに関して受益者に支払われる金額（買戻時の未払分配金を含む。）は、現金で支払われるものとする。

管理会社および管理事務代行会社は、そのいずれかが関連の受益者に対する買戻代金の支払いの結果として、いずれかの者が関連の法域において適用あるマネーロンダリング防止またはその他の法律および規制に抵触または違反するとの疑いを抱きまたはその旨の助言を受けた場合、またはかかる拒絶が、受託会社、管理会社および管理事務代行会社による関連の法域のかかる法律または規制の遵守を確保するのに必要または適切であると判断される場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶する権利を留保する。

買戻価格

受益証券１口当たり買戻価格は、買戻日に関する評価日（または当該日が評価日でない場合はその直前の評価日）の評価時点における受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）とする。受益証券の買戻価格を算定する際、受託会社は１口当たり純資産価格から、買戻請求に応じるための資金を調達するために資産を換金し、またはポジションの解消の過程でファンドに発生しうる財務上の費用および売却費用を反映するために適切と判断する引当金を控除することができる。

決済

上記に定めるところおよび下記「３　資産管理等の概要（１）資産の評価（ロ）純資産価格の計算の停止」に従った上で、買戻代金の支払いは、通常可能な限り、関連する取引日の翌営業日（以下「買戻決済期限」という。）または管理会社と協議の上随時受託会社により決定される日までに行われる。支払いは、受益者のリスクおよび費用負担において、買戻請求の対象となる受益証券にかかる購入資金が支払われたのと同一の買戻請求受益者の口座宛にランドで直接振込むことにより行われる。ただし、管理会社がその単独の裁量によりその他の方法に同意する場合はこの限りでない。

受託会社および管理会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに充てるための金額の資金を投資対象から受領しない限り、買戻代金を受益者に送金する義務を負わない。買戻代金には、関連する取引日から実際の支払日までの期間の利息は生じない。

強制的買戻し

受託会社が、管理会社と協議の上、受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されていると、当該保有により関連するファンドが登録を要請されもしくは課税の対象となると、もしくはいずれかの法域の法律に違反する可能性があると判断した場合、または受託会社が、申込みまたは買戻しのために使用された資金の資金源の合法性を疑う理由がある場合、受託会社は、管理会社と協議の上、当該受益証券の保有者に対し、受託会社が決定する期間内に受益証券を売却し、その証拠を受託会社に提出するよう指示することができる。かかる保有者がこれを行わない場合、当該受益証券は買い戻されるものとする。

上記にかかわらず、受託会社は、管理会社と協議の上、受益者に対し、10日前までもしくは管理会社が受託会社と協議の上定めるその他の期間をもって事前に書面通知をなすことにより、受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。

本項に基づき強制的に買い戻される受益証券の買戻価格は、当該強制的買戻日にあたる取引日（当該強制的買戻日が取引日でない場合はその直前の取引日）における受益証券一口当たり純資産価格から、当該買戻しのために現金化された当該取引日時点の関連ファンドの投資対象の公表価格とその後それらが実際に現金化された際の実現価格との差額を（管理会社の裁量により）加算もしくは控除し、さらに未償却費用（もしあれば。ただし、受益証券の買戻費用を除く。）を差し引いた額とする。

買戻しの中止

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格の計算が中止された場合、受益証券の買戻しおよび当該取引に関する支払は中止される。

（ｂ）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

受益証券一口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が任命する管理事務代行会社が買戻請求を受領した取引日に適用される受益証券一口当たり純資産価格である。

買戻代金（および発生済・未払いの分配金）は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が受領された取引日の日本における翌営業日またはその後実務上可能な限り速やかに支払われる。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、ランドとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者のランド預金口座への振込み等によりランドで支払われる。ファンド証券の買戻しは、１口以上１口単位とする。ただし、販売会社によって買戻単位が異なる場合がある。

なお、上記「（ａ）海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

純資産価額および受益証券一口当たり純資産価格は、本書に別途定められる場合を除き、各評価日の評価時点において、管理事務代行会社によりランド建てで計算される。分配により、管理事務代行会社は合理的に可能な範囲内で、一定の閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）と同額の受益証券一口当たり純資産価格を維持することを追求する。さらに管理会社は、閾値と同額の一定の受益証券一口当たり純資産価格を維持するために適切と判断するすべての必要な行為を行う。

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格

管理会社の助言に基づき受託会社が別途計算をする場合を除き、受益証券一口当たり純資産価格は、各評価日の評価時点における純資産価額をファンドの発行済み受益証券数で除することにより計算される。

管理会社の助言に基づき受託会社が別途計算する場合を除き、ファンドの資産の価値は、管理事務代行会社が、とりわけ、以下の規定に従い、各評価日の評価時点において計算するものとする。

（ａ）残余満期が365日以下の投資適格債務証券は、償却原価ベースで（即ち、プレミアムおよびディスカウントを調整した取得原価で）評価されるものとする。管理会社が、当該評価が受益者に対して不公正な結果をもたらすと確信する場合、管理会社は、実務上可能な範囲で、かかる希薄化または不公正な結果を除外するまたは減じるのに適切と管理会社が判断する是正措置（必要ならば）を講じるものとする。

（ｂ）証券市場において上場または値付けされ、上記第（ａ）項に従って評価されない証券は、関連する評価日における最終取引価格で評価されるか、または当該日に取引が行われなかった場合には、入手可能な最終取引価格で評価されるものとする。特定の証券の価格が複数の証券市場において入手可能な場合、かかる証券の価格は、当該証券の主要市場となる証券市場、または当該証券の価値を定めるにあたって最も公正な基準を提供すると管理会社が判断する証券市場における最終取引価格とする。証券市場が取引を終了している場合、当該証券市場において上場または値付けされている証券は、当該市場の取引終了前の取引日における最終取引価格で評価されるものとする。

（ｃ）証券取引所において上場または値付けされているが、その証券市場価格が価値を反映していないまたは当該価格を入手することができない証券および非上場証券は、管理会社により、もしくは受託会社が当該目的で承認した適格者により慎重に誠意をもって見積もられる予想換金価値で、またはその他の方法で（ただし、その価値が受託会社により承認されることを条件とする。）評価されるものとする。

（ｄ）いずれの証券市場においても上場または相場付けされていない証券は、株式仲介業者により、または受託会社が当該目的で承認したその他の適格者により慎重に誠意をもって見積もられる予想換金価値で評価されるものとする。

（ｅ）取引所または市場で取引されるデリバティブ商品の価値は、適切な取引所または市場における当該決済価格で評価されるものとする。当該価格が入手不可能な場合は、商品の価値は、受託会社に承認を受け管理会社により任命される適格な者により慎重に誠意をもって評価された適切で現実的な価値とする。取引所または市場で取り扱われていないまたは取引されていないデリバティブ商品は、当該取引の相手方当事者から入手した最新評価額に基づき評価されるものとする。

（ｆ）集団投資スキームの投資対象は、当該集団投資スキームの投資証券または受益証券の最新の入手可能な純資産価額で評価されるものとする。

集団投資スキームの管理事務代行会社によって採用される価格設定の優先順位（降順）は、以下のとおりである。（１）関連集団投資スキームの管理事務代行者からの最終価格の採用、（２）投資先となる関連集団投資スキームの管理者からの最終価格の採用、（３）投資先となる関連集団投資スキームの管理事務代行者が判断する推定価格の採用、（４）投資先となる関連集団投資スキームの管理者が判断する推定価格の採用、および（５）前回の最終価格の採用。推定価格が使用される場合、当該価格は、関連するスキームの純資産価額のその後の変更にかかわらず、最終的かつ確定的なものであるものとする。

（ｇ）外国為替先渡契約は、関連する評価日において同様の規模および満期を有する新規先渡契約が締結される価格を参照して評価されるものとする。

（ｈ）現預金は、その額面価額に経過利息を加えた額で評価されるものとする。コマーシャル・ペーパーおよび財務省短期証券は、その額面価額に経過利息を加えた額で評価されるものとする。評価日に決済されるポートフォリオ投資取引にかかる利息は、受託会社の承認を受けた管理会社により、同日の予測市場金利によって見積もられ、保守的に割り引かれる。

（ｉ）基準通貨以外の通貨建ての価値（投資対象または現金の価値であるかを問わない。）は、特に、管理会社が関係があると考えるプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で、関連する評価日の営業終了時において管理会社が適切とみなすレート（公式であるか否かを問わない。）で基準通貨に換算される。

（ｊ）以下の額はファンドの資産から控除される。

（１）発生したが未払いになっている費用の金額。

（２）借入に関して、当該時点で残存する合計金額。

（３）基本信託証書第９条に従い元本から支払われるべき、または支払われる予定であると推定され、ファンドに属する上記に記載されていない金額。

（４）管理事務代行会社がファンドの勘定で引当てまたは計上を行う必要があると決定した偶発債務。

ファンドの資産の価値またはその一部および純資産価額の計算は、

（ｉ）評価日における受益証券一口当たり純資産価格は、当該評価日における受益証券の発行分または買戻分を計上して計算されるものとする。

（ⅱ）ファンドの資産またはその一部の評価額が計算される日より前に発生した収益または利益に係る租税に関して支払い、または還付請求されることになる金額については、管理事務代行会社が予想した額を織り込むものとする。

上記第（ａ）項ないし第（ｈ）項に定める評価方法に従って特定資産の評価を実行することが不可能または非現実的である場合、受託会社により承認された代替方法により提供された当該資産の適正な評価を達成するために、管理事務代行会社は、その他の一般的に公認され管理会社により随時決定される評価方法を利用する権利を有する。

上記にかかわらず、投資対象の価値を計算する際に、管理事務代行会社は、その絶対的裁量において決定する自動価格決定サービスに依拠することができる。かかる自動価格決定サービスから価格を入手することのできない投資対象について、管理事務代行会社は、その絶対的裁量において、その他の適切な独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介業者または第三者により提供される情報を利用することができる。管理事務代行会社は、いかなる場合においても、かかる自動価格決定サービス、独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介業者または第三者により提供された情報が不正確であったことから生じる投資対象の価値および受益証券一口当たり純資産価格の計算の誤りにより被るいかなる損失、損害、負債、費用または請求についても責任を負わない。さらに、管理事務代行会社は、特定の自動価格決定サービス、独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介業者または第三者から

の価格情報の入手が遅れるかまたは提供されないことからにより被るいかなる損失、損害、負債、費用または請求についていかなる者に対しても責任を負わない。

管理事務代行会社は、他の評価方法の方が適正な当該投資対象の価値を反映し、かつ適切な会計慣行に準拠しているとみなした場合、その裁量において、他の評価方法の使用を認めることができる。

管理会社が、ファンドの勘定で、上述の価格設定サービスを利用した評価を行うことができない店頭デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ商品」という。）に投資する場合、管理会社は、関連する純資産価額に組み込むため、店頭デリバティブ商品の取引の各相手方が管理事務代行会社に対し当該店頭デリバティブ商品の評価額を提供することを確保することにつき責任を負う。関連する純資産価額の計算のため、管理事務代行会社は、店頭デリバティブ商品の取引の相手方から受領する評価に無条件に依拠する権利を有しており、また、かかるデータもしくは評価額が正確であることまたはかかる評価額が店頭デリバティブ商品の正味実現可能価額を表示していることを確認する責任は負わない。

ファンドの勘定で受領したあらゆる担保は、取引の相手方による債務不履行がない限り、ファンドの資産として扱われず、したがって、純資産価格の計算から除かれる。

投資予定者は、適切な評価に関する管理事務代行会社または管理会社の判断が不正確であると証明された場合、ポートフォリオ・ポジションの評価に関する不確実性を伴う状況が、純資産価額に悪影響を及ぼし得ることを認識すべきである。悪意または重大な誤りがない限り、管理事務代行会社または管理会社の評価の決定は、最終的かつすべての受益者を拘束するものである。

ファンドの年次財務諸表は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成される。投資者は、上記の評価方針が必ずしもIFRSを遵守しているものではないことに留意すべきである。上記の評価方針がIFRSから逸脱している限り、受託会社は、年次財務諸表がIFRSに従うようにファンドの年次財務諸表を調整するよう要求される場合がある。評価方針の使用がIFRSを遵守しておらず、IFRSに従うために結果として生じる調整が行われることは稀ではなく、そのような調整は通常関連する監査済み財務諸表に公開される。

IFRSを遵守しない場合、監査人は、不遵守の性質および重大性の程度に応じて、年次財務諸表に対する限定付き適正意見または不適正意見を発することができる。

投資者は、年次財務諸表において、IFRSに基づき、投資対象が、長期投資対象には買呼値および短期投資対象には売呼値で決定される公正価値で評価されるべきであることに留意すべきである。ただし、上記の評価基準に基づき、上場される投資対象は、IFRSが要求する買呼値の代わりに最終取引価格で評価されることが予想され、これによりIFRSに従って行われる評価とは異なる評価になる可能性がある。

すべての評価は、あらゆる者を拘束し、またいかなる場合も、受託会社、管理事務代行会社または管理会社は、重大な誤りまたは悪意がない限り、当該会社によるいずれの決定またはその他の作為もしくは不作為についても、個別の債務または責任を一切負わないものとする。

② 純資産価額の計算の停止

純資産価額および受益証券一口当たり純資産価格の計算、受益証券の発行ならびにいずれかの者が受益証券の買戻しおよび買戻価格の支払いを申し出る権利は、受託会社により、その裁量においてまたは管理会社との協議の上、以下の場合、停止されることがある。

1．ファンドの投資対象の重大な一部が通常取引されるいずれかの証券市場が閉鎖されまたはかかる証券市場における取引が制限もしくは停止され、または受託会社がファンドの投資対象の価格もしくは純資産価額または受益証券の購入価格もしくは買戻価格を確認するのに通常採用するいずれかの手段に故障があった場合、

2．その他のいずれかの理由により、ファンドの投資対象の価格を合理的に確認することができないと受託会社が管理会社との協議の上で判断する場合、

３．結果としてファンドのいずれかの投資対象を現金化することが合理的に実行可能ではないと受託会社が管理会社と協議の上で判断する状況が存在する場合、または

４．ファンドの投資対象の現金化もしくは支払いに伴うもしくはその可能性がある資金の送金もしくは回収、または受益証券の発行もしくは買戻しが遅延するか、もしくは通常の為替相場で速やかに実行されることができないと受託会社が管理会社と協議の上で判断する場合

受益証券一口当たり純資産価格の決定が停止されている場合、受益証券の発行または買戻しは行われない。

かかる場合、受益者は、買戻しの請求を撤回することができる。ただし、撤回の通知は、かかる停止が終了する前に管理事務代行会社によって実際に受領されなければならない。停止の終了後、買戻しの請求は、（撤回されていない限り）管理事務代行会社により処理される。当該請求が撤回されない場合、受益証券の買戻しは、停止の終了時の翌取引日に行われるものとする。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

（３）【信託期間】

ファンドは、後記「（５）その他（ロ）ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年10月17日から150年後に終了する予定である。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年３月31日である。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）ファンドの解散

ファンドは以下の場合に終了する。

（ａ）ファンドが違法となるか、または受託会社が管理会社と協議の上90日以上前の事前の書面通知をなすところの意見によれば、ファンドを継続することが非現実的であるか、不可能であるか、もしくは得策ではなく、または受益者の利益に反している場合。

（ｂ）ファンドがそれに従い設立された補遺信託証書の日付から開始する150年の期間の満了時。

（ｃ）ファンドを終了する旨のファンド決議が可決されたかまたは効力を生じた日。

（ｄ）ファンドのすべての受益証券が買い戻された日。

（ｅ）受託会社および管理会社の絶対的裁量で、ファンドの終了が決議された日。

（ｆ）受託会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり管理会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該受託会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。

（ｇ）管理会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり受託会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該管理会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。

純資産価額がいずれかの時点で300,000,000ランドを下回る場合、管理会社は、その絶対的裁量において、発行済みの受益証券の全部（一部ではない。）を、評価日（かかる強制買戻しの日付またはその直前の日付に当たる。）に決定される買戻価格に、買戻しのために現金化されるファンドの当該投資対象の関連の評価日における公表された価値とその後それらが実際に現金化された際の実現価値の差額に関する調整額ならびにすべての発行済み受益証券の買戻しおよび関連ある場合はファンドの終了に関してもしくはこれに起因して受託会社が負担し、発生させまたは予期していたすべての税金および料金、費用、その他の経費、偶発債務、請求および要求に関する負債（負債の引当金を含む。）の調整額を加減した金額で買い戻すことを決定することができる。

（ハ）信託証書の変更

基本信託証書の修正

基本信託証書は、受益者に対し10日前の書面通知をなすことにより（かかる通知は受益者決議により放棄することができる。）、受託会社および管理会社は基本信託証書を追補する証書により、受益者にとって最善の利益となると受託会社および管理会社が考える方法および範囲内で、信託証書の修正、改定、変更または追加を行う権利を付与される旨を規定している。ただし、

（ａ）受託会社が、（ｉ）自己の意見によれば、かかる修正、改訂、変更または追加は、当該時点における既存受益者の利益を著しく害するものではなく、かつ受託会社および管理会社を受益者に対する責任から免除するために作用するものでもない旨、または（ⅱ）かかる修正、改訂、変更または追加は、受託会社がかかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者決議の承認を先に取得することなく行われることはないものとする旨を書面で証明する場合はこの限りではない。また、

（ｂ）いかなる修正、改訂、変更または追加も、受益者に対し、その受益証券に関して追加の支払を行う義務、またはそれに関して責任を負わせることはないものとする。

補遺信託証書の修正

補遺信託証書は、ファンドの受益者に対し10日前の書面通知をなすことにより（かかる通知はファンドの受益者によるファンド決議により放棄することができる。）、受託会社および管理会社は補遺信託証書を追補する証書により、受益者にとって最善の利益となると受託会社および管理会社が考える方法および範囲内で、補遺信託証書の修正、改定、変更もしくは追加を行う権利を付与される旨を規定している。ただし、

（ａ）受託会社が、（ｉ）自己の意見によれば、かかる修正、改訂、変更または追加は、当該時点におけるファンドの既存受益者の利益を著しく害するものではなく、かつ受託会社および管理会社をファンドの受益者に対する責任から免除するために作用するものでもない旨、または（ｉｉ）かかる修正、改訂、変更または追加は、受託会社がかかる修正、改訂、変更または追加を承認するファンドの受益者によるファンド決議の承認を先に取得することなく行われることはないものとする旨を書面で証明する場合はこの限りではない。また、

（ｂ）いかなる修正、改訂、変更または追加も、ファンドの受益者に対し、その受益証券に関して追加の支払を行う義務、またはそれに関して責任を負う義務を課すことはないものとする。

（ニ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、３か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、３か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

ポートフォリオ・マネジメント契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。ただし、ファンドの運用開始日から一年間はこの限りでない。

投資運用契約は、ガーンジーの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

４【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンドに登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（１）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（２）買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻しまたは転換を管理会社に請求する権利を有する。

（３）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（４）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、基本信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（５）議決権

受託会社または管理会社は、その適切と考える場所および日時において、シリーズ・トラストに関する受益証券の受益者集会を招集することができ、また、受託会社は、トラストの受益者決議の場合、全シリーズ・トラストの発行済み受益証券の総額の３分の１以上を保有する登録受益者の書面による請求があった場合、またはシリーズ・トラストの受益者決議の場合、当該シリーズ・トラストの発行済み受益証券の総額の３分の１以上を保有する登録受益者の書面による請求があった場合、これを招集するものとする。

受益者集会の15日前までに、集会の場所、日時および提案される決議事項を記載した招集通知が、全受益者を対象とする受益者集会については全受益者、関係するシリーズ・トラストの受益者のみを対象とする受益者集会については当該シリーズ・トラストの受益者に対して付与される。集会の基準日は、当該集会の通知に指定された日時より、少なくとも21日前である。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受け取られなかった場合でも、これによっていずれの集会の議事も無効とならない。受託会社もしくは管理会社または受託会社もしくは管理会社の委託者の取締役またはその他の授権役員は、集会に出席し発言することができる。

シリーズ・トラストの受益者決議またはトラストの受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の評価日に行われるものとする。定足数は、唯一の受益者しか存在しないときの定足数が受益者１名であることを除いて、２名の受益者である。

いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものがトラストの受益者決議であるときは、受益証券一口当たり純資産価格の総額が、すべてのシリーズ・トラストの純資産価額の50%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがシリーズ・トラストの受益者決議であるときは、純資産価格の総額が少なくとも純資産価額の50%以上を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものする。受益者は本人自ら、または代理人のいずれかにより投票することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（１）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（２）日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、

弁護士　　三浦　健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所　　東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

ａ．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー　ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．ファンドの原文の財務書類は、ランドで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年７月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ランド＝7.51円）で換算されている。なお、円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
財政状態計算書
2021年３月31日現在

	注記	2021年		2020年	
		（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
資産					
現金および現金同等物	11	590,647,096	4,435,759,691	394,477,402	2,962,525,289
損益を通じて公正価値により測定される金融資産	9,10	1,245,803,394	9,355,983,489	1,395,818,357	10,482,595,861
発行済資本受益証券に係る未収入金		2,829,812	21,251,888	985,362	7,400,069
債権	12	1,827,982	13,728,145	2,267,100	17,025,921
資産合計		**1,841,108,284**	**13,826,723,213**	**1,793,548,221**	**13,469,547,140**
負債					
買戻資本受益証券に係る未払金		2,961,077	22,237,688	2,506,250	18,821,938
債務	13,15	140,903,345	1,058,184,121	6,387,029	47,966,588
負債合計		**143,864,422**	**1,080,421,809**	**8,893,279**	**66,788,525**
資本					
資本受益証券	14	1,697,242,451	12,746,290,807	1,784,654,097	13,402,752,268
利益剰余金		1,411	10,597	845	6,346
資本合計	18	**1,697,243,862**	**12,746,301,404**	**1,784,654,942**	**13,402,758,614**
資本および負債合計		**1,841,108,284**	**13,826,723,213**	**1,793,548,221**	**13,469,547,140**

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

受託会社代理署名

〔署名〕　　〔署名〕

日付：2021年９月15日

（２）【損益計算書】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
包括利益計算書
2021年３月31日に終了した事業年度

	注記	2021年		2020年	
		（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
投資収益					
現金および現金同等物に係る受取利息	7	269,620	2,024,846	237,025	1,780,058
損益を通じて公正価値により測定される負債証券に係る利息収益	7	79,784,175	599,179,154	129,756,362	974,470,279
損益を通じて公正価値により測定されない金融資産の利息費用		(735,585)	(5,524,243)	(6,843,139)	(51,391,974)
損益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純利益		419,691	3,151,879	76,692	575,957
投資収益合計		**79,737,901**	**598,831,637**	**123,226,940**	**925,434,319**
費用					
受託会社報酬	15,16	(170,000)	(1,276,700)	(170,000)	(1,276,700)
管理事務代行会社報酬および保管報酬	15,16	(2,558,126)	(19,211,526)	(2,239,229)	(16,816,610)
管理会社報酬	15,16	(885,563)	(6,650,578)	(856,872)	(6,435,109)
投資運用会社報酬	15,16	(7,115,889)	(53,440,326)	(6,889,531)	(51,740,378)
販売会社報酬	15	(7,125,011)	(53,508,833)	(6,901,045)	(51,826,848)
代行協会員報酬	15	(1,782,875)	(13,389,391)	(1,725,266)	(12,956,748)
法務費用および印刷費用		(616,645)	(4,631,004)	(682,005)	(5,121,858)
監査報酬		(595,708)	(4,473,767)	(523,744)	(3,933,317)
マイナス利回りによる費用	7	(12)	(90)	(235)	(1,765)
その他の報酬および費用		(328,242)	(2,465,097)	(136,660)	(1,026,317)
費用合計		**(21,178,071)**	**(159,047,313)**	**(20,124,587)**	**(151,135,648)**
営業利益		**58,559,830**	**439,784,323**	**103,102,353**	**774,298,671**
その他包括利益		—	—	—	—
当期包括利益合計		**58,559,830**	**439,784,323**	**103,102,353**	**774,298,671**

利益および損失は、継続事業のみから発生したものである。

包括利益計算書に表示されたもの以外に計上された利益および損失はない。

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
持分変動計算書
2021年３月31日に終了した事業年度

	資本受益証券		利益剰余金		合計	
	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
2020年４月１日現在残高	**1,784,654,097**	**13,402,752,268**	**845**	**6,346**	**1,784,654,942**	**13,402,758,614**
当期包括利益合計	－	－	58,559,830	439,784,323	58,559,830	439,784,323
発行済資本受益証券	568,922,631	4,272,608,959	－	－	568,922,631	4,272,608,959
買戻資本受益証券	(656,334,277)	(4,929,070,420)	－	－	(656,334,277)	(4,929,070,420)
分配金（注記17）	－	－	(58,559,264)	(439,780,073)	(58,559,264)	(439,780,073)
2021年３月31日現在残高	**1,697,242,451**	**12,746,290,807**	**1,411**	**10,597**	**1,697,243,862**	**12,746,301,404**
2019年４月１日現在残高	**1,645,070,806**	**12,354,481,753**	**582**	**4,371**	**1,645,071,388**	**12,354,486,124**
当期包括利益合計	－	－	103,102,353	774,298,671	103,102,353	774,298,671
発行済資本受益証券	680,446,691	5,110,154,649	－	－	680,446,691	5,110,154,649
買戻資本受益証券	(540,863,400)	(4,061,884,134)	－	－	(540,863,400)	(4,061,884,134)
分配金（注記17）	－	－	(103,102,090)	(774,296,696)	(103,102,090)	(774,296,696)
2020年３月31日現在残高	**1,784,654,097**	**13,402,752,268**	**845**	**6,346**	**1,784,654,942**	**13,402,758,614**

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
キャッシュ・フロー計算書
2021年３月31日に終了した事業年度

	2021年		2020年	
	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期包括利益合計	58,559,830	439,784,323	103,102,353	774,298,671
営業資産および負債の変動：				
損益を通じて公正価値により測定される金融資産の減少／（増加）	150,014,963	1,126,612,372	(15,354,396)	(115,311,514)
債権の減少	439,118	3,297,776	164,262	1,233,608
債務の増加／（減少）	134,516,316	1,010,217,533	(300,535)	(2,257,018)
営業活動により得られたキャッシュ純額	343,530,227	2,579,912,005	87,611,684	657,963,747
財務活動によるキャッシュ・フロー				
資本受益証券の発行による収入	522,518,166	3,924,111,427	598,608,051	4,495,546,463
発行済資本受益証券に係る未収入金の増加	(1,844,450)	(13,851,820)	(603,904)	(4,535,319)
資本受益証券の買戻による支出	(656,334,277)	(4,929,070,420)	(540,863,400)	(4,061,884,134)
買戻資本受益証券に係る未払金の増加／（減少）	454,827	3,415,751	(1,224,028)	(9,192,450)
分配金の支払	(12,154,799)	(91,282,540)	(21,263,450)	(159,688,510)
財務活動により（使用された）／得られたキャッシュ純額	(147,360,533)	(1,106,677,603)	34,653,269	260,246,050
現金および現金同等物の純変動額	196,169,694	1,473,234,402	122,264,953	918,209,797
現金および現金同等物の４月１日現在残高	394,477,402	2,962,525,289	272,212,449	2,044,315,492
現金および現金同等物の３月31日現在残高	**590,647,096**	**4,435,759,691**	**394,477,402**	**2,962,525,289**
補足情報：				
現金および現金同等物に係る受取利息	266,927	2,004,622	240,281	1,804,510
負債証券からの利息収益	102,552,596	770,169,996	129,825,027	974,985,953
現金および現金同等物に係る支払利息	(12)	(90)	(235)	(1,765)

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
財務書類注記

１．一般的情報

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）は、受託会社とUTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「管理会社」という。）との間で締結された、2008年10月17日付の基本信託証書および補遺信託証書により設定されたホライズン・トラスト（以下、「当トラスト」という。）（ケイマン諸島のオープン・エンド型のアンブレラ型ミューチュアル・ファンド）のシリーズ・トラストである。当ファンドの別個のシリーズの受益証券が適宜発行される予定である。早期償還されなかった場合においては、 当ファンドの受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズは、受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズについて、ファンドの補遺信託証書の発行から150年後に強制的に償還される。当ファンドは、2008年12月３日の初回申込日の後、2008年12月８日に運用を開始した。

当ファンドの投資目的は、STeFI３か月短期金融市場指標に準拠する利回り（手数料および税金を含み、１年間で測定される。）を目標とすることである。当ファンドは、南アフリカの一連の短期金融市場商品に投資することにより、その投資目的の達成を追求する。当該資産は、銀行引受手形、社債、譲渡可能預金証書、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定利付譲渡可能預金証書、変動利付譲渡可能預金証書および約束手形を含むが、それらに限定されるものではない。当ファンドの投資目的が達成される保証はない。

当ファンドは、2008年10月17日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第４条第１項（ｂ）に基づき規制されるミューチュアル・ファンドとして登録され、同法の規定に従うことになる。2021年３月31日および2020年３月31日現在、当ファンドには従業員がいない。当ファンドの投資活動は、管理会社が管理している。

２．表示の基礎

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が発行した国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）、およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が発行した解釈指針に準拠して作成されている。当財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されている。

当財務書類は、南アフリカ・ランド（以下、「ランド」という。）により表示されている。

「機能通貨」は、当ファンドが事業を行っている主たる経済環境の通貨である。主たる経済環境の指標が複合的である場合、経営者の判断により基礎となる取引、事象および状況の経済効果を最も正確に示す機能通貨を決定する。当ファンドの主要な投資および取引は、ランド建てである。投資家による購入および償還は、純資産価額に基づいて決定され、ランドで受取および支払が行われる。費用（受託会社報酬、管理事務代行会社報酬および保管報酬、投資運用会社報酬、販売会社報酬ならびに代行協会員報酬を含む）は、ランド建てであり、ランドで支払われる。したがって、経営者は、当ファンドの機能通貨はランドであると決定した。

IFRSに準拠した財務書類の作成は、受託会社が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。見積りおよび関連する仮

定は、その状況において適切と考えられる過去の経験およびその他様々な要因に基づいている。その結果は、その他の情報源からは容易に入手できない資産および負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は当該見積りと異なる可能性がある。見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に検討される。

会計上の見積りの変更は、見積りが変更された期間に認識される。財務書類に重要な影響を及ぼすIFRSの適用における受託会社が行う判断、および翌期に重要な調整が発生する重要なリスクを伴う見積りについては、注記９および注記10において説明されている。

重要な会計方針の変更は注記４に記載されている。

３．測定の基礎

当財務書類は、以下の重要な項目を除き、取得原価に基づいて作成されている。

項目	測定の基礎
損益を通じて公正価値（FVTPL）により測定されるデリバティブ以外の金融商品	公正価値

４．重要な会計方針の変更

会計方針は、前事業年度から継続適用している。

５．発効済であるが未適用の会計基準

いくつかの新基準が2020年４月１日より後に開始される年次会計期間から発効し、早期適用が認められているが、当ファンドはこれらの新基準または改訂基準を当財務書類の作成に適用していない。まだ発効していない当該基準のうち、初度適用された期間の当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすと見込まれるものはない。

６．新基準、基準の改訂および解釈指針

2020年４月１日に開始される事業年度に適用される新基準、基準の改訂および解釈指針

IFRSのいくつかの改訂が当事業年度に発効しているが、当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼしていない。

７．重要な会計方針

当ファンドが適用している重要な会計方針で、当財務書類において表示されている全ての年度に継続的に適用している会計方針は以下のとおりである。

金融資産および金融負債

（ｉ）認識および当初測定

当ファンドは、FVTPLにより測定される金融資産および金融負債を、取引日に当初認識する。取引日とは、当ファンドが当該商品の契約条項の当事者となる日である。その他の金融資産および金融負債は、これらが開始された日に認識される。

金融資産または金融負債は、公正価値、および金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する取引費用を加えた金額（FVTPLにより測定されない項目の場合）により当初測定される。

（ii）分類および当初認識後の測定

金融資産の分類

当初認識時に、当ファンドは金融資産を、償却原価またはFVTPLにより測定として分類する。

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、FVTPLにより測定として指定されない場合、償却原価により測定される。

- **契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することが目的のビジネスモデルにより保有されている。**
- **契約条件が特定の日に、元本および利息のみの支払（SPPI）であるキャッシュ・フローを発生させる。**

当ファンドの他の全ての金融資産はFVTPLにより測定される。

ビジネスモデル評価

金融資産が保有されているビジネスモデルの目的を評価する際、事業がどのように管理されているかについて、以下を含む全ての関連する情報を考慮する。

- **文書化された投資戦略および実際の当該戦略の実行。これには、投資戦略について、契約上の利息収益の稼得、特定の利率の側面の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債のデュレーションもしくは予想キャッシュ・フローの一致、または資産の売却を通じたキャッシュ・フローの実現を重視しているかが含まれる。**
- **ポートフォリオのパフォーマンスがどのように評価され、当ファンドの経営者に報告されているか。**
- **ビジネスモデル（および当該ビジネスモデルにより保有されている金融資産）のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびそれらのリスクがどのように管理されているか。**
- **管理会社がどのような報酬を得ているか、例えば、報酬について管理下の資産の公正価値または回収した契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。**
- **過年度における金融資産の売却の頻度、金額およびタイミング、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動に関する予測。**

認識中止の要件を満たさない取引に係る第三者への金融資産の移転は、この目的上売却とはみなされず、当ファンドが当該資産を引き続き認識することと整合する。

当ファンドは、当ファンドが２つのビジネスモデルを有していると結論付けた。

- **回収目的のビジネスモデル：これには、現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金ならびに債権が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている。**
- **その他のビジネスモデル：これには、負債証券および利息債権が含まれる。これらの金融資産は、公正価値に基づいて管理およびパフォーマンス評価が行われており、売却が頻繁に行われている。**

契約上のキャッシュ・フローがSPPIかどうかの評価

当該評価の目的上、「元本」は当該金融資産の当初認識時の公正価値と定義される。「金利」は貨幣の時間的価値、特定の期間に未払残高となっている元本金額に関連した信用リスク、その他の基本的な貸付リスクおよび費用（例えば、流動性リスクおよび管理費用）ならびに利幅の対価と定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際、当ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、当該金融資産がこの条件に適合しない契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更する可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。当該評価にあたり、当ファンドは以下を考慮する。

－キャッシュ・フローの金額または時期を変更する偶発事象。

－レバレッジ特性。

－期限前返済および期限延長の特性。

－当ファンドの特定の資産からのキャッシュ・フローに対する請求権を制限する条項（例えば、ノンリコース特性）。

－貨幣の時間的価値の対価を変更する特性（例えば、利率の定期的な再設定）。

財政状態計算書の科目の、IFRS第９号において定義される金融商品の区分との調整については、注記８を参照のこと。

再分類

金融資産は、当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更しない限り、当初認識の後には再分類されない。当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更した場合、全ての影響を受ける金融資産は、ビジネスモデルの変更後の最初の事業年度の初日に再分類される。

金融資産の当初認識後の測定

FVTPLにより測定される金融資産

当該資産は、当初認識後、公正価値により測定される。受取利息および／または費用ならびに為替換算損益を含む純損益については、包括利益計算書における利益または損失として認識されている。負債証券が当該区分に含まれている。

償却原価により測定される金融資産

当該資産は、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息収益、為替換算損益および減損については、包括利益計算書において純損益で認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金ならびに債権はこのカテゴリーに含まれる。

金融負債－分類、当初認識後の測定および損益

金融負債は、償却原価またはFVTPLにより測定に分類される。

金融負債は、トレーディング目的保有に分類される場合、デリバティブである場合、または当初認識時にFVTPLにより測定に指定された場合、FVTPLにより測定に分類される。FVTPLにより測定される金融負債は、公正価値により測定され、利息費用を含む純損益は、損益として認識される。

その他の金融負債は、当初認識後には実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息費用および為替換算損益は、損益として認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。

償却原価により測定される金融負債には、買戻資本受益証券に係る未払金および債務が含まれる。

（iii）公正価値測定

「公正価値」とは、測定日において、市場参加者間での秩序だった取引において、またはそのような取引がない場合は当ファンドが当該日において参照可能な最も有利な市場において、資産を売却するために受取る、または負債を移転するために支払う価格である。負債の公正価値には、債務不履行リスクが反映される。

該当する場合は、当ファンドは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における相場価格を用いて測定する。市場は、該当する資産または負債に関する取引が十分な頻度と取引量によって行われ、継続的に価格情報を提供する場合、「活発」とみなされる。当ファンドは、活発な市場における相場価格のある商品を仲値により測定している。これは、当該価格が出口価格の合理的な水準を提供するためである。

活発な市場における相場価格が存在しない場合、当ファンドは関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不能なインプットの使用を最小化する評価手法を用いる。選択される評価手法には、市場参加者が取引の価格設定を行う際に考慮する全ての要素が組み込まれている。当ファンドは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、当該変更が生じた事業年度の期末に認識している。

（iv）償却原価測定

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債が当初認識時に測定された金額から元本返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額について実効金利法を用いて算定された累積償却金額を控除または加算し、金融資産については貸倒引当金を調整した金額である。

（v）減損

当ファンドは、償却原価により測定される金融資産の予想信用損失（ECL）に対して、貸倒引当金を認識している。

当ファンドは貸倒引当金について、12か月ECLにより測定される以下の項目を除き、残存期間のECLに相当する金額により測定する。

- **報告日現在において、信用リスクが低いと判断された金融資産**
- **信用リスク（すなわち、資産の予想残存期間にわたりデフォルトが発生するリスク）が当初認識時から大幅に増加していないその他の金融資産**

金融資産の信用リスクが当初認識時から大幅に増加しているかどうかを判断する際、およびECLを見積る際、当ファンドは適切かつ過度の費用または労力なしに利用可能な、合理的かつ裏付のある情報を考慮する。これには、当ファンドの過去の経験および十分な情報に基づいた信用評価に基づき、かつ見込のある情報を含む定量的および定性的両方の情報および分析が含まれる。

当ファンドは、金融資産が30日超遅延となった場合、当該金融資産の信用リスクが大幅に増加したとみなしている。

当ファンドは、以下の場合、金融資産がデフォルト状態にあるとみなしている。

- **担保（保有している場合）の現金化などの措置を講ずることなく、借手が当ファンドに対して信用債務の全額を支払う可能性が低い。**
- **当該金融資産が90日超遅延である。**

当ファンドは、取引相手の信用格付が、グローバルで認知されている「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いとみなしている。

残存期間のECLとは、金融商品の予想残存期間において発生する可能性のある全てのデフォルトから生じるECLである。12か月ECLとは、報告日後12か月以内（または、当該商品の残存期間が12か月未満の場合はそれよりも短い期間）に発生する可能性があるデフォルトから生じるECLの部分である。ECLを見積る際に考慮される最長期間は、当ファンドが信用リスクに晒される最長契約期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の発生可能性を加重平均した見積りである。信用損失は、全ての現金不足額（すなわち、契約にしたがって支払う義務のあるキャッシュ・フローと、当ファンドが受取ると見込まれるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは当該金融資産の実効金利により割引かれる。

信用減損の生じている金融資産

各報告日現在において、当ファンドは償却原価により計上されている金融資産の信用減損が生じているかどうかを評価する。金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす１つ以上の事象が発生している場合、「信用減損が生じている」。

ECLの測定

ECLは信用損失の発生可能性を加重平均した見積りである。信用損失は、全ての現金不足額（すなわち、契約にしたがって支払う義務のあるキャッシュ・フローと、当ファンドが受取ると見込まれるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは当該金融資産の実効金利により割引かれる。

信用減損の生じている金融資産

各報告日現在において、当ファンドは償却原価により計上されている金融資産の信用減損が生じているかどうかを評価する。金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす１つ以上の事象が発生している場合、「信用減損が生じている」。

金融資産に信用減損が生じている証拠として、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 借手または発行体の著しい財政的困難
- デフォルトまたは90日超遅延などの契約違反
- 借手が倒産またはその他の財政的再編を行う可能性が高い

財政状態計算書上におけるECL引当金の表示

償却原価により測定される金融資産に対する貸倒引当金は、当該資産の帳簿価額総額から控除される。

貸倒償却

当ファンドが金融資産の全額または一部を回収する合理的な見込がないと判断した場合、金融資産の帳簿価額総額は償却される。

（vi）認識中止

当ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、または金融資産の所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てが移転される取引において、または当ファンドが所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てを移転も留保もせず、当該金融資産の支配を維持しない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止において、資産の帳簿価額（または資産の認識中止された部分に配分された帳簿価額）と受取った対価（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を控除した額を含む）との差額が損益により認識される。当該移転された金融商品における、当ファンドが生成または留保した持分は、別の資産または負債として認識される。

当ファンドは、財政状態計算書上で認識している資産を譲渡するが、当該譲渡資産またはその一部のリスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てを留保する取引を行う可能性がある。リスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てが留保される場合、譲渡された資産の認識は中止されない。リスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てが留保される資産の譲渡には、売却および買戻し取引が含まれる。

当ファンドは、契約上の義務が履行された、取り消された、あるいは失効した場合、金融負債の認識を中止する。金融負債の認識中止において、消滅した帳簿価額と支払った対価（移転された非現金および引き受けた負債を含む）との差額が損益により認識される。

（vii）金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺するための法的拘束力のある権利が現在存在し、かつ、純額により決済する、または資産の実現および負債の決済を同時に行う意思がある場合に限り相殺され、財政状態計算書上純額で報告される。通常、マスター・ネッティング契約は、これには該当せず、関連する資産および負債が財政状態計算書において総額表示される。FVTPLにより測定される金融商品に係る収益および費用は純額表示される。

2021年３月31日および2020年３月31日現在、当ファンドはマスター・ネッティング契約の対象ではない。

外貨

当ファンドの財務書類に含まれる項目は、当ファンドが事業を行っている主たる経済環境の通貨（以下、「機能通貨」という。）、すなわちランドを用いて測定されている。有価証券取引は、当該取引の売買日にランドに換算され、財務書類に計上される。有価証券がランド以外の通貨建ての場合、取引は、売買日の営業終了時点における実勢為替レートによりランドに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は期末日現在の実勢為替レートによりランドに換算される。公正価値で計上される外貨建の非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートによりランドに再換算される。

再換算から発生する為替差異は、FVTPLにより測定される金融資産に係る純利益の構成項目として認識され、当該事業年度の包括利益計算書に含められるFVTPLにより測定される金融資産から発生した為替差異を除き、純為替差損益として純損益で認識される。

現金および現金同等物

G.A.S.（ケイマン）リミテッドは受託会社として保管銀行を指名し、保管銀行はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下、「BBH」という。）をその副保管銀行に指名した。現金は最終的に当ファンドの取引銀行であるBBHにおいて保有されている。現金および現金同等物／当座貸越は、BBHに預けられた／BBHから借り入れた満期まで３か月以内の現金から構成されている。

現金および現金同等物に係る受取利息

現金および現金同等物に係る受取利息は、実効金利法を用いて会計処理される。金利の利回りがマイナスの場合、その結果としての費用は、包括利益計算書の中で、マイナス利回りによる費用として表示される。当該費用は、実効金利法を用いて会計処理される。

公正価値により測定される負債証券に係る利息収益

FVTPLにより測定されるデリバティブ以外の金融資産に係る利息収益を含む、負債証券からの利息収益は、実効金利法を用いて純損益で認識される。実効金利は、金融商品の予想残存期間（または、適切な場合はそれよりも短い期間）にわたる見積られた将来現金支払額および受取額を、当該金融商品の当初認識時の帳簿価額に正確に割引く金利である。実効金利を計算する際に、当ファンドは金融商品の全ての契約条件を考慮して将来キャッシュ・フローを見積るが、将来の信用損失は考慮しない。

受取利息または利息債権、および支払利息または利息債務は、それぞれ利息収益および利息費用として純損益で認識される。

費用

費用は発生主義により計上される。

税金

ケイマン諸島の現行法においては、当トラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタル・ゲイン、または他のケイマン諸島の税金はない。当トラストは、信託法セクション81（2020年改訂）にしたがって、2008年から50年間、当該税金が制定された場合でも、それらの税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受取っている。結果として、財務書類において税金費用が計上されていない。当ファンドは、一定の利息、配当およびキャピタル・ゲインに係る外国源泉税の対象となる場合がある。

未払法人所得税を決定する際に、当トラストは関係税務当局による調査を想定して税務債務について、発生する可能性の方が高い不確実な税務ポジションの引当を行う。引当金額は、最も可能性の高い支払金額または支払金額の予想値のうち、特定の状況においてより正確な予想を提供するいずれかの方法による。

分配方針

受託会社は、管理会社の助言に従い、各取引日において当ファンドに関する分配を宣言することができる。分配は、受益証券１口当たり純資産価格が、当該取引日に0.01ランド（基準値）を超えた場合においてのみ宣言されるものとする。分配可能金額は、各取引日において受益証券１口当たり純資産価格を算定することにより、管理事務代行会社が決定するものとする。当ファンドから分配される受益証券１口当たりの金額は、関連する取引日の受益証券１口当たり純資産価格を基準値と同額に減額するために必要な金額とする。分配は、各取引日における最終の関連市場の営業終了直前、または管理会社が受託会社との協議の後随時決定する特定の日時に宣言されたとみなされる。

受益証券１口につき分配される金額が計算され、小数点第８位未満は四捨五入される。受益者に対して支払われる総額は0.01ランド未満について四捨五入される。全ての端数調整金額は、当ファンドに帰属することになる。当ファンドの全ての受益者は、受益者が保有する受益証券口数に比例して、当ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有している。

分配は、投資家から申込金を受領した日から毎日発生する。したがって、受益者は決済日に宣言された分配を受領する権利を有することになる。分配の再投資日において、分配の再投資日当日またはそれ以前に宣言された全ての発生済かつ未払の分配（源泉税および受益者の居住国において支払が要求されるその他の税金（存在する場合）を控除後）が、分配の再投資日に決定される受益証券１口当たり純資産価格による追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引日に行われる。分配の再投資に関して支払われる初期手数料はない。また、端数の受益証券は発行されない。

分配の再投資日以前に受益証券の買戻しを請求する受益者に対しては、買戻しが行われる受益証券に関する分配（受益証券が買戻される取引日当日を含み宣言されたもの）が、買戻代金と共に現金により支払われる。月末の取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者は、関連する取引日に、当該受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に係る分配金により前回の分配の再投資日に発行された受益証券の一部を含む。）が買戻されるものとし、買戻代金が宣言された分配と共に支払われる。

未払分配金は、宣言された時点で持分変動計算書において認識される。

資本受益証券

当ファンドは、各受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しており、当該受益証券はIAS第32号「金融商品－表示」（以下、「IAS第32号」という。）に基づいて資本に分類されている。資本受益証券の契約条件がIAS第32号に規定される厳格な基準を遵守できない内容に変更された場合、資本受益証券は、金融商品が当該基準を満たさなくなった時点で金融負債に振替られる。金融負債は、振替られた日において、金融商品の公正価値により測定される。資本受益証券は、当ファンドの目論見書の付表に準拠して算定される取引用純資産価額の比例割合に相当する現金を対価として、当ファンドによる買戻しが可能である。

当ファンドが現金または別の金融商品により購入または買戻す契約上の義務を含むプッタブル金融商品は、以下の条件を全てを満たす場合は資本に分類される。

- 当ファンドが清算された場合、保有者が当ファンドの純資産の比例配分された持分を受取る権限を有する
- その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスである
- その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスの全ての金融商品が同一の特性を持つ
- 当ファンドが現金または別の金融資産により購入または買戻す契約上の義務は別として、当該商品は負債としての分類を必要とする他の特性を含まない
- 存続期間にわたり当該商品に帰属する予想キャッシュ・フロー合計が、本質的に当該商品の存続期間にわたり、損益、認識された純資産の変動、または当ファンドの認識済・未認識純資産の公正価値の変動に基づく

当ファンドが発行する受益証券の１つのクラスがこれらの条件に該当するため、資本として分類されている。

2021年３月31日現在、資本に分類されたファンドの純資産は、1,697,243,862ランドであった（2020年：1,784,654,942ランド）。

８．金融資産および金融負債の分類

	強制的にFVTPLにより測定（ランド）	償却原価により測定される金融資産（ランド）	償却原価により測定される金融負債（ランド）	合計（ランド）

2021年				
現金および現金同等物	**－**	590,647,096	**－**	590,647,096
FVTPLにより測定される金融資産	1,245,803,394	**－**	**－**	1,245,803,394
発行済資本受益証券に係る未収入金	**－**	2,829,812	**－**	2,829,812
債権	**－**	1,827,982	**－**	1,827,982
	1,245,803,394	**595,304,890**	**－**	**1,841,108,284**
買戻資本受益証券に係る未払金	**－**	**－**	2,961,077	2,961,077
債務	**－**	**－**	140,903,345	140,903,345
	－	**－**	**143,864,422**	**143,864,422**
2020年				
現金および現金同等物	**－**	394,477,402	**－**	394,477,402
FVTPLにより測定される金融資産	1,395,818,357	**－**	**－**	1,395,818,357
発行済資本受益証券に係る未収入金	**－**	985,362	**－**	985,362
債権	**－**	2,267,100	**－**	2,267,100
	1,395,818,357	**397,729,864**	**－**	**1,793,548,221**
買戻資本受益証券に係る未払金	**－**	**－**	2,506,250	2,506,250
債務	**－**	**－**	6,387,029	6,387,029
	－	**－**	**8,893,279**	**8,893,279**

９．金融商品および関連するリスク

当ファンドの金融商品から発生する主要なリスクの概要は、以下の通りである。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性から発生する。これは、価格が変動する中で、市況の動向から当ファンドが被る可能性がある潜在的損失を示している。市場リスクは、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクの３つのリスクから構成されている。

価格リスク

価格リスクは、個々の投資資産、その発行者、または市場のすべての商品に影響を及ぼしているすべての要因によって生じたかどうかにかかわらず、市場価格の変動（通貨リスクまたは金利リスクから発生したものを除く。）の結果、関連する商品の価値が変動するリスクである。価格リスクは、管理会社がデュレーション、信用リスクおよび商品を分散したポートフォリオを構築することにより管理されている。

2021年３月31日現在、それぞれの投資価格が５％上昇し（2020年：５％）、その他変数が全て一定と仮定した場合、資本合計は、62,290,170ランド（純資産価額の3.67%）増加する（2020年：69,790,918ランド（純資産価額の3.91%））。５％下落した場合は、その他変数が全て一定とすれば、総資本に対して上記と同額で逆方向の影響が生じる。このような感応度分析は、測定が一定時点での計算であり、その日時点で計上されているポジションを反映し、必ずしも他の時点で保有されているリスク・ポジションを反映していないため、当ファンドが場合によっては保有している金融商品に内在するリスクを示さない可能性がある点に留意することが重要である。

当事業年度において、Covid-19ウイルスの大流行が世界中に広がり続けた。この大流行は、事業および経済活動の著しい混乱を含む、非常に重要かつ世界的な金融市場、経済および社会の混乱を引き起こしている。経済の混乱により、当ファンドが保有するものを含め、多くの金融商品の価値が大幅に下落する可能性がある。現時点で、当ファンドに対するこの最終的な影響を見積ることは不可能であり、投資の実現によってのみ最終的に決定される。

通貨リスク

通貨リスクは、当ファンドの特定の資産が外貨建の有価証券およびその他に投資していることにより、当該資産の価値が為替レートの変動により、有利または不利な影響を受ける可能性があるというリスクである。

全ての投資ならびに現金および現金同等物は当ファンドの基準通貨建であるため、財政状態計算書および包括利益計算書が通貨の変動により重要な影響を受けることはない。したがって、感応度分析は行われていない。

金利リスク

金利リスクは、関連する金利が不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。確定利付資産の価値は金利の増減により変動する可能性がある。

通常、金利が上昇すると、確定利付資産の価値は下落する傾向がある。逆に、金利が低下すると、確定利付資産の価値は上昇する傾向がある。確定利付資産の価値の変動の程度は、確定利付資産の満期や発行条件を含む、いくつかの要因に左右される。また金利変動は、当ファンドに代わり管理会社が購入するデリバティブ商品の価値や価格にも影響を及ぼす可能性がある。

当ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーの概要は、以下の通りである。以下、2021年３月31日における契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンドの資産および投資目的で保有する負債の公正価値を含んでいる。

2021年 資産	1か月未満 （ランド）	1－3か月 （ランド）	4－12か月 （ランド）	確定利付 （ランド）	無利息 （ランド）	合計 （ランド）
現金および現金同等物	－	－	－	590,647,096	－	590,647,096

FVTPLにより測定される金融資産	520,901,403	456,637,365	260,223,787	－	8,040,839	1,245,803,394
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	－	－	－	2,829,812	2,829,812
債権	－	－	－	－	1,827,982	1,827,982
資産合計	**520,901,403**	**456,637,365**	**260,223,787**	**590,647,096**	**12,698,633**	**1,841,108,284**
負債						
買戻資本受益証券に係る未払金	－	－	－	－	2,961,077	2,961,077
債務	－	－	－	－	140,903,345	140,903,345
負債合計	**－**	**－**	**－**	**－**	**143,864,422**	**143,864,422**
金利感応度ギャップ合計	**520,901,403**	**456,637,365**	**260,223,787**	**該当なし**	**該当なし**	**該当なし**

当ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーの概要は、以下の通りである。以下、2020年３月31日における契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンドの資産および投資目的で保有する負債の公正価値を含んでいる。

2020年	１か月未満（ランド）	１－３か月（ランド）	４－12か月（ランド）	確定利付（ランド）	無利息（ランド）	合計（ランド）
資産						
現金および現金同等物	－	－	－	394,477,402	－	394,477,402
FVTPLにより測定される金融資産	384,015,955	456,457,939	524,987,765	－	30,356,698	1,395,818,357
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	－	－	－	985,362	985,362
債権	－	－	－	－	2,267,100	2,267,100
資産合計	**384,015,955**	**456,457,939**	**524,987,765**	**394,477,402**	**33,609,160**	**1,793,548,221**
負債						
買戻資本受益証券に係る未払金	－	－	－	－	2,506,250	2,506,250
債務	－	－	－	－	6,387,029	6,387,029
負債合計	**－**	**－**	**－**	**－**	**8,893,279**	**8,893,279**
金利感応度ギャップ合計	**384,015,955**	**456,457,939**	**524,987,765**	**該当なし**	**該当なし**	**該当なし**

2021年３月31日現在の保有金融商品に基づけば、通期で変動金利が0.5%上昇し、その他変数が全て一定と仮定した場合、資本合計は、2,450,453ランド増加する（2020年：6,802,248ランド）。0.5%下落した場合は、その他変数が一定とすれば、同額で逆方向の影響が生じる。

当ファンドにおいては、変動利付投資に係る受取利息のベンチマーク金利は、ヨハネスブルグ銀行間合意金利（「JiBar」）３か月金利に基づいている。

このような感応度分析は、測定が一定時点での計算であり、その日時点で計上されているポジションを反映し、必ずしも他の時点で保有されているリスク・ポジションを反映していないため、当ファンドが保有している金融商品に内在するリスクを示さない可能性がある点に留意することが重要である。

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高く財政が逼迫している場合、当ファンドが投資ポジションの規模を合理的な価格により迅速に修正することができないリスクである。

当ファンドは、容易に換金可能と見込まれる資産に投資しており、また、持分の純額の約５％の現金持ち越し残高を通常有していると見込まれる。当該残高は、既に把握している資金流出がある場合および市場が混乱している場合増額される。市場が混乱している場合、資産の現金化はより困難になる可能性がある。市場の混乱が観察される場合、それは管理会社によってモニタリングされ、管理会社が必要とみなす場合、管理会社はより満期の短い商品を保有し、現金持ち越し残高を増加させるよう試みる。受益者の償還条件の詳細については、注記14を参照のこと。

管理会社の意見では、2021年３月31日および2020年３月31日現在で当ファンドが保有していた資産および負債の大部分は、通常の環境下において１か月以内に換金または清算を行うことが可能なものである。当ファンドの全負債、および受益者の選択により全額が償還可能である当ファンドの全資本の契約上の満期は１か月未満である。

信用リスク

信用リスクは、取引相手先が当ファンドに対する契約条件に従った義務の履行をしなかった場合、当ファンドが計上する損失により測定される。当ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクに晒されることになり、また、決済が不履行になるリスクを負うことになる。当ファンドは、十分な経験、知識および信用力を有する大手の契約相手先のみを選定している。全ての上場証券の取引は、認可されたブローカーを用いて引渡時の決済および支払が行われる。売却された証券の引渡は、ブローカーが支払を受取った時点においてのみ行われるため、不履行のリスクは最小限であると考えられる。購入時の支払は、ブローカーが証券を受取った時点において行われる。オーバーナイト預金により保有されている現金は全て、一覧から選定された銀行において保有されている。銀行の破綻または支払不能によって、預金として保有している現金に関する当ファンドの権利について遅延または制限される可能性がある。管理会社は、S&Pグローバルおよびムーディーズにより報告された、当該銀行一覧の信用格付を監視している。

受託会社のG.A.S.（ケイマン）リミテッドは、三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）を保管銀行（以下、「保管銀行」という。）に指名したが、同行のフィッチによる長期格付はA-である。また、三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）は、BBHをその副保管銀行に指名した。現金および有価証券のいずれも最終的にBBHで保管しているまたはBBHより借り入れており、現金は銀行としてBBHに保管されているまたはBBHより借り入れている。当ファンドの全ての投資および現金は、当事業年度末においてはBBHで保管されている、またはBBHより借り入れており、フィッチによるBBHの信用格付はA+である。

BBHの破綻または支払不能によって、銀行に保管されている債券投資に関する当ファンドの権利は、遅延または制限される可能性がある。当ファンドの有価証券は、BBHにおいて保管銀行により分別管理方式により保管されている。したがって、保管銀行またはBBHが破綻または支払不能となった場合、当ファンド保有の有価証券は分別される。しかし当ファンドは、当ファンドの現金に関連して、BBHの信用リスク、または保管銀行やBBHが利用する預託先の信用リスクに晒されることになる。BBHまたは預託先が支払不能または

破綻となった場合、当ファンドの現金保有高に関して、当ファンドはBBHまたは預託先の一般債権者として扱われることになる。当ファンドが取引した全ての適格有価証券の評価を記録した全ての投資は、保全され、フィッチ社による格付の変更を記録するため、日次で管理会社によって監視される。格付の変更は全て管理会社に報告される。

以下の表は、信用格付別の、定期預金およびFVTPLにより測定される商品の投資比率による分布を示している。信用格付は、フィッチ、S&Pグローバル、ムーディーズおよびGDCの４つの格付機関をこの順に参照して商品毎に管理会社により決定される。

	2021年	
	（ランド）	%
AAA	1,174,172,042	67.32
AA+	240,140,210	13.77
AA	329,791,142	18.91
	1,744,103,394	**100.00**

	2020年	
	（ランド）	%
AAA	334,750,667	18.71
AA+	439,670,459	24.57
AA	1,014,697,231	56.72
	1,789,118,357	**100.00**

2021年３月31日および2020年３月31日に終了した事業年度における、トレーディングにより達成された全ての投資利益および損失は、包括利益計算書の損益に計上されている。

ECLから発生する金額

現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金および債権に係る減損は、12か月間の予想損失に基づいて測定されており、エクスポージャーの短期の満期までの期間を反映している。当ファンドは、取引相手先の外部信用格付に基づき、これらのエクスポージャーの信用リスクは低いとみなしている。

当ファンドは、これらのエクスポージャーの信用リスクの変化を、公表されている取引相手先の外部信用格付を監視することによってモニターしている。公表された格付が最新の状態を維持しているかどうかを判断するため、および公表された格付に反映されていない著しい信用リスクの増加が報告日現在において存在したかどうかを評価するために、当ファンドは取引相手先に関する入手可能な報道および規制当局の情報と共に、債券利回りの変化およびクレジット・デフォルト・スワップ価格をレビューすることによってこれを補完している。

12か月間および残存期間のデフォルト確率は、それぞれの信用格付についてムーディーズが提供している過去の公表市場データに基づいている。デフォルト時損失率のパラメータは、通常、想定された50%の回収率を反映している。しかし、資産に信用減損が発生している場合、損失の見積りは予想キャッシュ・フロー不足額の個別評価および当初の実効金利に基づく。

当ファンドは、2018年４月１日現在におけるIFRS第９号の初度適用において、現金および現金同等物ならびに債権に対する少額の減損に係る引当金を認識した。当該損失引当金の金額は、2021年３月31日および2020年３月31日に終了した事業年度において変動しなかった。

10. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値が以下に基づき分析される、公正価値により認識される金融商品を示している。

- レベル１：活発な市場における同一商品の（未調整の）公表相場価格
- レベル２：直接（価格など）または間接的（価格から派生）に観察可能なインプットに基づく評価手法。この区分には、活発な市場における類似商品に関する市場相場価格、活発とはみなされない市場における同一もしくは類似の商品の相場価格、あるいは全ての重要なインプットが直接または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて評価された金融商品が含まれる。
- レベル３：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、観察可能なデータに基づかないインプットを含む評価手法を用いた金融商品、および観察不能なインプットが当該商品の評価において重要な影響を持つ金融商品が含まれる。この区分には、類似商品の相場価格に基づき評価されるが、金融商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または仮定が必要である金融商品が含まれる。当ファンドはこの区分の商品を保有していない。

2021年	レベル１（ランド）	レベル２（ランド）	レベル３（ランド）	合計（ランド）
FVTPLにより測定される金融資産（利息債権を含む）				
譲渡性預金	—	77,038,225	—	77,038,225
変動利付譲渡可能預金証書に係る利息債権	—	8,040,839	—	8,040,839
割引債		747,672,042		747,672,042
変動利付譲渡可能預金証書	—	413,052,288	—	413,052,288
	—	**1,245,803,394**	**—**	**1,245,803,394**

2020年	レベル１（ランド）	レベル２（ランド）	レベル３（ランド）	合計（ランド）
FVTPLにより測定される金融資産（利息債権を含む）				
譲渡性預金	－	165,161,115	－	165,161,115
変動利付譲渡可能預金証書に係る利息債権	－	30,356,698	－	30,356,698
変動利付譲渡可能預金証書	－	1,200,300,544	－	1,200,300,544
	－	**1,395,818,357**	**－**	**1,395,818,357**

年間を通じて、レベル間の振替はなかった（2020年：なし）。

FVTPLにより測定されない金融商品は、短期の金融資産および金融負債であり、その帳簿価額は公正価値に近似している。

以下の表は、FVTPLにより測定されない金融商品の公正価値を示し、それぞれの公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳を示している。

	レベル１（ランド）	レベル２（ランド）	レベル３（ランド）	合計（ランド）
2021年				
資産				
現金および現金同等物	590,647,096	－	－	590,647,096
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	2,829,812	－	2,829,812
債権	－	1,827,982	－	1,827,982
	590,647,096	**4,657,794**	**－**	**595,304,890**
負債				
買戻資本受益証券に係る未払金	－	2,961,077	－	2,961,077
債務	－	140,903,345	－	140,903,345
	－	**143,864,422**	**－**	**143,864,422**
2020年				
資産				
現金および現金同等物	394,477,402	－	－	394,477,402
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	985,362	－	985,362
債権	－	2,267,100	－	2,267,100
	394,477,402	**3,252,462**	**－**	**397,729,864**
負債				
買戻資本受益証券に係る未払金	－	2,506,250	－	2,506,250
債務	－	6,387,029	－	6,387,029
	－	**8,893,279**	**－**	**8,893,279**

11. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、BBHで保有している満期まで３か月以内の現金92,347,096ランド（2020年：1,177,402ランド）、ならびに預金498,300,000ランド（2020年：393,300,000ランド）から構成されている。

12. 債権

	2021年（ランド）	2020年（ランド）
未収銀行利息	8,624	5,930
預金（期間３か月以下）	1,808,608	2,261,170
その他債権	10,750	―
	1,827,982	**2,267,100**

13. 債務

	注記	2021年（ランド）	2020年（ランド）
投資の購入に係る未払金		134,818,574	―
未払報酬	15	5,964,257	6,103,027
未払分配金		120,514	284,002
		140,903,345	**6,387,029**

14. 資本受益証券

	受益証券数	資本受益証券（ランド）
2020年４月１日現在残高	178,465,409,571	1,784,654,097
発行済資本受益証券	56,892,263,113	568,922,631
買戻資本受益証券	(65,633,427,714)	(656,334,277)
2021年３月31日現在残高	**169,724,244,970**	**1,697,242,451**

2019年４月１日現在残高	164,507,080,500	1,645,070,806
発行済資本受益証券	68,044,669,115	680,446,691
買戻資本受益証券	(54,086,340,044)	(540,863,400)
2020年３月31日現在残高	**178,465,409,571**	**1,784,654,097**

受益証券は、ランド建受益証券１クラスのみが発行されている。受益証券は、適用される購入価格により任意の取引日に申込可能である。当ファンドは、各受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しているが、当該受益証券はIAS第32号に基づいて資本に分類されている。買戻可能受益証券は、当ファンドの純資産価額に応じた現金を対価として、各取引日において、ファンドによる買戻しが可能である。買戻可能な受益証券の帳簿価額は、財政状態計算書日時点において受益者が当ファンドに対して受益証券の買戻を求める権利を行使した場合支払われる買戻価格である。

資本受益証券は、関連する取引日の午前８時（ダブリン時間）までに、または管理会社が設定したその他の期限までに買戻通知を提出することを条件として、毎日償還可能である。買戻通知が遅れた場合、買戻請求は次の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日に適用される買戻価格により償還される。

当ファンドは、資本受益証券を当ファンドの資本とみなしている。資本運用の目的は、注記１に記載された投資目的である。当ファンドは、外部から課せられる規制資本要件の対象とはなっていない。当ファンドが発行した受益証券のうち、楽天証券が21%（2020年：21%）を所有し、SBI証券が65%（2020年：65%）を所有する。

15. 報酬および費用

受託会社報酬

受託会社は、当ファンドの資産の中から、年間170,000ランドの固定報酬を受取るが、当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いにより支払われる。

受託会社は、外部現金口座について、当ファンドの資産から14,000ランドの口座開設報酬も受取る。さらに受託会社は、当ファンドに関連して課されたまたは合理的な理由により発生した、政府または類似機関の手数料、料金、税金および賦課金、ならびに全ての合理的な立替費用を当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。また、受託会社は、受託会社および管理会社との間で当ファンドの終了の合意がなされた場合の解約手数料を受領する権利を有する。

管理事務代行会社報酬および保管報酬

管理事務代行会社は以下の料率により当ファンドの資産から管理事務代行会社報酬を受取る。

１．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド以下の部分については年率0.10%
２．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド超2,000,000,000ランド以下の部分については年率0.09%
３．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、2,000,000,000ランド超の部分については年率0.08%

当該報酬は、当ファンドの管理事務代行サービスの規定に関連して、評価日に基づく日割計算により年間700,000ランドを最低報酬額として四半期毎に後払いで支払われる。保管銀行に対する報酬は管理事務代行会社が負担する。

また管理事務代行会社は、当ファンドに関連する証券決済指図１件につき150ランド、当ファンドに関連する資金移動１件につき100ランドの手数料を受取る。管理事務代行会社は、募集要項の改訂、当ファンドに対するサービス提供者の変更、当ファンドの構造の変更および当ファンドの終了等（これらを含むが、これらに限定されない）の場合においても、当ファンドの資産から管理事務代行契約に定める追加報酬を随時受領する権利を有する。

管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、管理会社は、管理会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、投資運用会社は、投資運用会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

販売会社報酬

販売会社は、当ファンドの資産から、販売会社が獲得した申込者の受益証券に帰属する純資産価額の年率0.40%を上限とする報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

代行協会員報酬

代行協会員は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

その他の報酬および費用

当ファンドに帰属する追加報酬および費用（監査報酬、法務費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用およびその他の継続的な立替報酬および費用を含むが、当該報酬および費用に限定されない。）についても、当ファンドの資産から支払われる。また、当ファンドは、該当する税金についても負担する。

未払報酬は以下の通りである。

	2021年 （ランド）	2020年 （ランド）
受託会社報酬	41,994	42,380
管理事務代行会社報酬および保管報酬	888,865	512,626
管理会社報酬	213,509	220,805
投資運用会社報酬	1,707,935	1,774,829
販売会社報酬	1,707,846	1,777,681
代行協会員報酬	426,967	444,349
その他の報酬および費用	977,141	1,330,357

5,964,257	**6,103,027**

16. 関連当事者間取引

財務上または業務上の決定を行う際に、ある当事者が他の当事者を支配する能力、または他の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有している場合、これらは関連当事者であるとみなされる。共通支配下にあるため、受託会社、管理事務代行会社および保管銀行は全て関連がある。受託会社、管理会社、投資運用会社、保管銀行および関連会社は、当ファンドと関連があるとみなされる。当事業年度における関連当事者間で発生した報酬は、包括利益計算書および注記15において開示されている。当事業年度における関連当事者に対する支払債務の金額は、注記15において開示されている。

当ファンドが発行した受益証券のうち、楽天証券が21%（2020年：21%）を所有し、SBI証券が65%（2020年：65%）を所有する。通常の事業過程において、それ以外の関連当事者との取引はなかった。2021年３月31日および2020年３月31日現在、当ファンドに従業員はいない。

17. 分配金

2021年３月31日に終了した事業年度に受益者に対し宣言された分配金は、58,559,264ランド（2020年：103,102,090ランド）であった。2021年３月31日に終了した事業年度に再投資された分配金は、46,404,465ランド（2020年：81,838,640ランド）であった。

18. 純資産価額の実績

	2021年		2020年	
		（ランド）		（ランド）
財務書類における純資産価額		1,697,243,862		1,784,654,942
財務書類における発行済資本受益証券数		169,724,244,970		178,465,409,571
財務書類における資本受益証券１口当たり純資産価額	（ランド）	0.01	（ランド）	0.01

19. 偶発事象、契約債務および訴訟

2021年３月31日および2020年３月31日現在、偶発事象、契約債務および訴訟はない。

20. 後発事象

期末日以降2021年９月15日までに、受益者はファンドに対して302,703,945ランドの申込を行い、当ファンドから360,067,766ランドの償還を受けた。

財務書類の発行日時点において、Covid-19による混乱および世界市場へ影響を及ぼす期間について、まだ不確実性が残っている。

その他、財務書類上開示または修正が必要な後発事象はない。

21. 財務書類の承認

受託会社は、当財務書類を2021年９月15日に承認した。

（３）【投資有価証券明細表等】

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
投資明細表（未監査）
2021年３月31日現在

	保有額面	公正価値（ランド）	純資産比率（%）
譲渡性預金			
南アフリカ			
Nedbank 7.125% 01-Apr-21	45,000,000	45,000,000	2.64
Nedbank 5.225% 05-May-21	1,000,000	1,001,268	0.06
Nedbank 5.2% 11-May-21	12,000,000	12,015,969	0.71
Nedbank 4.4% 15-Jul-21	14,000,000	14,015,746	0.83
Standard Bank of South Africa 6.4% 07-Apr-21	2,000,000	2,000,934	0.12
Standard Bank of South Africa 5.125% 12-May-21	3,000,000	3,004,308	0.18
譲渡性預金合計		**77,038,225**	**4.54**
変動利付譲渡可能預金証書			
南アフリカ			
Absa Bank FRN 06-Apr-21	23,000,000	23,000,000	1.35
Absa Bank FRN 09-Apr-21	2,000,000	2,000,464	0.12
Absa Bank FRN 12-Apr-21	32,000,000	32,000,000	1.89
Absa Bank FRN 12-Apr-21	23,000,000	23,000,000	1.35
Absa Bank FRN 15-Apr-21	52,000,000	52,026,099	3.07
Absa Bank FRN 20-May-21	51,000,000	51,000,000	3.00
Absa Bank FRN 20-May-21	13,000,000	13,000,000	0.77
Absa Bank FRN 15-Jun-21	23,000,000	23,000,000	1.35
Firstrand Bank FRN 04-Jun-21	1,000,000	1,001,963	0.06
Investec Bank FRN 12-April-21	23,000,000	23,007,968	1.36
Investec Bank FRN 07-May-21	14,000,000	14,015,794	0.83
Nedbank FRN 12-Apr-21	56,000,000	56,000,000	3.30
Nedbank FRN 12-Apr-21	5,000,000	5,000,000	0.29
Nedbank FRN 14-Apr-21	5,000,000	5,000,000	0.29
Nedbank FRN 19-Apr-21	5,000,000	5,000,000	0.29
Nedbank FRN 19-Apr-21	20,000,000	20,000,000	1.18
Nedbank FRN 26-Apr-21	20,000,000	20,000,000	1.18
Nedbank FRN 21-May-21	13,000,000	13,000,000	0.77
Nedbank FRN 24-May-21	12,000,000	12,000,000	0.71
Nedbank FRN 10-Jun-21	20,000,000	20,000,000	1.18
変動利付譲渡可能預金証書合計		**413,052,288**	**24.34**

割引債

南アフリカ

South African T-Bill 0% 07-Apr-21	43,870,000	43,841,003	2.58
South African T-Bill 0% 14-Apr-21	103,770,000	103,627,622	6.11
South African T-Bill 0% 21-Apr-21	41,710,000	41,627,287	2.45
South African T-Bill 0% 28-Apr-21	18,820,000	18,770,028	1.11
South African T-Bill 0% 05-May-21	117,400,000	116,989,344	6.89
South African T-Bill 0% 12-May-21	34,950,000	34,803,794	2.05
South African T-Bill 0% 19-May-21	37,420,000	37,235,987	2.19
South African T-Bill 0% 26-May-21	35,400,000	35,197,547	2.07
South African T-Bill 0% 02-Jun-21	16,000,000	15,892,496	0.94
South African T-Bill 0% 23-Jun-21	27,000,000	26,752,135	1.58
South African T-Bill 0% 30-Jun-21	27,000,000	26,726,758	1.57
South African T-Bill 0% 14-Jul-21	25,980,000	25,679,823	1.51
South African T-Bill 0% 21-Jul-21	17,350,000	17,136,869	1.01
South African T-Bill 0% 28-Jul-21	17,000,000	16,780,766	0.99
South African T-Bill 0% 04-Aug-21	18,000,000	17,747,647	1.05
South African T-Bill 0% 11-Aug-21	17,900,000	17,628,416	1.04
South African T-Bill 0% 18-Aug-21	17,000,000	16,724,173	0.99
South African T-Bill 0% 25-Aug-21	21,000,000	20,638,781	1.22
South African T-Bill 0% 01-Sep-21	20,360,000	19,985,605	1.18
South African T-Bill 0% 08-Sep-21	17,590,000	17,246,389	1.02
South African T-Bill 0% 15-Sep-21	43,780,000	43,099,516	2.53
South African T-Bill 0% 22-Sep-21	34,050,000	33,540,056	1.97
割引債合計		**747,672,042**	**44.05**
利息債権		**8,040,839**	**0.47**
FVTPLにより測定される金融資産		**1,245,803,394**	**73.40**

預金（期間３か月以下）

南アフリカ

コール拠定 Shinsei Absa Bank	21,200,000	21,200,000	1.25
コール拠定 Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
コール拠定 Shinsei HSBC Bank	426,000,000	426,000,000	25.10
コール拠定 Shinsei Investec Bank	50,600,000	50,600,000	2.98
預金合計（期間３か月以下）		**498,300,000**	**29.36**

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
投資明細表（未監査）
2020年３月31日現在

	保有額面	公正価値（ランド）	純資産比率（%）
譲渡性預金			
南アフリカ			
Firstrand Bank 8.060% 24-Jun-20	14,000,000	14,026,294	0.79
Firstrand Bank 8.280% 29-Jun-20	28,000,000	28,105,163	1.58
Nedbank 8.225% 02-Apr-20	65,000,000	65,002,272	3.64
Nedbank 7.850% 03-Aug-20	5,000,000	5,008,914	0.28
Nedbank 7.825% 06-Aug-20	2,000,000	2,003,521	0.11
Nedbank 7.825% 07-Aug-20	4,000,000	4,006,631	0.22
Standard Bank of South Africa 8.225% 09-Apr-20	47,000,000	47,008,320	2.63
譲渡性預金合計		**165,161,115**	**9.25**
変動利付譲渡可能預金証書			
南アフリカ			
Absa Bank FRN 06-Apr-20	23,000,000	23,000,000	1.29
Absa Bank FRN 14-Apr-20	32,000,000	32,000,000	1.79
Absa Bank FRN 14-Apr-20	18,000,000	18,000,000	1.01
Absa Bank FRN 20-May-20	51,000,000	51,000,000	2.86
Absa Bank FRN 20-May-20	13,000,000	13,000,000	0.73
Absa Bank FRN 15-Jun-20	23,000,000	23,000,000	1.29
Absa Bank FRN 16-Jul-20	113,000,000	113,200,557	6.34
Absa Bank FRN 14-Aug-20	18,000,000	18,036,452	1.01
Absa Bank FRN 04-Sep-20	64,000,000	64,106,716	3.59
Firstrand Bank FRN 08-May-20	63,000,000	63,028,724	3.53
Firstrand Bank FRN 10-Jun-20	7,000,000	7,008,033	0.39
Firstrand Bank FRN 11-Jun-20	18,000,000	18,041,911	1.01
Firstrand Bank FRN 12-Jun-20	3,000,000	3,003,814	0.17
Firstrand Bank FRN 23-Jul-20	16,000,000	16,018,608	0.90
Firstrand Bank FRN 24-Jul-20	6,000,000	6,007,337	0.34
Investec Bank FRN 03-Apr-20	82,000,000	82,004,437	4.60
Investec Bank FRN 18-Aug-20	5,000,000	5,008,069	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	5,000,000	5,000,000	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	5,000,000	5,000,000	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	56,000,000	56,000,000	3.14
Nedbank FRN 20-Apr-20	20,000,000	20,000,000	1.12
Nedbank FRN 20-Apr-20	4,000,000	4,000,000	0.22
Nedbank FRN 28-Apr-20	20,000,000	20,000,000	1.12
Nedbank FRN 21-May-20	13,000,000	13,000,000	0.73
Nedbank FRN 25-May-20	12,000,000	12,000,000	0.67
Nedbank FRN 12-Jun-20	3,000,000	3,004,876	0.17
Nedbank FRN 11-Aug-20	65,000,000	65,126,299	3.65

Nedbank FRN 21-Aug-20	90,000,000	90,160,274	5.05
Standard Bank of South Africa FRN 03-Apr-20	5,000,000	5,000,195	0.28
Standard Bank of South Africa FRN 28-Apr-20	2,000,000	2,000,732	0.11
Standard Bank of South Africa FRN 08-May-20	58,000,000	58,029,406	3.25
Standard Bank of South Africa FRN 15-May-20	14,000,000	14,008,223	0.79
Standard Bank of South Africa FRN 22-May-20	136,000,000	136,201,495	7.63
Standard Bank of South Africa FRN 31-Jul-20	34,000,000	34,067,129	1.91
Standard Bank of South Africa FRN 31-Jul-20	102,000,000	102,237,257	5.73
変動利付譲渡可能預金証書合計		**1,200,300,544**	**67.26**
利息債権		**30,356,698**	**1.70**
FVTPLにより測定される金融資産		**1,395,818,357**	**78.21**
預金（期間３か月以下）			
南アフリカ			
コール拠定 Nedbank 32 Day Notice	61,000,000	61,000,000	3.41
コール拠定 Shinsei Absa Bank	73,200,000	73,200,000	4.10
コール拠定 Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
コール拠定 Shinsei HSBC Bank	176,000,000	176,000,000	9.87
コール拠定 Shinsei Investec Bank	52,600,000	52,600,000	2.95
コール拠定 Shinsei Standard Chartered	30,000,000	30,000,000	1.68
預金合計（期間３か月以下）		**393,300,000**	**22.04**

次へ

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Statement of Financial Position

As at 31st March 2021

	Notes	2021 ZAR	2020 ZAR
Assets			
Cash and cash equivalents	11	590,647,096	394,477,402
Financial assets at fair value through profit or loss	9,10	1,245,803,394	1,395,818,357
Receivable for Equity Units issued		2,829,812	985,362
Receivables	12	1,827,982	2,267,100
Total assets		**1,841,108,284**	**1,793,548,221**
Liabilities			
Payable for Equity Units redeemed		2,961,077	2,506,250
Payables	13,15	140,903,345	6,387,029
Total liabilities		**143,864,422**	**8,893,279**
Equity			
Unit capital	14	1,697,242,451	1,784,654,097
Retained earnings		1,411	845
Total equity	18	**1,697,243,862**	**1,784,654,942**
Total equity and liabilities		**1,841,108,284**	**1,793,548,221**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Signed on behalf of the Trustee

DocuSigned by:
Conor Curtin
C2BE2220B296479...

DocuSigned by:
Sara Kinsella
464FD5CADA5C4D0...

Date: 15th September 2021

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Statement of Comprehensive Income

For the year ended 31st March 2021

	Notes	2021 ZAR	2020 ZAR
Investment income			
Interest income on cash and cash equivalents	7	269,620	237,025
Interest income from debt securities at fair value through profit or loss	7	79,784,175	129,756,362
Interest expense from financial assets not at fair value through profit or loss		(735,585)	(6,843,139)
Net gain on financial assets at fair value through profit or loss		419,691	76,692
Total investment income		79,737,901	123,226,940
Expenses			
Trustee fees	15,16	(170,000)	(170,000)
Administration and custodian fees	15,16	(2,558,126)	(2,239,229)
Investment management fees	15,16	(885,563)	(856,872)
Sub-Investment management fees	15,16	(7,115,889)	(6,889,531)
Distributor fees	15	(7,125,011)	(6,901,045)
Agent company fees	15	(1,782,875)	(1,725,266)
Legal and printing fees		(616,645)	(682,005)
Audit fees		(595,708)	(523,744)
Negative yield expense	7	(12)	(235)
Other fees and expenses		(328,242)	(136,660)
Total expenses		(21,178,071)	(20,124,587)
Operating profit for the year		**58,559,830**	**103,102,353**
Other comprehensive income		-	-
Total comprehensive income for the year		**58,559,830**	**103,102,353**

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Statement of Changes in Equity

For the year ended 31st March 2021

	Unit Capital ZAR	Retained Earnings ZAR	Total ZAR
Balance at 1st April 2020	**1,784,654,097**	**845**	**1,784,654,942**
Total comprehensive income for the year	-	58,559,830	58,559,830
Equity Units issued	568,922,631	-	568,922,631
Equity Units redeemed	(656,334,277)	-	(656,334,277)
Distributions (Note 17)	-	(58,559,264)	(58,559,264)
Balance at 31st March 2021	**1,697,242,451**	**1,411**	**1,697,243,862**
Balance at 1st April 2019	**1,645,070,806**	**582**	**1,645,071,388**
Total comprehensive income for the year	-	103,102,353	103,102,353
Equity Units issued	680,446,691	-	680,446,691
Equity Units redeemed	(540,863,400)	-	(540,863,400)
Distributions (Note 17)	-	(103,102,090)	(103,102,090)
Balance at 31st March 2020	**1,784,654,097**	**845**	**1,784,654,942**

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Statement of Cash Flows

For the year ended 31st March 2021

	2021 ZAR	2020 ZAR
Cash flows from operating activities		
Total comprehensive income for the year	58,559,830	103,102,353
Changes in operating assets and liabilities:		
Decrease/(increase) in financial assets at fair value through profit or loss	150,014,963	(15,354,396)
Decrease in receivables	439,118	164,262
Increase/(decrease) in payables	134,516,316	(300,535)
Net cash provided by operating activities	343,530,227	87,611,684
Cash flows from financing activities		
Proceeds from Equity Units issued	522,518,166	598,608,051
Increase in receivable for Equity Units issued	(1,844,450)	(603,904)
Payments for Equity Units redeemed	(656,334,277)	(540,863,400)
Increase/(decrease) in payable for Equity Units redeemed	454,827	(1,224,028)
Distributions paid	(12,154,799)	(21,263,450)
Net cash (used in)/provided by financing activities	(147,360,533)	34,653,269
Net change in cash and cash equivalents	196,169,694	122,264,953
Cash and cash equivalents at 1st April	394,477,402	272,212,449
Cash and cash equivalents at 31st March	**590,647,096**	**394,477,402**
Supplementary information:		
Interest received on cash and cash equivalents	266,927	240,281
Interest received from debt securities	102,552,596	129,825,027
Interest paid on cash and cash equivalents	(12)	(235)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

1. GENERAL INFORMATION

South African Rand Money Market Fund (the "Series Trust") is a series trust of Horizon Trust (the "Trust"), a Cayman Islands open-ended umbrella mutual fund, and was constituted pursuant to a Master Trust Deed and a supplemental Trust Deed each dated 17th October 2008 made between the Trustee and UTI International (Singapore) Private Limited (the "Investment Manager"). Separate series of Units of the Series Trust will be issued from time to time. Unless redeemed earlier, each class or series of Units of the Series Trust will be compulsorily redeemed 150 years from the issue of the Series Trust's supplemental Trust Deed for each such class or series of Units. The Series Trust commenced operations on 8th December 2008, following the initial subscription day of 3rd December 2008.

The investment objective of the Series Trust is to target returns with reference to the STeFI 3-month money market index, gross of fees and taxes, measured over one year periods. The Series Trust seeks to achieve its investment objective by investing in a range of South African money market instruments. These assets include, but are not limited to, bankers' acceptances, debentures, negotiable certificates of deposit, commercial paper, treasury bills, call accounts, fixed deposits, fixed coupon negotiable certificates of deposit, variable coupon negotiable certificates of deposit and promissory notes. There can be no assurances that the Series Trust's investment objective will be achieved.

The Series Trust registered as a regulated mutual fund under Section 4(1)(b) of the Mutual Funds Act of the Cayman Islands on 17th October 2008 and will comply with the provisions of that law. As at 31st March 2021 and 2020, the Series Trust had no employees. The Series Trust's investment activities are managed by the Investment Manager.

2. BASIS OF PREPARATION

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS") issued by the International Accounting Standards Board ("IASB"), and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB. The financial statements are prepared on a going concern basis.

The financial statements are presented in South African Rand ("ZAR").

"Functional currency" is the currency of the primary economic environment in which the Series Trust operates. If indicators of the primary economic environment are mixed, then management uses its judgement to determine the functional currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The majority of the Series Trust's investments and transactions are denominated in ZAR. Investor subscriptions and redemptions are determined based on Net Asset Value ("NAV"), and received and paid in ZAR. The expenses (including trustee fees, administration and custodian fees, Sub-Investment management fees, distributor fees and agent company fees) are denominated and paid in ZAR. Accordingly, management has determined that the functional currency of the Series Trust is ZAR.

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the Trustee to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying value of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

2. BASIS OF PREPARATION (continued)

Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised. Judgements made by the Trustee in the application of IFRS that have a significant effect on the financial statements and estimates with a significant risk of material adjustment in the next period are discussed in Notes 9 and 10.

Changes to significant accounting policies are described in Note 4.

3. BASIS OF MEASUREMENT

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for the following material items:

Items	Measurement basis
Non-derivative financial instruments at fair value through profit or loss ("FVTPL")	Fair value

4. CHANGES IN SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year.

5. STANDARDS ISSUED BUT NOT YET ADOPTED

A number of new standards are effective for annual periods beginning after 1st April 2020 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements. Of those standards that are not yet effective, none is expected to have a material impact on the Series Trust's financial statements in the period of initial application.

6. NEW STANDARDS, AMENDMENTS AND INTERPRETATIONS

New standards, amendments and interpretations issues and effective for the financial year beginning 1st April 2020

A number of amendments to IFRS are effective for the current financial year, but they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Series Trust and consistently applied to all years presented in these financial statements are as follows:

Financial assets and financial liabilities

(i) Recognition and initial measurement

The Series Trust initially recognises financial assets and financial liabilities at FVTPL on the trade date, which is the date on which the Series Trust becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(i) Recognition and initial measurement (continued)

A financial asset or financial liability is measured initially at fair value plus, for an item not at FVTPL, transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

(ii) Classification and subsequent measurement

Classification of financial assets

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Investment Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in the prior year, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

The Series Trust has determined that it has two business models:

- Held-to-collect business model: this includes cash and cash equivalents, receivable for Equity Units issued and receivables. These financial assets are held to collect contractual cash flows; and
- Other business model: this includes debt securities and coupon interest receivable. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, "principal" is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. "Interest" is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

– contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
– leverage features;
– prepayment and extension features;
– terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
– features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

For a reconciliation of line items in the Statement of Financial Position to the categories of financial instruments, as defined by IFRS 9, see Note 8.

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

Subsequent measurement of financial assets

Financial assets at FVTPL

These assets are subsequently measured at fair value. Net gains and losses, including any interest income and/or expense and foreign exchange gains and losses, are recognised in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income. Debt securities are included in this category.

Financial assets at amortised cost

These assets are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest income, foreign exchange gains and losses and impairment are recognised in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss. Cash and cash equivalents, receivable for Equity Units issued and receivables are included in this category.

Financial liabilities – Classification, subsequent measurement and gains and losses

Financial liabilities are classified as measured at amortised cost or FVTPL.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Financial liabilities – Classification, subsequent measurement and gains and losses (continued)

A financial liability is classified as at FVTPL if it is classified as held for trading, it is a derivative or it is designated as such on initial recognition. Financial liabilities at FVTPL are measured at fair value and net gains and losses, including any interest expense, are recognised in profit or loss.

Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in profit or loss. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

Financial liabilities at amortised cost include payable for Equity Units redeemed and payables.

(iii) Fair value measurement

"Fair value" is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a mid-price, because this price provides a reasonable approximation of the exit price.

If there is no quoted price in an active market, then the Series Trust uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction. The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period during which the change has occurred.

(iv) Amortised cost measurement

The 'amortised cost' of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and, for financial assets, adjusted for any loss allowance.

(v) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit losses ("ECLs") on financial assets measured at amortised cost.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(v) Impairment (continued)

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); and/or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of "investment grade".

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument. 12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months). The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the Series Trust in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(v) Impairment (continued)

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the Series Trust in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; and/or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the Statement of Financial Position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

(vi) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the right to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in profit or loss. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Series Trust is recognised as a separate asset or liability.

The Series Trust may enter into transactions whereby it transfers assets recognised on its Statement of Financial Position, but retains either all or substantially all of the risks and rewards of the transferred assets or a portion of them. If all or substantially all of the risks and rewards are retained, then the transferred assets are not derecognised. Transfers of assets with retention of all or substantially all of the risks and rewards include sale and repurchase transactions.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(vi) Derecognition (continued)

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled or expire. On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in profit or loss.

(vii) Offsetting financial instruments

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when and only when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously. This is generally not the case with master netting agreements and the related assets and liabilities are presented gross in the Statement of Financial Position. Income and expenses are presented on a net basis for gains and losses from financial instruments at FVTPL.

As at 31st March 2021 and 2020, the Series Trust was not subject to a master netting agreement.

Foreign currencies

Items which are included in the Series Trust's financial statements, are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"), this is ZAR. Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into ZAR. Where the security is denominated in a currency other than ZAR, the transaction is translated into ZAR, at the exchange rates prevailing at the close of business on the trade date. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into ZAR at the exchange rates ruling at the year end date. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies which are stated at fair value, are retranslated into ZAR, at the exchange rate at the date the fair value was determined.

Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss as net foreign exchange gain or loss, except for those arising on financial assets at FVTPL, which are recognised as a component of net gain on financial assets at FVTPL and are included in the Statement of Comprehensive Income for the year.

Cash and cash equivalents

G.A.S. (Cayman) Limited as Trustee have appointed the Custodian, who in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") as their sub-custodian. Cash is ultimately held at BBH as the Series Trust's banker. Cash and cash equivalents/bank overdraft comprise cash held with/owed to BBH with maturities of 3 months or less.

Interest income on cash and cash equivalents

Interest income on cash and cash equivalents is accounted for on an effective interest rate basis. Where the interest yield is negative the resulting expense is presented as negative yield expense within expenses in the Statement of Comprehensive Income. This expense is accounted for on an effective yield basis.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Interest income from debt securities at fair value

Interest income from debt securities, including interest income from non-derivative financial assets at FVTPL, is recognised in profit or loss using the effective interest rate method. The effective interest rate is the rate that exactly discounts the estimated future cash payments and receipts through the expected life of the financial instrument (or, when appropriate, a shorter period) to the carrying amount of the financial instrument on initial recognition. When calculating the effective interest rate, the Series Trust estimates future cash flows considering all contractual terms of the financial instrument, but not future credit losses.

Interest received or receivable, and interest paid or payable, are recognised in profit or loss as interest income and interest expense, respectively.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, corporation, capital gains or other Cayman Islands taxes payable by the Trust. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that in accordance with section 81 of the Trusts Law (2020 Revision) it will be exempt from such taxes for a period of fifty years from 2008 should they be enacted. As a result, no provision for taxes has been made in the financial statements. The Series Trust may be subject to foreign withholding taxes on certain interest, dividends and capital gains.

In determining the provision for taxes payable on income, the Series Trust provides for uncertain tax positions that are more likely than not to create a tax obligation assuming inspection by the relevant tax authorities. The amount provided is either the most likely amount payable or the expected value of the payable amount, whichever approach provides a better prediction in the specific circumstances.

Distribution policy

The Trustee, on the advice of the Investment Manager, may declare distributions in respect of the Series Trust on each dealing day. Distributions shall only be declared when the NAV per Unit exceeds ZAR 0.01 (the "threshold amount") on such dealing day. The amount available for distribution shall be determined by the Administrator on each dealing day by calculating the NAV per Unit. The amount per Unit to be distributed from the Series Trust shall be such sum as may be required to reduce the NAV per Unit on the relevant dealing day to an amount equal to the threshold amount. The distributions shall be deemed to have been declared immediately prior to the close of business in the last relevant market to close on each dealing day, or such other time on such day or days as the Investment Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine.

The amount to be distributed per Unit shall be calculated and rounded to 8 decimal places; the aggregate amount paid to Unitholders will be rounded to the nearest ZAR0.01. All rounding adjustments will accrue to the Series Trust. Every Unitholder in the Series Trust shall have the right to participate in such amount of the distribution available to the Series Trust pro rata to the number of Units held by such Unitholder.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Distribution policy (continued)

Distributions will accrue daily with effect from the date on which subscription monies are received from the investor, therefore Unitholders will be entitled to the distribution declared on the settlement date. On the distribution reinvestment date all distributions declared, accrued and not yet paid up to and including the distribution reinvestment date (after deduction of withholding and other taxes required to be paid (if any) in the country in which the Unitholder resides), are automatically reinvested against the issue of further Units at the NAV per Unit determined on the distribution reinvestment date. Settlement of the subscription monies due on the reinvestment will be effected on the following dealing day. No preliminary charge shall be payable on the re-investment of distributions. No fractional Units will be issued.

Unitholders requesting the repurchase of Units on or prior to the distribution reinvestment date will be paid their distributions relating to those Units to be repurchased which have been declared up to and including the dealing day on which the Units are repurchased, in cash together with the repurchase proceeds. Unitholders requesting the repurchase of Units on the last dealing day of a month shall have their Units (including a portion of the Units issued on the preceding distribution reinvestment date out of distributions relating to the Units repurchased at the request of a Unitholder) repurchased and the repurchase proceeds shall be paid together with the distributions declared on the relevant dealing day.

Distributions payable are recognised in the Statement of Changes in Equity when declared.

Equity Units

The Series Trust issues Equity Units, which are redeemable at each Unitholder's option and are classified as equity in accordance with IAS 32 Financial Instruments - Presentation ("IAS 32"). Should the Equity Units' terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria contained in IAS 32, the Equity Units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument's fair value at the date of reclassification. Equity Units can be put back to the Series Trust for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's trading NAV calculated in accordance with the Series Trust's Appendix to the Trust's Offering Memorandum.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity if it meets all of the conditions below:

- it entitles the holder to a pro rata share of the Series Trust's Net Assets in the event of the Series Trust's liquidation;
- it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised Net Assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised Net Assets of the Series Trust over the life of the instrument.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Equity Units (continued)

The Series Trust's one class of Units in issue meet these conditions and are classified as equity.

As at 31st March 2021, the Series Trust had ZAR1,697,243,862 (2020: ZAR1,784,654,942) of Net Assets classified as equity.

8. CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

2021	Mandatorily at FVTPL ZAR	Financial assets at amortised cost ZAR	Financial liabilities at amortised cost ZAR	Total ZAR
Cash and cash equivalents	-	590,647,096	-	590,647,096
Financial assets at FVTPL	1,245,803,394	-	-	1,245,803,394
Receivable for Equity Units issued	-	2,829,812	-	2,829,812
Receivables	-	1,827,982	-	1,827,982
	1,245,803,394	**595,304,890**	-	**1,841,108,284**
Payable for Equity Units redeemed	-	-	2,961,077	2,961,077
Payables	-	-	140,903,345	140,903,345
	-	-	**143,864,422**	**143,864,422**
2020				
Cash and cash equivalents	-	394,477,402	-	394,477,402
Financial assets at FVTPL	1,395,818,357	-	-	1,395,818,357
Receivable for Equity Units issued	-	985,362	-	985,362
Receivables	-	2,267,100	-	2,267,100
	1,395,818,357	**397,729,864**	-	**1,793,548,221**
Payable for Equity Units redeemed	-	-	2,506,250	2,506,250
Payables	-	-	6,387,029	6,387,029
	-	-	**8,893,279**	**8,893,279**

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS

The main risks arising from the Series Trust's financial instruments can be summarised as follows:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial investments held. It represents the potential loss the Series Trust might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

Price Risk

Price risk is the risk that value of the related instruments will fluctuate as a result of changes in the market prices (other than those arising from currency risk or interest rate risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments in the market. Price risk is managed by the Investment Manager constructing a diversified portfolio of instruments in terms of duration, credit risk and product.

As at 31st March 2021, if the price of each investment had increased by 5% (2020: 5%) with all other variables held constant, there would have been an increase in total equity of ZAR62,290,170 (3.67% of NAV) (2020: ZAR69,790,918 (3.91% of NAV)). A decrease by 5% with all other variables held constant, would result in an equal but opposite effect on total equity to the figures shown above. It is important to note that this form of sensitivity analysis may be unrepresentative of the risks inherent in the financial instruments held by the Series Trust from time to time as the measure is a point-in-time calculation, reflecting positions as recorded at that date, which do not necessarily reflect the risk position held at any other time.

During the year, a viral Covid-19 pandemic has continued to spread across the globe. It is causing very significant financial market, economic and social dislocation globally, including very significant disruption to business and economic activity. The economic disruption may significantly reduce the value of many financial instruments including those held by the Series Trust. The ultimate extent of the effect of this on the Series Trust is not possible to estimate at this time and will only be finally determined on realisation of investments.

Currency Risk

Currency risk is the risk that as certain assets of the Series Trust may be invested in securities and other investments denominated in foreign currencies, the value of such assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates.

Since all of the investments and cash and cash equivalents are denominated in the base currency of the Series Trust, the Statement of Financial Position and Statement of Comprehensive Income will not be significantly affected by currency movements and as a result, a sensitivity analysis has not been performed.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential loss that the Series Trust might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The value of fixed income assets may change based on interest rate fluctuations.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

Typically, when interest rates increase, the value of fixed income assets tends to depreciate. Conversely, when interest rates decrease, the value of fixed income assets tend to appreciate. The degree of the change of the value of the fixed income asset will depend on a number of factors, including the maturity and conditions of issuance of the fixed income asset. Interest rate fluctuations may also affect the value and pricing of derivative instruments that are purchased by the Investment Manager for the account of the Series Trust.

The table below summarises the Series Trust's exposure to interest rate risks. It includes the Series Trust's assets and trading liabilities at fair values, categorised by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates as at 31st March 2021:

2021	Less than 1 month ZAR	1-3 months ZAR	4-12 months ZAR	Fixed interest rate ZAR	Non-interest Bearing ZAR	Total ZAR
Assets						
Cash and cash equivalents	-	-	-	590,647,096	-	590,647,096
Financial assets at FVTPL	520,901,403	456,637,365	260,223,787	-	8,040,839	1,245,803,394
Receivable for Equity Units issued	-	-	-	-	2,829,812	2,829,812
Receivables	-	-	-	-	1,827,982	1,827,982
Total assets	**520,901,403**	**456,637,365**	**260,223,787**	**590,647,096**	**12,698,633**	**1,841,108,284**
Liabilities						
Payable for Equity Units redeemed	-	-	-	-	2,961,077	2,961,077
Payables	-	-	-	-	140,903,345	140,903,345
Total liabilities	-	-	-	-	**143,864,422**	**143,864,422**
Total Interest Sensitivity Gap	**520,901,403**	**456,637,365**	**260,223,787**	**N/A**	**N/A**	**N/A**

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The table below summarises the Series Trust's exposure to interest rate risks. It includes the Series Trust's assets and trading liabilities at fair values, categorised by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates as at 31st March 2021:

2020	Less than 1 month	1-3 months	4-12 months	Fixed interest rate	Non-interest Bearing	Total
Assets						
Cash and cash equivalents	-	-	-	394,477,402	-	394,477,402
Financial assets at FVTPL	384,015,955	456,457,939	524,987,765	-	30,356,698	1,395,818,357
Receivable for Equity Units issued	-	-	-	-	985,362	985,362
Receivables	-	-	-	-	2,267,100	2,267,100
Total assets	**384,015,955**	**456,457,939**	**524,987,765**	**394,477,402**	**33,609,160**	**1,793,548,221**
Liabilities						
Payable for Equity Units redeemed	-	-	-	-	2,506,250	2,506,250
Payables	-	-	-	-	6,387,029	6,387,029
Total liabilities	-	-	-	-	**8,893,279**	**8,893,279**
Total Interest Sensitivity Gap	**384,015,955**	**456,457,939**	**524,987,765**	**N/A**	**N/A**	**N/A**

Based on the financial instruments held at 31st March 2021, if the floating interest rate curve increased by 0.5% for a full year then the effect on total equity, with all other variables remaining constant, would amount to a gain of ZAR2,450,453 (2020: ZAR6,802,248). A decrease by 0.5% would result in an equal but opposite effect, on the basis that all other variables remain constant.

The Benchmark rate for interest receipts for the floating rate investments is based on the 3 month Johannesburg Interbank Agreed Rate ("JiBar") for the Series Trust.

It is important to note that this form of sensitivity analysis may be unrepresentative of the risks inherent in the financial instruments held by the Series Trust as the measure is a point-in-time calculation, reflecting positions as recorded at that date, which do not necessarily reflect the risk position held at any other time.

Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Series Trust may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Liquidity Risk (continued)

Funds are invested in assets which are expected to be readily realisable and overnight cash balances of around 5% of the net value of equity are normally retained, which are increased for known outflows and during market disruption. In times of market disruption realising assets may become more difficult. When this is observed it is monitored by the Investment Manager, and where deemed necessary by the Investment Manager, the Investment Manager will endeavour to have shorter maturity dates and to increase overnight cash. Please see Note 14 for details of redemption terms and conditions for Unitholders.

In the opinion of the Investment Manger, the majority of assets and liabilities of the Series Trust held as at 31st March 2021 and 2020 can be liquidated within one month in normal circumstances. All liabilities of the Series Trust, and the total equity of the Series Trust which is all redeemable at the option of Unitholders, have a contractual maturity of less than one month.

Credit Risk

Credit risk is measured by the loss the Series Trust would record if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust. The Series Trust will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Series Trust aims to select only established counterparties that have sufficient experience, knowledge and creditworthiness. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. All of the cash held on overnight deposit is held with a carefully selected list of banks. Bankruptcy or insolvency by a bank may cause the Series Trust's rights with respect to the cash held on deposit to be delayed or limited. The Investment Manager monitors the credit rating of this list, as reported by S&P Global and Moody's.

G.A.S. (Cayman) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its custodian (the "Custodian"), which has a Fitch long term rating of A-. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) has, in turn, appointed BBH, as their sub-custodian. Both the cash and securities are ultimately held with/owed to BBH, with cash being held with/owed to BBH as banker. All of the investments and cash of the Series Trust are held by/owed to BBH at year end, who has a Fitch credit rating of A+.

Bankruptcy or insolvency of BBH may cause the Series Trust's rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited. The Series Trust's securities are maintained by the Custodian in segregated accounts at BBH, thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Custodian or BBH, the Series Trust's securities are segregated. The Series Trust will, however, be exposed to the credit risk of BBH, or any depository used by the Custodian or BBH, in relation to the Series Trust's cash. In the event of the insolvency or bankruptcy of BBH or a depository, the Series Trust will be treated as a general creditor of BBH or a depository in relation to cash holdings of the Series Trust. An investment universe which lists all the rating eligible securities that the Series Trust has traded in is maintained, and monitored daily by the Investment Manager to record rating changes by Fitch (national rating scale). Any rating changes are reported to the Investment Manager.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

9. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Credit Risk (continued)

The table below shows the distribution of fixed deposits and instruments at FVTPL by credit rating as a percentage of the value of investments. The credit rating is determined by the Investment Manager, on an instrument by instrument basis, based on reference to four credit rating agencies, being Fitch, S&P Global, Moody's, and GDC in this sequence.

2021	ZAR	%	2020	ZAR	%
AAA	1,174,172,042	67.32	AAA	334,750,667	18.71
AA+	240,140,210	13.77	AA+	439,670,459	24.57
AA	329,791,142	18.91	AA	1,014,697,231	56.72
	1,744,103,394	**100.00**		**1,789,118,357**	**100.00**

All gains and losses from trading in investments for the years ended 31st March 2021 and 2020 are included in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Amounts arising from ECL

Impairment on cash and cash equivalents, receivable for Equity Units issued and receivables has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers that these exposures have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties.

The Series Trust monitors changes in credit risk on these exposures by tracking published external credit ratings of the counterparties. To determine whether published ratings remain up to date and to assess whether there has been a significant increase in credit risk at the reporting date that has not been reflected in the published ratings, the Series Trust supplements this by reviewing changes in bond yields, credit default swap prices together with available press and regulatory information about counterparties.

12-month and lifetime probabilities of default are based on publically available historical market data published by Moody's for each credit rating. Loss given default parameters generally reflect an assumed recovery rate of 50%. However, if the asset were credit-impaired, then the estimate of loss would be based on a specific assessment of expected cash shortfalls and on the original effective interest rate.

On initial application of IFRS 9 as at 1st April 2018, the Series Trust recognised an impairment allowance of a trivial amount on cash and cash equivalents and receivables. The amount of the loss allowance did not change during the years ended 31st March 2021 or 2020.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

10. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below shows financial instruments recognised at fair value analysed between those whose fair value is based on:

- Level 1: Quoted price (Unadjusted) in an active market for an identical instrument;
- Level 2: Valuation techniques based on observable inputs, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments, quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not considered active; or other valuation techniques for which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data; and
- Level 3: Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments. The Series Trust did not hold any instruments in this category.

2021	Level 1 ZAR	Level 2 ZAR	Level 3 ZAR	Total ZAR
Financial assets at FVTPL (including interest receivable)				
Certificates of Deposit	-	77,038,225	-	77,038,225
Coupon Interest Receivable on Variable Rate NCDs	-	8,040,839	-	8,040,839
Discounted Debt		747,672,042		747,672,042
Variable Rate NCDs	-	413,052,288	-	413,052,288
	-	**1,245,803,394**	**-**	**1,245,803,394**
2020				
Financial assets at FVTPL (including interest receivable)				
Certificates of Deposit	-	165,161,115	-	165,161,115
Coupon Interest Receivable on Variable Rate NCDs	-	30,356,698	-	30,356,698
Variable Rate NCDs	-	1,200,300,544	-	1,200,300,544
	-	**1,395,818,357**	**-**	**1,395,818,357**

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

10. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

There were no transfers between the levels during the year (2020: None).

The financial instruments not measured at FVTPL are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value.

The table below sets out the fair values of financial instruments not measured at FVTPL and analyses them by the level in the fair value hierarchy into which each fair value measurement is categorised:

2021	Level 1 ZAR	Level 2 ZAR	Level 3 ZAR	Total ZAR
Assets				
Cash and cash equivalents	590,647,096	-	-	590,647,096
Receivable for Equity Units issued	-	2,829,812	-	2,829,812
Receivables	-	1,827,982	-	1,827,982
	590,647,096	**4,657,794**	**-**	**595,304,890**
Liabilities				
Payable for Equity Units redeemed	-	2,961,077	-	2,961,077
Payables	-	140,903,345	-	140,903,345
	-	**143,864,422**	**-**	**143,864,422**
2020				
Assets				
Cash and cash equivalents	394,477,402	-	-	394,477,402
Receivable for Equity Units issued	-	985,362	-	985,362
Receivables	-	2,267,100	-	2,267,100
	394,477,402	**3,252,462**	**-**	**397,729,864**
Liabilities				
Payable for Equity Units redeemed	-	2,506,250	-	2,506,250
Payables	-	6,387,029	-	6,387,029
	-	**8,893,279**	**-**	**8,893,279**

11. CASH AND CASH EQUIVALENTS

Cash and cash equivalents, comprises cash held with maturities of 3 months or less with BBH of the amount ZAR92,347,096 (2020: ZAR1,177,402) and deposits of ZAR498,300,000 (2020: ZAR393,300,000).

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

12. RECEIVABLES

	2021 ZAR	2020 ZAR
Bank interest receivable	8,624	5,930
Deposits (less than 3 months) receivable	1,808,608	2,261,170
Other receivables	10,750	-
	1,827,982	**2,267,100**

13. PAYABLES

	Note	2021 ZAR	2020 ZAR
Payable for investments purchased		134,818,574	-
Fees payable	15	5,964,257	6,103,027
Distributions payable		120,514	284,002
		140,903,345	**6,387,029**

14. EQUITY UNIT CAPITAL

	Number of Units	Unit Capital ZAR
Balance at 1st April 2020	178,465,409,571	1,784,654,097
Equity Units issued	56,892,263,113	568,922,631
Equity Units redeemed	(65,633,427,714)	(656,334,277)
Balance at 31st March 2021	**169,724,244,970**	**1,697,242,451**
Balance at 1st April 2019	164,507,080,500	1,645,070,806
Equity Units issued	68,044,669,115	680,446,691
Equity Units redeemed	(54,086,340,044)	(540,863,400)
Balance at 31st March 2020	**178,465,409,571**	**1,784,654,097**

Only one class of Units, ZAR Units, are in issue. The Units are available for subscription on any dealing day at the applicable purchase price. The Series Trust issues redeemable Units, which are redeemable at each Unitholder's option but are classified as financial equity in accordance with IAS 32. Redeemable Units can be put back to the Series Trust at every dealing day for cash equal to a proportionate Unit of the Series Trust's NAV. The redeemable unit is carried at the redemption amount that is payable at the Statement of Financial Position date if a Unitholder exercises the right to put the Unit back to the Series Trust.

Equity Units are redeemable daily subject to the submission of a repurchase notice by no later than 8am (Dublin time) on the relevant dealing day or such other deadline as the Investment Manager may determine, failing which the repurchase request will be held over until the following dealing day and Units will be redeemed at the repurchase price applicable for that dealing day.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

14. EQUITY UNIT CAPITAL (continued)

The Series Trust considers Unit Capital to be the capital of the Series Trust. Its objective in managing capital is the investment objective described in Note 1. The Series Trust is not subject to any imposed external regulatory capital requirements. Rakuten Securities, Inc. owns 21% (2020: 21%) and SBI Securities Co. Ltd owns 65% (2020: 65%) of the Units issued by the Series Trust.

15. FEES AND EXPENSES

Trustee fees
The Trustee receives out of the assets of the Series Trust a fixed fee of ZAR170,000 per annum, accruing daily and payable quarterly in arrears.

The Trustee also receives an account opening fee of ZAR14,000 for external cash accounts out of the assets of the Series Trust. In addition, the Trustee is entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all government or similar fees, charges, taxes and duties levied on or in respect of the Series Trust as may be properly incurred, as well as all reasonable out-of-pocket expenses incurred. The Trustee is also entitled to receive a termination fee upon the termination of the Series Trust as agreed between the Trustee and the Investment Manager.

Administration and custodian fees
The Administrator receives out of the assets of the Series Trust an administration fee at the rate of:

1. 0.10% per annum of that part of the NAV calculated on the valuation point on each valuation day which is equal to or less than ZAR1,000,000,000;
2. 0.09% per annum of that part of the NAV calculated on the valuation point on each valuation day which is greater than ZAR1,000,000,000 and equal to or less than ZAR2,000,000,000;
3. 0.08% per annum of that part of the NAV calculated on the valuation point on each valuation day which is greater than ZAR2,000,000,000.

Subject to a minimum fee of ZAR700,000 per annum, prorated on each valuation day, and payable quarterly in arrears in respect of its provision of administrative services to the Series Trust. The fees of the Custodian are borne by the Administrator.

The Administrator also receives a fee of ZAR150 for each security settlement instruction in respect of the Series Trust and ZAR100 for cash movements in and out of the Series Trust. The Administrator is also entitled to receive additional fees out of the assets of the Series Trust from time to time as set out in the Administration Agreement in circumstances including, but not limited to; amendments to the Offering Memorandum, change of service providers to the Series Trust, changes to the structure of the Series Trust and termination of the Series Trust.

Investment management fees
The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.05% per annum of the NAV, accruing daily and payable quarterly in arrears. The Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Investment Manager.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

15. FEES AND EXPENSES (continued)

Sub-Investment management fees
The Sub-Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.40% per annum of the NAV, accruing daily and payable quarterly in arrears. The Sub-Investment Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided by the Sub-Investment Manager.

Distributor fees
The Distributor receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.40% per annum of that part of the NAV attributable to Units for which that Distributor procured subscribers, accruing daily and payable quarterly in arrears.

Agent company fees
The Agent company receives out of the assets of the Series Trust a fee of up to 0.10% per annum of the NAV, accruing daily and payable quarterly in arrears.

Other fees and expenses
Additional fees and expenses attributable to the Series Trust are also payable out of the assets of the Series Trust, including, without limitation, audit fees, legal expenses, consultancy fees, transaction fees, advertising expenses, printing expenses and any other ongoing out of pocket fees and expenses. The Series Trust bears any applicable taxes.

The fees payable are as follows:

	2021 ZAR	2020 ZAR
Trustee fees	41,994	42,380
Administration and custodian fees	888,865	512,626
Investment management fees	213,509	220,805
Sub-Investment management fees	1,707,935	1,774,829
Distributor fees	1,707,846	1,777,681
Agent company fees	426,967	444,349
Other fees and expenses	977,141	1,330,357
	5,964,257	**6,103,027**

16. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Administrator and Custodian are all related by virtue of common control. The Trustee, Investment Manager, Sub-Investment Manager, Custodian and related companies are deemed to be related to the Series Trust. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income and Note 15. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 15.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Notes to the Financial Statements

(Continued)

16. RELATED PARTY TRANSACTIONS (continued)

Rakuten Securities, Inc. owns 21% (2020: 21%) and SBI Securities Co. Ltd owns 65% (2020: 65%) of the Units issued by the Series Trust. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. As at 31st March 2021 and 2020, the Series Trust has no employees.

17. DISTRIBUTIONS

The dividend declared to Unitholders for the year ended 31st March 2021 is ZAR58,559,264 (2020: ZAR103,102,090). Dividends reinvested for the year ended 31st March 2021 amounted to ZAR46,404,465 (2020: ZAR81,838,640).

18. NAV HISTORY

	2021	2020
NAV per financial statements	ZAR1,697,243,862	ZAR1,784,654,942
Number of Equity Units in issue per financial statements	169,724,244,970	178,465,409,571
NAV per Equity Unit per financial statements	ZAR0.01	ZAR0.01

19. CONTINGENCIES, COMMITMENTS AND CHARGES

There were no other contingencies, commitments or charges as at 31st March 2021 or 2020.

20. EVENTS SUBSEQUENT TO THE YEAR END

Subsequent to the year end and up to 15th September 2021, there were ZAR302,703,945 subscriptions into the Series Trust and ZAR360,067,766 redemptions from the Series Trust.

As at the date the financial statements were available to be issued, uncertainty still remains around the length of the disruption of Covid-19 and the impact on global markets.

There were no other events subsequent to the year end which require disclosure or amendment to the financial statements.

21. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The Trustee approved the financial statements on 15th September 2021.

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2021

	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
Certificates of Deposit			
South Africa			
Nedbank 7.125% 01-Apr-21	45,000,000	45,000,000	2.64
Nedbank 5.225% 05-May-21	1,000,000	1,001,268	0.06
Nedbank 5.2% 11-May-21	12,000,000	12,015,969	0.71
Nedbank 4.4% 15-Jul-21	14,000,000	14,015,746	0.83
Standard Bank of South Africa 6.4% 07-Apr-21	2,000,000	2,000,934	0.12
Standard Bank of South Africa 5.125% 12-May-21	3,000,000	3,004,308	0.18
Total Certificates of Deposit		**77,038,225**	**4.54**
Variable Rate NCDs			
South Africa			
Absa Bank FRN 06-Apr-21	23,000,000	23,000,000	1.35
Absa Bank FRN 09-Apr-21	2,000,000	2,000,464	0.12
Absa Bank FRN 12-Apr-21	32,000,000	32,000,000	1.89
Absa Bank FRN 12-Apr-21	23,000,000	23,000,000	1.35
Absa Bank FRN 15-Apr-21	52,000,000	52,026,099	3.07
Absa Bank FRN 20-May-21	51,000,000	51,000,000	3.00
Absa Bank FRN 20-May-21	13,000,000	13,000,000	0.77
Absa Bank FRN 15-Jun-21	23,000,000	23,000,000	1.35
Firstrand Bank FRN 04-Jun-21	1,000,000	1,001,963	0.06
Investec Bank FRN 12-April-21	23,000,000	23,007,968	1.36
Investec Bank FRN 07-May-21	14,000,000	14,015,794	0.83
Nedbank FRN 12-Apr-21	56,000,000	56,000,000	3.30
Nedbank FRN 12-Apr-21	5,000,000	5,000,000	0.29
Nedbank FRN 14-Apr-21	5,000,000	5,000,000	0.29
Nedbank FRN 19-Apr-21	5,000,000	5,000,000	0.29
Nedbank FRN 19-Apr-21	20,000,000	20,000,000	1.18
Nedbank FRN 26-Apr-21	20,000,000	20,000,000	1.18
Nedbank FRN 21-May-21	13,000,000	13,000,000	0.77
Nedbank FRN 24-May-21	12,000,000	12,000,000	0.71
Nedbank FRN 10-Jun-21	20,000,000	20,000,000	1.18
Total Variable Rate NCDs		**413,052,288**	**24.34**

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2021
(Continued)

Discounted Debt	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
South Africa			
South African T-Bill 0% 07-Apr-21	43,870,000	43,841,003	2.58
South African T-Bill 0% 14-Apr-21	103,770,000	103,627,622	6.11
South African T-Bill 0% 21-Apr-21	41,710,000	41,627,287	2.45
South African T-Bill 0% 28-Apr-21	18,820,000	18,770,028	1.11
South African T-Bill 0% 05-May-21	117,400,000	116,989,344	6.89
South African T-Bill 0% 12-May-21	34,950,000	34,803,794	2.05
South African T-Bill 0% 19-May-21	37,420,000	37,235,987	2.19
South African T-Bill 0% 26-May-21	35,400,000	35,197,547	2.07
South African T-Bill 0% 02-Jun-21	16,000,000	15,892,496	0.94
South African T-Bill 0% 23-Jun-21	27,000,000	26,752,135	1.58
South African T-Bill 0% 30-Jun-21	27,000,000	26,726,758	1.57
South African T-Bill 0% 14-Jul-21	25,980,000	25,679,823	1.51
South African T-Bill 0% 21-Jul-21	17,350,000	17,136,869	1.01
South African T-Bill 0% 28-Jul-21	17,000,000	16,780,766	0.99
South African T-Bill 0% 04-Aug-21	18,000,000	17,747,647	1.05
South African T-Bill 0% 11-Aug-21	17,900,000	17,628,416	1.04
South African T-Bill 0% 18-Aug-21	17,000,000	16,724,173	0.99
South African T-Bill 0% 25-Aug-21	21,000,000	20,638,781	1.22
South African T-Bill 0% 01-Sep-21	20,360,000	19,985,605	1.18
South African T-Bill 0% 08-Sep-21	17,590,000	17,246,389	1.02
South African T-Bill 0% 15-Sep-21	43,780,000	43,099,516	2.53
South African T-Bill 0% 22-Sep-21	34,050,000	33,540,056	1.97
Total Discounted Debt		**747,672,042**	**44.05**
Coupon interest receivable		**8,040,839**	**0.47**
Financial assets at FVTPL		**1,245,803,394**	**73.40**

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2021

(Continued)

Deposits (less than 3 months)	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
South Africa			
Call Account Shinsei Absa Bank	21,200,000	21,200,000	1.25
Call Account Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
Call Account Shinsei HSBC Bank	426,000,000	426,000,000	25.10
Call Account Shinsei Investec Bank	50,600,000	50,600,000	2.98
Total Deposits (less than 3 months)		**498,300,000**	**29.36**

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2020

Certificates of Deposit	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
South Africa			
Firstrand Bank 8.060% 24-Jun-20	14,000,000	14,026,294	0.79
Firstrand Bank 8.280% 29-Jun-20	28,000,000	28,105,163	1.58
Nedbank 8.225% 02-Apr-20	65,000,000	65,002,272	3.64
Nedbank 7.850% 03-Aug-20	5,000,000	5,008,914	0.28
Nedbank 7.825% 06-Aug-20	2,000,000	2,003,521	0.11
Nedbank 7.825% 07-Aug-20	4,000,000	4,006,631	0.22
Standard Bank of South Africa 8.225% 09-Apr-20	47,000,000	47,008,320	2.63
Total Certificates of Deposit		**165,161,115**	**9.25**
Variable Rate NCDs			
South Africa			
Absa Bank FRN 06-Apr-20	23,000,000	23,000,000	1.29
Absa Bank FRN 14-Apr-20	32,000,000	32,000,000	1.79
Absa Bank FRN 14-Apr-20	18,000,000	18,000,000	1.01
Absa Bank FRN 20-May-20	51,000,000	51,000,000	2.86
Absa Bank FRN 20-May-20	13,000,000	13,000,000	0.73
Absa Bank FRN 15-Jun-20	23,000,000	23,000,000	1.29
Absa Bank FRN 16-Jul-20	113,000,000	113,200,557	6.34
Absa Bank FRN 14-Aug-20	18,000,000	18,036,452	1.01
Absa Bank FRN 04-Sep-20	64,000,000	64,106,716	3.59
Firstrand Bank FRN 08-May-20	63,000,000	63,028,724	3.53
Firstrand Bank FRN 10-Jun-20	7,000,000	7,008,033	0.39
Firstrand Bank FRN 11-Jun-20	18,000,000	18,041,911	1.01
Firstrand Bank FRN 12-Jun-20	3,000,000	3,003,814	0.17
Firstrand Bank FRN 23-Jul-20	16,000,000	16,018,608	0.90
Firstrand Bank FRN 24-Jul-20	6,000,000	6,007,337	0.34
Investec Bank FRN 03-Apr-20	82,000,000	82,004,437	4.60
Investec Bank FRN 18-Aug-20	5,000,000	5,008,069	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	5,000,000	5,000,000	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	5,000,000	5,000,000	0.28
Nedbank FRN 14-Apr-20	56,000,000	56,000,000	3.14
Nedbank FRN 20-Apr-20	20,000,000	20,000,000	1.12
Nedbank FRN 20-Apr-20	4,000,000	4,000,000	0.22

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2020
(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
Variable Rate NCDs (continued)			
South Africa (continued)			
Nedbank FRN 28-Apr-20	20,000,000	20,000,000	1.12
Nedbank FRN 21-May-20	13,000,000	13,000,000	0.73
Nedbank FRN 25-May-20	12,000,000	12,000,000	0.67
Nedbank FRN 12-Jun-20	3,000,000	3,004,876	0.17
Nedbank FRN 11-Aug-20	65,000,000	65,126,299	3.65
Nedbank FRN 21-Aug-20	90,000,000	90,160,274	5.05
Standard Bank of South Africa FRN 03-Apr-20	5,000,000	5,000,195	0.28
Standard Bank of South Africa FRN 28-Apr-20	2,000,000	2,000,732	0.11
Standard Bank of South Africa FRN 08-May-20	58,000,000	58,029,406	3.25
Standard Bank of South Africa FRN 15-May-20	14,000,000	14,008,223	0.79
Standard Bank of South Africa FRN 22-May-20	136,000,000	136,201,495	7.63
Standard Bank of South Africa FRN 31-Jul-20	34,000,000	34,067,129	1.91
Standard Bank of South Africa FRN 31-Jul-20	102,000,000	102,237,257	5.73
Total Variable Rate NCDs		**1,200,300,544**	**67.26**
Coupon interest receivable		**30,356,698**	**1.70**
Financial assets at FVTPL		**1,395,818,357**	**78.21**

SOUTH AFRICAN RAND MONEY MARKET FUND, A SERIES TRUST OF HORIZON TRUST

Schedule of Investments (Unaudited)

As at 31st March 2020
(Continued)

Deposits (less than 3 months)	Nominal Holding	Fair Value ZAR	% of NAV
South Africa			
Call Account Nedbank 32 Day Notice	61,000,000	61,000,000	3.41
Call Account Shinsei Absa Bank	73,200,000	73,200,000	4.10
Call Account Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.03
Call Account Shinsei HSBC Bank	176,000,000	176,000,000	9.87
Call Account Shinsei Investec Bank	52,600,000	52,600,000	2.95
Call Account Shinsei Standard Chartered	30,000,000	30,000,000	1.68
Total Deposits (less than 3 months)		**393,300,000**	**22.04**

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2021年７月末日現在）

	ランド	千円 （d．およびe．を除く。）
a．資産総額	1,654,032,287.16	12,421,782
b．負債総額	4,126,204.43	30,988
c．純資産総額（a－b）	1,649,906,082.73	12,390,795
d．発行済口数	164,990,525,473口	
e．一口当たり純資産価格（c／d）	0.01	0.0751円

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関　　エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所　　アイルランド、ダブリン２、ハーコード・ロード、ハーコート・センター、ブロック５

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

（２）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額

管理会社の資本金は600万シンガポール・ドル（約４億8,522万円）で、2021年７月末日現在、全額払込済である。なお、１株１万シンガポール・ドル（約808,700円）で記名株式600株を発行済である。

最近５年間における資本金の額の増減はない。

（２）管理会社の機構

管理会社の年次総会は取締役が決定する時期（ただし、前回の年次総会から15か月以上経過しないものとする。）および場所にて毎年１回開催される。管理会社は、シンガポール会社法チャプター50（「シンガポール会社法」）に規定される要件および手続きを遵守することを条件に、定款に異なる条項があったとしても、年次総会を含む総会の開催を省略することができる。

管理会社は、総会において、特別決議により、随時資本の返還、欠損したかもしくは利用可能な資産の裏付けのない資本の消却、株式にかかる負債の削減、または法により容認されている他の方法など、都合のよいと考えられる方法によって減資を行うことができ、特に資本は当該金額の再請求または他の方法の実行後に全額返還となるか消却される。

総会における各決議は、挙手の結果が宣言される前に出席者本人または議決権を有する代理出席者の２名以上が投票を要求しない限り、出席者本人または議決権を有する代理出席者の過半数による挙手で決定される。投票が要求されない場合、過半数によって決議が可決もしくは否決がされた旨の当該総会の議長による宣言は最終的なものであり、決議に対する賛成票もしくは反対票の票数の証明なしで、結果が管理会社の議事録に記載されることが最終的な証拠となる。

総会で別途決定されない限り、１名以上の取締役はシンガポールの居住者でなければならない。

取締役は、多数決によりいかなる者をも取締役に任命することができ、任命された者は、付属定款に従い解任されるまでまたは退任するまで取締役を務める。

取締役は、管理会社の株式を保有することは求められていない。

管理会社の業務は、取締役の指図により、または当該指図に基づき運営される。

取締役は、シンガポール会社法または管理会社の基本定款および付属定款が総会において管理会社に行使するよう求める権限を除き、会社のあらゆる権限を行使することができる。

取締役または取締役の委員会は、業務の処理、審議の持ち越しおよび適切であると思われる総会を統制するために総会を開催し、議事に必要な定足数を決定することができる。別途決定されない限り、２名の取締役が定足数を構成するが、管理会社の取締役が１名の場合は、当該取締役が定足数を満たし、総会が成立する。総会にて提起された議案は、各１票を有する出席取締役の過半数の投票によって決定される。定款の規定にもかかわらず、管理会社の取締役が１名の場合、取締役は決議を記録し、当該記録に署名することにより、取締役決議を可決することができる。

（３）役員および従業員の状況

（2021年７月末日現在）

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
プラヴィーン・ジャグワニ （Praveen Jagwani）	取締役	UTI　インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド最高経営責任者
マーク・テナント （Mark Tennant）	取締役	Ｔ．ロウ・プライス・グローバル・インベスター・サービシーズの諮問委員会のメンバー
タン・ウーン・ハム （Tan Woon Hum）	取締役	シュック・リン・アンド・ボク・エルエルピー パートナー
イムタイヤズール・ラーマン （Imtaiyazur Rahman）	取締役	UTIアセット・マネジメント最高経営責任者
ファティマ・ケラフィ （Fatima Khellafi）	取締役	Ｔ．ロウ・プライス・グループの法律顧問

（注）管理会社には22名の従業員がいる。

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託および投資法人の管理、運用、勧誘および販売活動、資産運用業務、ならびにシンガポールで現在効力を有する法律により禁止されていない他の業務を専業とする。

管理会社は、2021年７月末日現在、本ファンドの他、以下のファンドの管理運用を行っている。

国別（設立国）	種類	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島	分離ポートフォリオ型投資法人	2	約21億3,685万米ドル （約2,339億6,371万円）
アイルランド	UCITS準拠ファンド	2	約９億8,873万米ドル （約1,082億5,605万円）
シンガポール	非公開有限責任会社	2	約2,409万米ドル （約26億3,761万円）

（注）米ドルの円貨換算は、2021年７月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.49円）による。

３【管理会社の経理状況】

ａ．管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、シンガポールにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．管理会社の原文の財務書類は、シンガポール・ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年７月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１シンガポール・ドル＝80.87円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド
貸借対照表
2021年３月31日現在

	注記	2021年		2020年	
		(シンガポール・ドル)	(千円)	(シンガポール・ドル)	(千円)
非流動資産					
有形固定資産および使用権資産	7	154,431	12,489	24,960	2,019
投資有価証券	8	6,211,922	502,358	4,675,812	378,133
繰延税金資産	16	188,775	15,266	165,473	13,382
		6,555,128	530,113	4,866,245	393,533
流動資産					
営業債権	14	3,960,247	320,265	3,086,835	249,632
その他の債権、前払金および預け金	9	428,401	34,645	545,995	44,155
現金および現金同等物	10	7,235,136	585,105	6,245,307	505,058
		11,623,784	940,015	9,878,137	798,845
流動負債					
未払費用およびその他の負債	11	3,519,130	284,592	2,858,139	231,138
持株会社に対する債務	14	735,813	59,505	376,019	30,409
最終持株会社に対する債務	14	355,916	28,783	175,097	14,160
リース負債	12	126,312	10,215	―	―
未払税金		114,590	9,267	34,935	2,825
		4,851,761	392,362	3,444,190	278,532
正味流動資産		6,772,023	547,654	6,433,947	520,313
純資産		13,327,151	1,077,767	11,300,192	913,847
資本					
株式資本	13	6,000,000	485,220	6,000,000	485,220
利益剰余金		7,139,700	577,388	5,300,192	428,627
その他準備金		187,451	15,159	―	―
		13,327,151	1,077,767	11,300,192	913,847

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

（２）【損益計算書】

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

包括利益計算書

2021年３月31日終了事業年度

	注記	2021年		2020年	
		(シンガポール・ドル)	(千円)	(シンガポール・ドル)	(千円)
収益	3	11,864,328	959,468	10,409,686	841,831
損益を通じて公正価値により測定される金融資産にかかる未実現利益／（損失）		1,706,781	138,027	(906,238)	(73,287)
損益を通じて公正価値により測定される金融資産からの実現利益		315,917	25,548	―	―
純営業利益		13,887,026	1,123,044	9,503,448	768,544
費用					
給与およびその他の関連費用	4	4,379,898	354,202	3,880,374	313,806
減価償却費	7	138,262	11,181	11,477	928
その他の営業費用	5	7,455,616	602,936	6,456,313	522,122
費用合計		11,973,776	968,319	10,348,164	836,856
税引前当期利益／（損失）		1,913,250	154,725	(844,716)	(68,312)
税金費用	6	(73,742)	(5,964)	(70,030)	(5,663)
当期包括利益合計		1,839,508	148,761	(914,746)	(73,976)

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

持分変動計算書

2021年３月31日終了事業年度

	注記	2021年		2020年	
		(シンガポール・ドル)	(千円)	(シンガポール・ドル)	(千円)
株式資本					
期首および期末残高	13	6,000,000	485,220	6,000,000	485,220
利益剰余金					
期首残高		5,300,192	428,627	6,214,938	502,602
当期利益／（損失）		1,839,508	148,761	(914,746)	(73,976)
期末残高		7,139,700	577,388	5,300,192	428,627
その他準備金					
年度中に付与されたストックオプション		187,451	15,159	―	―
資本合計		13,327,151	1,077,767	11,300,192	913,847

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2021年３月31日終了事業年度

	2021年		2020年	
	(シンガポール・ドル)	(千円)	(シンガポール・ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益／（損失）	1,913,250	154,725	(844,716)	(68,312)
調整：				
減価償却費	138,262	11,181	11,477	928
リース負債にかかる支払利息	8,026	649	―	―
定期預金からの受取利息	(11,574)	(936)	(22,136)	(1,790)
従業員ストックオプション	187,451	15,159	―	―
損益を通じて公正価値により測定される金融資産からの実現（利益）	(315,917)	(25,548)	―	―
損益を通じて公正価値により測定される金融資産にかかる未実現（利益）／損失	(1,706,781)	(138,027)	906,238	73,287
運転資本変動前の営業活動によるキャッシュ・フロー	212,717	17,202	50,863	4,113
営業資産および負債の変動：				
営業債権の（増加）／減少	(873,412)	(70,633)	(959,743)	(77,614)
その他の債権、前払金および預け金の（増加）／減少	117,593	9,510	(109,767)	(8,877)
未払費用およびその他の負債の（減少）／増加	554,294	44,826	306,496	24,786
関係会社に対する債務の（減少）／増加	540,613	43,719	180,979	14,636
繰延利益の（減少）／増加	106,696	8,629	―	―
営業活動により使用されたキャッシュ・フロー	658,501	53,253	(531,172)	(42,956)
法人所得税支払額	(17,388)	(1,406)	(149,634)	(12,101)
法人所得税還付額	―	―	15,000	1,213
定期預金からの受取利息	11,574	936	22,136	1,790
営業活動により使用されたキャッシュ・フロー純額	652,687	52,783	(643,670)	(52,054)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の購入	(20,549)	(1,662)	(15,757)	(1,274)
投資有価証券の購入	―	―	(58,851)	(4,759)
投資有価証券の償還による現金収入	663,980	53,696	―	―
投資有価証券の購入に再投資された受取配当金	(177,391)	(14,346)	(128,442)	(10,387)
投資活動により使用されたキャッシュ・フロー純額	466,040	37,689	(203,050)	(16,421)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース負債の元本部分の支払	(128,898)	(10,424)	―	―
財務活動により使用されたキャッシュ・フロー純額	(128,898)	(10,424)	―	―
当期における現金および現金同等物の純減少	989,829	80,047	(846,720)	(68,474)

現金および現金同等物の期首残高	6,245,307	505,058	7,092,027	573,532
現金および現金同等物の期末残高（注記10）	7,235,136	585,105	6,245,307	505,058

添付の会計方針および説明情報は当該財務書類の不可欠な部分である。

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド
財務書類注記
2021年３月31日終了事業年度

１．企業情報

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「当社」という。）は、2006年11月15日にシンガポールで設立された非公開有限責任会社である。当社の直接の持株会社は、チャネル諸島のガーンジー島の法律に基づき設立されたUTIインターナショナル・リミテッドである。最終的な持株会社は、インドの法律に基づいて設立された公開株式会社であるUTIアセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下、「UTI AMC」という。）である。

当社の主な事業は、ファンド運用サービスの提供である。当事業年度において、当該事業の性質に重要な変更はなかった。

当社の登録事務所および主たる事業所は、シンガポール 048617、＃08－02 ブハラト・ビルディング、ラッフルズ・プレース ３（3 Raffles Place, #08-02, Bharat Building, Singapore 048617）である。

２．重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当社の財務書類は、シンガポール財務報告基準（以下、「FRS」という。）に準拠して作成されている。

当該財務書類は会計方針において開示されている場合を除き、取得原価主義により作成されている。

当該財務書類は、当社の機能通貨であるシンガポール・ドルにより表示されている。

2.2 会計方針および開示の変更

当社はまた、当事業年度中に以下の財務報告の基準および解釈指針を適用した。

・FRS第103号の改訂　事業の定義
・FRS第116号の改訂　COVID-19に関連した賃料減免
・FRS第１号およびFRS第８号の改訂　「重要性がある」の定義

当社は、リースの借手がリースの貸手から受けた適格であるCOVID-19に関連した賃料減免に関してリースの条件変更かどうかの評価を行わない、実務上の簡便法を規定したFRS第116号の改訂を適用した。この改訂の適用は、当社の財務書類に重要な影響を及ぼさなかった。

2.3 公表済であるが、まだ効力が発生していない基準

当社は、公表済であるが、効力が発生していない以下の基準を適用していない。

説明	以降開始する年度から発効
FRS第103号の改訂　*概念フレームワークへの参照*	2022年１月１日
FRS第116号の改訂　*有形固定資産－意図した使用の前の収入*	2022年１月１日
FRS第37号の改訂　*不利な契約－契約履行のコスト*	2022年１月１日

取締役会は、上記公表基準の適用が適用初年度の財務書類に重要な影響を及ぼさないと見込んでいる。

2.4　為替換算取引

当事業年度中における外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートに近似するレートにより換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の実勢為替レートにより機能通貨に換算される。発生した全ての換算差額は損益に含まれる。

2.5　有形固定資産および使用権資産

有形固定資産の全ての項目は、当初、取得原価により計上され、当該項目に関連する将来の経済的便益を当社が享受する可能性が高い場合においてのみ、資産として認識される。当初認識後、有形固定資産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価により測定される。

使用権資産は、財政状態計算書上有形固定資産に含めて表示されている－注記2.14の会計方針参照。

減価償却は、定額法により以下の見積耐用年数にわたり計算される。

事務所用什器および機器	－	３年
器具備品	－	３年
コンピュータ	－	３年

有形固定資産の帳簿価額は、事象または状況の変化により帳簿価額の回収が不可能なことが示唆される場合に減損の検討が行われる。

残存価額、耐用年数および減価償却方法は各事業年度末に見直され、減価償却の金額、方法および期間が以前の見積りおよび当該有形固定資産項目に付随する将来の経済的便益の予想される費消傾向と整合していることを確認する。

有形固定資産の項目は、処分された場合、または使用もしくは処分から将来の経済的便益が見込まれなくなった場合に認識が中止される。当該資産の認識の中止により生じる損益は、当該資産の認識を中止した事業年度の損益に計上される。

2.6　非金融資産の減損

当社は、各報告期間末現在において、資産の減損の兆候の有無を評価している。当該兆候が存在する場合、当社は当該資産の回収可能価額の見積りを行っている。

資産の回収可能価額は、資産または資金生成単位の公正価値から売却費用を控除した額および当該資産または資金生成単位の使用価値のいずれか高い方となり、当該資産による資金流入の大部分が他の資産からの資金流入に依存していない限り、個別の資産について決定される。
使用価値を評価する際、当該資産から発生すると予測される見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産固有のリスクの現在の市場評価を反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割引かれる。公正価値から売却費用を控除した額を決める際は、適切な評価モデルが使用される。当該計算は、マルチプル法、上場子会社の株価または他の入手可能な公正価値指標により裏付けが行われている。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過している場合、当該資産は回収可能価額まで評価減される。

減損損失は、過去に再評価が行われ、再評価による調整額がその他包括利益に計上された資産を除き、損益に計上される。再評価による調整がその他包括利益により認識された場合、減損は、過去に行われた再評価による調整額を上限として、その他包括利益において計上される。

各報告期間末現在において、資産に関して以前計上された減損損失がもはや存在しないか、または減少している兆候の有無について評価が実施される。以前計上された減損損失は、当該資産の回収可能価額を決定する際に用いた見積りに、最後に減損損失を計上して以降、変更が生じた場合のみ戻入が行われる。このようなケースでは、当該資産の帳簿価額は、回収可能額まで増額される。増額される金額は、過年度に減損損失が計上されていなかったと仮定した場合に算定される減価償却控除後の帳簿価額を超えることはできない。減損損失の戻入は、当該資産が再評価後の金額で測定されている場合を除き、損益に計上される。当該資産が再評価後の金額で測定されている場合は、減損損失の戻入は再評価額の増加として取扱われる。

2.7　金融商品

（ａ）金融資産

当初認識および測定

金融資産は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった場合にのみ認識される。

営業債権は、営業債権の当初認識時に重要な金融要素が含まれていない場合、第三者に代わり回収される金額を除き、当社が約定した商品またはサービスの顧客への提供と引き換えに権利を得ると見込まれる対価の金額により測定される。

当初認識後の測定

（ｉ）償却原価

当社は、次の両方の条件を満たした場合に、金融資産を償却原価により測定する。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネスモデルにおいて保有されていること、および、金融資産の契約条件により、特定の日における元本および元本残高に対する利息のみの支払いであるキャッシュ・フローが発生すること。

償却原価により測定された金融資産は、当初認識後、実効金利（EIR）法を用いて測定され、減損の対象となる。資産の認識が中止された場合、条件が変更された場合、または減損が生じた場合に、利益および損失が

損益として計上される。減損から発生した損失は、貸付金については金融費用、営業債権については売上原価またはその他の営業費用として損益計算書上認識される。

当社は、現金および現金同等物、営業債権およびその他の債権、ならびに預け金を償却原価により測定される金融資産として分類している。

（ii）損益を通じて公正価値により測定される金融資産

償却原価とFVOCIのいずれの判定基準も満たさない資産は、FVPLにより測定される。当初測定後にFVPLにより測定され、ヘッジ関係の一部ではない負債性商品に係る利益および損失は、発生した期間に損益として認識される。

認識の中止

金融資産は、当該資産からキャッシュ・フローを得る契約上の権利が失効した場合、認識が中止される。金融資産全体の認識が中止される時点において、帳簿価額と、受取対価および負債性商品についてその他包括利益に計上されていた累積損益の合計額との差額は、損益に計上される。

（b）金融負債

当初認識および測定

金融負債は、当社が当該金融商品の契約条項の当事者になった場合にのみ認識される。当社は、金融負債の分類を当初認識時に決定する。

全ての金融負債は、当初公正価値により認識されるが、FVPL以外で計上される金融負債は、直接帰属する取引費用を加算して認識される。

金融負債には、未払費用およびその他の負債（賞与引当金および長期インセンティブ引当金を除く。）、持株会社に対する債務ならびに最終持株会社に対する債務が含まれる。

当初認識後の測定

当初認識後、FVPLにより測定されない金融負債は、実効金利法を用いて償却原価により測定される。当該負債の認識が中止された場合、ならびに償却過程を通じて、利益および損失が損益として計上される。

認識の中止

金融負債は、義務が履行もしくは取り消された時点、または失効した時点において認識中止となる。認識中止の時点で、帳簿価額と支払った対価との差額は、損益に計上される。

2.8　金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的拘束力のある権利が存在し、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、相殺され、純額が貸借対照表に計上される。

2.9　金融資産の減損

当社はFVPLにより計上されていない全ての負債性商品について、予想信用損失（以下、「ECL」という。）引当金を認識している。ECLは、契約に従って支払期限が到来する契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利の概算を用いて割引かれた当社の全ての予想受取キャッシュ・フローとの差額に基づいている。予想キャッシュ・フローには、保有している担保の売却または契約条件の必要不可欠な一部であるその他の信用補完からのキャッシュ・フローが含まれる。

ECLは２段階で認識される。当初認識以降に信用リスクが著しく増加していない信用エクスポージャーについては、今後12ヶ月間に発生可能性のあるデフォルト事象の結果発生する信用損失（12ヶ月ECL）についてECLに対する引当金が計上される。当初認識以降に信用リスクが著しく増加している信用エクスポージャーについては、デフォルトの時期とは無関係に、当該エクスポージャーの残存期間にわたり見込まれる信用損失（全期間ECL）について損失引当金が計上される。

営業債権について、当社はECLの計算において簡素化アプローチを適用している。従って、当社は信用リスクの変化を追跡していないが、その代わりに各報告日時点で、全期間ECLに基づいて損失引当金を認識している。当社は、過去の信用損失の実績に基づき、当該債務者および経済環境特有の将来におけるファクターを調整した引当マトリクスを確立している。

当社は、契約上の支払いが90日遅延となった際に金融資産がデフォルト状態であるとみなしている。しかし、社内または社外の情報が、当社が保有する信用補完を考慮する前で、契約上の残高の金額全額を受け取る可能性が低い旨を示している場合、当社は金融資産をデフォルト状態にあるとみなすことがある。契約上のキャッシュ・フローの回収が合理的に見込まれない場合、金融資産は全額償却される。

2.10　現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金および手許現金ならびに信用力のある銀行に対する預金により構成されている。

2.11　引当金

引当金は、過去の事象の結果、当社が現在債務（法的またはみなし債務）を負い、当該債務を清算するために経済的資源が流出する可能性が高く、債務額を確実に見積もることが可能な場合に認識される。

引当金は、各報告期間末において見直しが行われ、現在の最善の見積りを反映させるための調整を行う。債務を清算するために経済的資源が流出する可能性が無くなると、引当金は戻入れられる。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合は、必要に応じて当該負債に固有のリスクを反映した現在の税引前割引率を用いて引当金を割引く。割引が用いられる場合、時の経過に伴う引当金の増加は金融費用として計上される。

2.12　従業員給付

（ａ）確定拠出型制度

当社は、事業を行う国の法律により定義されているように、国民年金制度に加入している。中でも、当社はシンガポールの確定拠出型年金制度である中央プロビデント基金（CPF）に対して拠出を行っている。確定拠出型制度に対する拠出は、関連サービスが提供された事業年度において費用として計上される。

（ｂ）長期インセンティブ

長期インセンティブに対する負債純額は、報告期間末現在における（無リスク金利に基づく割引率を用いた）確定給付制度債務の現在価値の合計である。

（ｃ）従業員ストックオプション

従業員ストックオプション制度は、持株会社であるUTIアセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの株式を取得するためのオプションを子会社の適格従業員に付与することを規定し、付与日時点の当該資本性金融商品の公正価値で測定される。権利確定期間および行使期間は、それぞれの制度で規定されている。

オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ評価手法または他の一般に公正妥当と認められた評価技法を用いて測定される。この計算では、オプションが付与された際の条件が考慮される。付与日時点で算定された、株式決済型の株式報酬の公正価値は、最終的に権利が確定し、対応する資本の増加が伴う資本性金融商品の当社による見積額に基づき、権利確定期間にわたり費用計上される。その後の公正価値の修正は損益計算書上認識されない。

未行使オプションの希薄化効果は、希薄化後１株当たり利益の計算において、追加的な株式による希薄化として反映される。

2.13　オペレーティング・リース

オペレーティング・リース料の支払は、当該リース期間にわたり定額法により費用として損益に計上されている。賃貸人が提供するインセンティブの利益合計は、当該リース期間にわたり定額の賃借料の減少として計上される。

2.14　リース

当社は、契約開始時に、契約がリースであるか、あるいはリースを含んでいるかを評価する。すなわち、代価と引き換えに特定の資産を一定期間使用し支配する権利が契約により譲渡されるかを評価する。

当社は、短期リースおよび少額資産リースを除く全てのリースについて、開始時に認識および測定を行う方法を適用している。当社は、リース料支払を行うリース負債、および原資産を使用する権利を表す使用権資産を認識する。

使用権資産

当社は、使用権資産をリース開始日（すなわち、原資産が使用可能となった日付）に認識する。使用権資産は取得原価から、減価償却累計額および減損損失を控除し、リース負債の再評価がある場合、それを調整した額で測定される。使用権資産の取得原価には、認識されたリース負債の金額、発生した当初直接費用および開始日またはそれ以前に行われたリース関連の支払金額が含まれ、リース関連の未収インセンティブ金額は控除される。使用権資産は、リース期間にわたり定額法で減価償却される。

使用権資産は、注記７「有形固定資産および使用権資産」で開示され、注記2.6「非金融資産の減損」に記載されている当社の方針に従って減損の対象とされている。

リース負債

当社はリース開始日に、リース期間にわたる支払リース料の現在価値で測定されたリース負債を認識する。支払リース料には、固定支払額（未収インセンティブ控除後）、指数または利率に左右される変動支払リース料、および残価保証に基づいて支払が見込まれる金額が含まれる。また、支払リース料には、当社による行使が合理的に確実と見込まれる購入オプションの行使価格、および、リース期間が解約オプションの行使を反映している場合は、リース解約違約金の支払が含まれる。指数または利率に左右されない変動支払リース料は、当該支払のトリガーとなる事象または条件が発生した期間に費用として認識される。

2.15　収益認識

収益は、第三者に代わって回収される金額は除き、当社が約定した商品またはサービスの顧客への提供と引き換えに権利を得ると見込まれる対価により測定される。収益は、当社が約定した商品またはサービスを顧客に提供することによって履行義務を充足し、顧客が当該商品またはサービスの支配を獲得した時点で認識される。履行義務は、一時点で充足される場合も、一定期間にわたり充足される場合もある。認識される収益の金額は、充足された履行義務に配分された金額である。

収益は主に、運用報酬、マーケティング報酬、顧問報酬、およびビジネス支援サービス報酬で構成される。運用報酬、マーケティング報酬、顧問報酬およびビジネス支援サービス報酬は、サービスが提供された事業年度に認識される。

主要な収益、すなわち、当社が受領する権利を有する投資運用報酬は、各ファンドの運用資産を参照して、所定の率に基づいて計算される。その結果、投資運用報酬は変動対価となり、当該報酬が重要な戻入の対象とならない可能性が非常に高くなった時点で認識され、区別可能なサービス期間に配分される。運用報酬は、顧客が当社から提供されたサービスを受けると同時にその便益を費消するため、当該サービスが提供された期間にわたり認識される。

受取利息は実効金利法を用いて認識されている。

2.16　税金

（ａ）当期法人所得税

当事業年度および過年度に関する当期税金資産および負債は、税務当局からの還付または税務当局に対する支払が見込まれる金額により測定される。当該金額の計算に用いられる税率および税法は、報告期間末までに、当社が事業を営み、課税所得を得ている国において施行されている、または実質的に施行されているものである。

当期法人所得税は、その他包括利益または資本に直接計上される等、損益以外により認識される項目に関連する税金を除き、損益に計上される。経営者は、適用される税法に解釈の余地がある場合は、税務申告書の税務ポジションを定期的に評価し、必要に応じて引当金を計上する。

（ｂ）繰延税金

繰延税金は、報告期間末現在の資産および負債の税務上の金額と財務報告目的上の帳簿価額との一時差異に関して、負債法を用いて計上されている。

繰延税金資産は、以下の場合を除き、全ての一時差異に関して認識される。

－　繰延税金が、企業結合以外の取引における資産の当初認識から生じる場合で、かつ取引時点において会計上の利益にも課税所得にも影響しない場合。

－　将来減算一時差異、ならびに未使用の税額控除および未使用の欠損金の繰越に関して、課税所得が、将来減算一時差異、ならびに未使用の税額控除および未使用の欠損金の繰越に対して利用できる可能性が低い場合。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間末現在において再検討され、全てまたは一部の繰延税金資産に対して、使用するために十分な課税所得が発生する可能性が高くなくなった範囲で減額される。未認識の繰延税金資産は各報告期間末現在において再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産を回収できる可能性が高い範囲において認識される。

繰延税金資産および負債は、各報告期間末現在において施行（または実質的に施行）されている税率（および税法）に基づき、資産が実現または負債が決済される事業年度に適用されると見込まれる税率により測定される。

損益以外により認識される項目に関連する繰延税金は、損益以外により認識される。繰延税金の各項目は、原取引との相関関係により、その他包括利益または資本に直接計上される。

繰延税金資産および繰延税金負債は、当期税金資産を当期税金負債と相殺させる法的拘束力のある権利が存在し、かつ、繰延税金が同一の納税主体および同一の税務当局に関連する場合に、相殺される。

（ｃ）売上税

収益、費用および資産は、以下の場合を除き売上税控除後の金額により認識される。

－　資産またはサービスの購入により発生した売上税を税務当局から回収不可能な場合。この場合、売上税は適宜、当該資産の取得費用の一部または費用項目の一部として計上される。

－　税込の金額により表示されている債権および債務。

税務当局から回収可能な、または、税務当局に対して支払う必要がある売上税の純額は、債権または債務の一部として貸借対照表に計上される。

2.17　株式資本

普通株式発行による受取金額は、株式資本として資本の部に認識される。普通株式の発行に起因して直接かつ追加的に発生する費用は、株式資本から控除される。

2.18　政府補助金

政府補助金は、当該補助金が交付され、付帯するすべての条件が遵守されることについての合理的な保証がある場合に未収入金として認識される。補助金が費用項目に関連する場合、当該補助金は、補助金により補填することを目的とした関連費用が計上される期間にわたり規則的に収益として認識される。補助金が資産に関連する場合、当該補助金は、関連資産の見込耐用年数にわたり定額で収益として認識される。当事業年度中に、当社は雇用支援制度（以下、「JSS」という。）、固定資産税リベートおよび雇用促進インセンティブ（以下、「JGI」という。）に関連した補助金を受領した。

2.19　重要な会計上の見積りおよび判断

当社の財務書類作成にあたり、経営者は、各報告期間末の収益、費用、資産および負債の報告金額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを要求されている。当該仮定および見積りに関する不確実性のため、結果的に将来の期間に影響する資産または負債の帳簿価額に対して重要な調整が必要となる場合がある。

会計方針適用の際に行う判断

当社の会計方針適用の過程において、見積りが関係するものとは別に、経営者は財務書類上認識された金額に対して重要な影響を及ぼす以下の判断を行っている。

税金

当社の税金費用の決定において、重要な判断が行われる。通常の業務の過程において、最終的な税金の決定にあたり不確実性のある取引および計算過程が存在する。発生が見込まれる税金に関する検討事項について、当社は、追加の税金が必要かどうかの見積りに基づいて負債を認識する。当該検討事項に係る税務上の結論が、当初認識していた金額と異なる場合、当該差異は、結論が下された期間における当期法人所得税および繰延税金に影響を及ぼす。2021年３月31日現在、当社の未払税金の帳簿価額は、114,590シンガポール・ドルである（2020年：34,935シンガポール・ドル）。2021年３月31日現在、当社の繰延税金資産の帳簿価額は、188,775シンガポール・ドルである（2020年：165,473シンガポール・ドル）。

３．収益

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
マーケティング報酬	484,592	510,164
運用報酬	8,867,120	7,591,813
顧問報酬	―	99
ビジネス支援サービス報酬	915,335	967,917
定期預金からの受取利息	11,574	22,136
その他収益	196,222	135,303
補助金収入	211,046	―
その他収益－グループ内費用請求	1,178,439	1,182,254
	11,864,328	10,409,686

2019年９月15日、当社は当社の直接の持株会社であるUTIインターナショナル・リミテッドとの間で、当社が提供するグループ内支援サービスに対する対価について契約を締結した。当社は取引単位営業利益法を用いた独立企業間価格で、当社の一部費用を当社の直接の持株会社に請求している。

政府補助金は、営業上支店において発生した賃借料および人件費に関連した政府からの返金不要のリベートである。当事業年度中に、当社はCOVID-19についての政府救済措置の一環として、数種類の政府補助金を受領した。これらの補助金には、雇用支援制度（以下、「JSS」という。）、固定資産税リベートおよび雇用促進インセンティブ（以下、「JGI」という。）が含まれる。当社は、これらの政府補助金を補助金収入として認識した。

JSS補助金に関連して、補助金の規定上の目的は、この経済的に不透明な期間中に企業が現地従業員の雇用を維持するために賃金補助を提供することである。

４．給与およびその他の関連費用

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
給与および賞与	3,396,242	3,030,832
従業員ストックオプション（注記18）	187,451	―
中央プロビデント基金に対する拠出	188,368	183,936
その他の従業員関連費用	607,837	665,606
	4,379,898	3,880,374

給与およびその他の関連費用は、当社の取締役に対する支払額で構成され、以下のとおりである。

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
給与および賞与	893,828	893,828
従業員ストックオプション	127,005	―
中央プロビデント基金に対する拠出	17,475	17,475
	1,038,308	911,303

５．その他の営業費用

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
運用報酬	5,721,517	4,704,359
旅費および交際費	5,776	297,939
オペレーティング・リース費用	70,543	178,125
法務および専門家報酬	149,130	560,979
通信費	51,444	72,319
保険料	121,569	98,429
業務費用	289,740	268,941
修繕維持費	50,740	36,058
サービス管理報酬	360,595	194,571
事業促進費	37,051	68,029
取締役関連費用	68,002	69,166
為替差損／（差益）	401,972	(298,207)
リース負債にかかる利息	8,026	―
その他	119,511	205,605
	7,455,616	6,456,313

６．税金費用

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
利益に起因する税金費用は、以下から構成される：		
－当期法人所得税	103,590	34,935
－過年度の（過大）／過少引当	(6,547)	88,634
－一時差異による繰延税金収益	(23,301)	(38,539)
－税額控除	－	(15,000)
	73,742	70,030

税金費用と、会計上の利益に対して３月31日終了事業年度の適用税率を乗じた額との調整は以下のとおりである。

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
税引前当期利益／（損失）	1,913,250	(844,716)
税率17%（2020年：17%）に基づく税金費用／（収益）	325,253	(143,602)
調整：		
税務上控除できない費用	152,011	127,078
課税されない利益	(399,416)	－
部分免税、税額控除、および税金還付の影響	27,554	53,475
一時差異に係る繰延税金	(23,301)	(38,539)
過去未認識の税務上の欠損金および資本控除に係る便益	(1,812)	(1,987)
過年度の（過大）／過少引当	(6,547)	88,634
税額控除	－	(15,000)
その他	－	(29)
損益として認識された税金費用	73,742	70,030

2016年４月29日から2021年４月28日まで、当社は金融セクターインセンティブ報酬（ファンド・マネジメントまたは投資アドバイザリー・サービス）（「FSI」）を付与された。FSIにより、当社は、法人所得税法（第134章）セクション43Qの金融セクターインセンティブ会社に対する譲許税率の条項に基づき、基準を満たした取引について10%の譲許税率を適用する権利を有する。

７．有形固定資産および使用権資産

（単位：シンガポール・ドル）

	事務所用什器および機器	器具備品	コンピュータ	使用権資産	合計
取得原価					
2019年４月１日現在	30,834	119,043	188,518	－	338,395
増加	3,336	668	11,753	－	15,757
2020年３月31日現在および2020年４月１日現在	34,170	119,711	200,271	－	354,152
増加	－	9,014	11,535	247,184	267,733
2021年３月31日現在	34,170	128,725	211,806	247,184	621,885
減価償却累計額					
2019年４月１日現在	30,358	119,043	168,314	－	317,715
2020年減価償却費	969	108	10,400	－	11,477
2020年３月31日現在および2020年４月１日現在	31,327	119,151	178,714	－	329,192
2021年減価償却費	1,326	1,137	12,207	123,592	138,262
2021年３月31日現在	32,653	120,288	190,921	123,592	467,454
帳簿価額（純額）					
2020年３月31日現在	2,843	560	21,557	－	24,960
2021年３月31日現在	1,517	8,437	20,885	123,592	154,431

８．投資有価証券

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
損益を通じて公正価値により測定－時価のある投資有価証券	6,211,922	4,675,812

９．その他の債権、前払金および預け金

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
前払金	218,806	253,092
預け金	92,709	69,138
回収可能費用	106,669	206,406
未収GST（純額）	9,396	12,594
未収利息	821	4,765
	428,401	545,995

10. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、現金および銀行残高ならびに定期預金から構成される。キャッシュ・フロー計算書に含まれる現金および現金同等物は、以下の貸借対照表金額から構成される：

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
定期預金	1,399,011	1,467,885
現金および銀行残高	5,836,125	4,777,422
	7,235,136	6,245,307

定期預金の金利は0.25%（2020年：1.75%）である。

11. 未払費用およびその他の負債

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
長期インセンティブ引当金	1,110,439	973,373
賞与引当金	800,000	550,000
未払人件費	29,946	50,616
未払運用報酬	987,463	611,034
その他	591,282	673,116
	3,519,130	2,858,139

未払費用およびその他の未払金は、無担保かつ無利息で、通常30日以内に支払われる。

12. リース負債

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年
４月１日現在	―
増加	247,184
利息による増額	8,026
返済	(128,898)
３月31日現在	126,312

13. 株式資本

	2021年		2020年	
	株式数	シンガポール・ドル	株式数	シンガポール・ドル
発行済および全額払込済：				
期首および期末現在	600	6,000,000	600	6,000,000

普通株式の保有者は、当社によって宣言された場合に、配当を受取る権利を有する。全ての普通株式には、１株当たり１個の制約を受けない議決権が付与されている。普通株式は無額面株式である。

14. 営業債権

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
関係会社に対する債権（注記15）	3,715,671	2,929,604
第三者に対する債権	244,576	157,231
	3,960,247	3,086,835

営業債権は、営業に関係した無担保かつ無利子の要求払いであり、現金により決済される。

15. 関連当事者との取引

2021年３月31日に終了した事業年度における関連当事者取引は、以下のとおりである。

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
収益		
管理下にあるファンドからの受取報酬	8,867,120	6,962,047
持株会社からの顧問報酬	—	99
最終的な持株会社からのビジネス支援サービス報酬	915,335	967,917
持株会社に対するグループ内費用請求	1,178,439	1,182,254
マーケティング報酬		
その他の関係会社	484,592	510,164
関係金融機関に対する定期預金に係る受取利息	321	460
費用		
運用報酬		
持株会社	1,925,504	1,231,242
最終的な持株会社	934,940	600,775

３月31日現在、関連当事者との取引による残高は、以下のとおりである。

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
資産		
営業債権：		
持株会社	287,339	385,487
最終的な持株会社	270,824	213,058
管理下にあるファンド	3,062,269	2,252,584
その他の関係会社	95,239	78,475
負債		
債務：		
持株会社	735,813	376,019
最終的な持株会社	355,916	175,097

関係会社に対する営業債権および債務は、営業に関係した無担保かつ無利子の要求払いであり、現金により決済される。

当社は現在、関連当事者との残高を相殺しておらず、関係会社との債権債務は総額で貸借対照表に表示されている。

16. 繰延税金資産

（単位：シンガポール・ドル）

	2021年	2020年
長期インセンティブ引当金	188,775	165,473

17. 金融商品の公正価値

当社の主要な金融商品は現金および短期預金、営業債権およびその他の債権、関係会社に対する債務ならびに未払費用およびその他の負債である。

当該金融商品の帳簿価額は、その短期的性質から公正価値の合理的な近似値である。

公正価値ヒエラルキー

当社は、以下のとおり、使用する評価インプットに応じた公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類している。

レベル１－当社が測定日にアクセスできる活発な市場における同一の資産または負債の相場価格（未調整）
レベル２－レベル１に含まれる相場価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接または間接的に観察可能なインプット
レベル３－資産または負債に関する観察不能なインプット

異なるヒエラルキー・レベルのインプットを使用する公正価値測定は、全体の測定にとって重要な最も低いレベルのインプットと同じレベルの公正価値ヒエラルキーでその全体を分類する。

投資有価証券

公正価値は、取引費用を考慮せずに、報告期間末現在の公表市場価格またはブローカー相場価格を参照して直接決定される（レベル１）。

18. 株式に基づく支払の取引

持株会社であるUTIアセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、「2007年UTI AMC従業員ストックオプション制度」と呼ばれる従業員ストックオプション制度（以下、「ESOP」という。）を導入した。当社の適格従業員は、当該オプションを付与された。

2019年12月16日、ESOP制度の下で、66,088個の持株会社ストックオプションが当社の適格従業員に付与された。各オプション保有者は、行使期間中に、行使価格１株当たり728インド・ルピーでオプション行使し、持株会社が付与する株式割当を受ける権利を有する。

オプションの権利確定は付与日から開始するものとし、オプション付与日から１年以上とされる、あるいは持株会社の報酬委員会が決定するように、オプション付与日から最長４年とされる。

従業員ストックオプション制度（株式決済）

項目	**ESOP**
付与日	**2019年12月16日**
原株式の価格	**728インド・ルピー**
行使価格（インド・ルピー）	**728インド・ルピー**
付与されたオプションの公正価値は、以下の仮定でブラック・ショールズ・モデルを用いて付与日時点で見積もられた。	
リスク・フリー・レート	**6.33%**
予想配当	**１株当たり５インド・ルピー**
予想存続期間（年）	**４年（オプションの権利確定と期間満了の中間）**
予想ボラティリティ	**39.78%**
オプションの加重平均公正価値	**276インド・ルピー**

ストックオプションの付与、行使、権利喪失および期末現在残高の情報は、以下のとおりである。

項目	**2021年３月31日現在のストップオプション数**
付与日	**2019年12月16日**
期首現在残高	**66,088**
当事業年度付与	**0**
当事業年度行使	**0**
当事業年度権利喪失	**0**
当事業年度失効／期間満了	**12,702**
期末現在残高	**53,386**
権利確定および行使可能	**0**

19. 金融リスク管理の目的および方針

主要なリスク管理目的は、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび為替リスクを含む、重要なリスクを管理および軽減することであると取締役会は考えている。重要なリスクを十分に管理するため、いくつかの手続が規定されている。当該規定には、年間予測および月次経営管理報告書の作成ならびに検討を含んでいる。

以下に重要なリスクが要約されている。

（a）信用リスク

信用リスクは、取引先がその義務を履行しない場合に、未決済金融商品に関して損失が発生するリスクである。当社の信用リスクに対するエクスポージャーは、主に営業債権およびその他の債権から発生する。その他の金融資産（現金および現金同等物を含む）に関して、当社は信用格付の高い取引相手先のみと取引することにより信用リスクを最小化している。報告期間末現在、営業債権の93.82%（2020年：94.91%）は関連会社に対する債権である。

（ｉ）信用リスクに対するエクスポージャー

報告期間末現在、当社の信用リスクに対する最大損失エクスポージャーは、貸借対照表に認識されている各区分の金融資産の帳簿価額により示されている。

（ii）期日経過も減損もしていない金融資産

期日経過も減損もしていない営業債権およびその他の債権は、当社に対する良好な支払履歴を持つ信用のある債務者に対するものである。当社は、関係会社に対するファンド運用サービスの提供を主な収益源としている。当該関係会社は良好な信用区分であり、関連当事者との取引から生じる信用リスクに対するエクスポージャーは、僅少である。現金は主要な国際銀行に対してのみ預けられている。

（iii）期日経過または減損している金融資産

2021年３月31日現在、期日経過または減損している金融資産、または、期日経過しているが減損していない金融資産は存在しない。

（b）流動性リスク

流動性リスクは、当社が資金不足に伴い金融負債を支払う際に困難に直面するリスクである。当社の流動性リスクに対するエクスポージャーは、主に金融資産と金融負債の満期の不一致から生じる。

流動性リスク管理に関する当社の方針は、十分な現金および資金調達の利用可能性を維持することである。当社が十分な運転資本を確実に維持するために、現金残高および予想される現金の変動が定期的に検討され、銀行勘定調整表が毎日作成および検討され、経営管理報告書が毎月作成および検討されている。当社の金融資産および負債はその性質が短期であり、金融債務に係る債務不履行リスクを緩和している。報告期間末現在、当社の全ての金融負債は、財務書類に反映された帳簿価額に基づき１年未満で満期が到来する。

（ｃ）金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動に伴い、当社の金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。

当社の収益および営業活動によるキャッシュ・フローは、市場金利の変動と実質的に相関関係はない。当社の利付資産は、銀行に預けられた預金1,399,011シンガポール・ドル（2020年：1,467,885シンガポール・ドル）である。当社の方針は、当該利付資産に係る収益を最大化することである。当社は借入金を有していない。

（ｄ）為替リスク

当社は、主にシンガポール・ドル建以外の関係会社間債権および支払販売報酬から発生する取引通貨に対するエクスポージャーを有する。当該外貨建債権は、主に米ドル建である。

報告期間末現在、米ドル建ての残高は11,429,415米ドル（2020年：8,282,744米ドル）であった。他の全ての変数が一定と仮定した場合、米ドルのシンガポール・ドルに対する１％の上昇は、約153,535シンガポール・ドル（2020年：118,004シンガポール・ドル）の税引前当期利益／（損失）の増加をもたらす。

（ｅ）市場価格リスク

市場価格リスクは、市場価格の変動に伴い、当社の金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクである。当社は、投資有価証券により生じる株式価格リスクにさらされている。

当社の目的は、安定した利回りの投資適格株式とボラティリティの高い投資不適格グレードの株式を組み合わせて、投資リターンと価格リスクを管理することである。

価格リスクの感応度分析

報告期間末現在、投資有価証券の価格が２％（2020年：２％）上昇／下降し、他の全ての変数が一定と仮定した場合、当社の2021年の税引前当期利益は、FVPLに分類される投資有価証券の公正価値の増加／減少の結果として、124,238シンガポール・ドル（2020年：93,516シンガポール・ドル）増加／減少していた。

20. 資本管理

当社の資本管理の主な目的は、関係会社に対して投資アドバイザリー・サービスを継続的に提供できるよう、継続企業としての当社の能力を保持することである。当社の経営者は、資本構成を管理し、必要に応じて調整している。資本構成を維持または調整するため、経営者は低経費／コストを維持し、新規事業機会に注目している。

21. 財務書類の承認

2021年３月31日終了事業年度における当社の財務書類は、2021年４月19日付の取締役会決議に基づいて発行が承認された。

次へ

UTI International (Singapore) Private Limited

Balance sheet
As at 31 March 2021

	Note	2021 S$	2020 S$
Non-current assets			
Property, plant and equipment and right-of-use asset	7	154,431	24,960
Investment securities	8	6,211,922	4,675,812
Deferred tax asset	16	188,775	165,473
		6,555,128	4,866,245
Current assets			
Trade debtors	14	3,960,247	3,086,835
Sundry debtors, prepayments and deposits	9	428,401	545,995
Cash and cash equivalents	10	7,235,136	6,245,307
		11,623,784	9,878,137
Current liabilities			
Accruals and other liabilities	11	3,519,130	2,858,139
Amounts owing to holding company	14	735,813	376,019
Amounts owing to ultimate holding company	14	355,916	175,097
Lease liability	12	126,312	–
Income tax payable		114,590	34,935
		4,851,761	3,444,190
Net current assets		6,772,023	6,433,947
Net assets		13,327,151	11,300,192
Equity			
Share capital	13	6,000,000	6,000,000
Retained earnings		7,139,700	5,300,192
Other reserves		187,451	–
		13,327,151	11,300,192

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Statement of comprehensive income
For the financial year ended 31 March 2021

	Note	2021 S$	2020 S$
Revenue	3	11,864,328	10,409,686
Unrealised gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss		1,706,781	(906,238)
Realised gains from financial assets at fair value through profit or loss		315,917	–
Net operating income		13,887,026	9,503,448
Expenses			
Salaries and other related expenses	4	4,379,898	3,880,374
Depreciation	7	138,262	11,477
Other operating expenses	5	7,455,616	6,456,313
Total expenses		11,973,776	10,348,164
Profit/(loss) before taxation		1,913,250	(844,716)
Tax expense	6	(73,742)	(70,030)
Total comprehensive income for the year		1,839,508	(914,746)

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Statement of changes in equity
For the financial year ended 31 March 2021

	Note	2021 S$	2020 S$
Share capital			
Balance at beginning and end of year	13	6,000,000	6,000,000
Retained earnings			
Balance at beginning of year		5,300,192	6,214,938
Profit/(loss) for the year		1,839,508	(914,746)
Balance at end of year		7,139,700	5,300,192
Other reserves			
Share options granted during the year		187,451	–
Total equity		13,327,151	11,300,192

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Cash flow statement
For the financial year ended 31 March 2021

	2021 S$	2020 S$
Cash flows from operating activities		
Profit/(loss) before taxation	1,913,250	(844,716)
Adjustments for:		
Depreciation	138,262	11,477
Interest expense on lease liability	8,026	–
Interest income on fixed deposits	(11,574)	(22,136)
Employee stock options	187,451	–
Realised (gains) from financial assets at fair value through profit or loss	(315,917)	–
Unrealised (gains)/losses on financial assets at fair value through profit or loss	(1,706,781)	906,238
Operating cash flows before working capital changes	212,717	50,863
Changes in operating assets and liabilities:		
(Increase)/decrease in:		
Trade debtors	(873,412)	(959,743)
Sundry debtors, prepayments and deposits	117,593	(109,767)
(Decrease)/increase in:		
Accruals and other liabilities	554,294	306,496
Amounts owing to related companies	540,613	180,979
Deferred income	106,696	–
Cash flows used in operating activities	658,501	(531,172)
Income tax paid	(17,388)	(149,634)
Tax refund received	–	15,000
Interest income on fixed deposits	11,574	22,136
Net cash flows used in operating activities	652,687	(643,670)
Cash flows from investing activities		
Purchase of property, plant and equipment	(20,549)	(15,757)
Purchase of investment security	–	(58,851)
Cash on redemption of investment security	663,980	–
Dividend income reinvested for purchase of investment security	(177,391)	(128,442)
Net cash flows used in investing activities	466,040	(203,050)
Cash flows from financing activity		
Payment of principal portion of lease liability	(128,898)	–
Net cash flows used in financing activity	(128,898)	–
Net decrease in cash and cash equivalents for the year	989,829	(846,720)
Cash and cash equivalents at beginning of year	6,245,307	7,092,027
Cash and cash equivalents at end of year (Note 10)	7,235,136	6,245,307

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

1. Corporate information

UTI International (Singapore) Private Limited (the "Company") is a private limited company incorporated in Singapore on 15 November 2006. Its immediate holding company is UTI International Limited, incorporated under the laws of Guernsey, Channel Islands. The ultimate holding company is UTI Asset Management Company Ltd ("UTI AMC"), a public limited company incorporated under the laws of India.

The principal activity of the Company is the provision of fund management services. There has been no significant change in the nature of this activity during the financial year.

The registered office and principal place of business is 3 Raffles Place, #08-02 Bharat Building, Singapore 048617.

2. Summary of significant accounting policies

2.1 *Basis of preparation*

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Singapore Financial Reporting Standards ("FRS").

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except as disclosed in the policies.

The financial statements are presented in Singapore dollars ("SGD" or "S$"), the Company's functional currency.

2.2 *Changes in accounting policies and disclosures*

The Company has also adopted the following financial reporting standards and interpretations during the financial year:

- Amendments to FRS 103 *Definition of a Business*
- Amendments to FRS 116 Covid-19 *Related Rent Concessions*
- Amendments to FRS 1 and FRS 8 *Definition of Material*

The Company has adopted the amendments to FRS 116 which provides a practical expedient for a lessee to not assess qualifying Covid-19 related rent concessions from a lessor for lease modifications. The adoption of these amendments did not have any significant impact on the Company's financial statements.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.3 *Standards issued but not yet effective*

The Company has not adopted the following standards that have been issued but not yet effective:

Descriptions	Effective for annual periods beginning on or after
Amendment to FRS 103 *Reference to the Conceptual Framework*	1 January 2022
Amendment to FRS 116 *Property, Plant and Equipment - Proceeds before Intended Use*	1 January 2022
Amendment to FRS 37 *Onerous Contracts - Cost of Fulfilling a Contract*	1 January 2022

The directors expect that the adoption of the above pronouncements will have no material impact to the financial statements in the period of initial application.

2.4 *Foreign currency transactions*

Transactions in foreign currencies during the financial year are translated at rates closely approximating those ruling on the transaction dates. Foreign currency monetary assets and liabilities are translated into its functional currency at exchange rates ruling at the end of the reporting period. All exchange differences arising are included in profit or loss.

2.5 *Property, plant and equipment and right-of-use assets*

All items of property, plant and equipment are initially recorded at cost and are recognised as an asset if, and only, it is probable that future economic benefits associated with the items will flow to the Company. Subsequent to recognition, property, plant and equipment are measured at cost less accumulated depreciation and accumulated impairment loss.

Right-of-use assets are presented together with property and equipment in the statement of financial position – refer to accounting policy in Note 2.14.

Depreciation is computed on a straight-line basis over the estimated useful lives of asset as follows:

Office furniture and equipment	-	3 years
Fixtures and fittings	-	3 years
Computers	-	3 years

The carrying values of property, plant and equipment are reviewed for impairment when events or changes in circumstances indicate that the carrying values may not be recoverable.

The residual values, useful life and depreciation method are reviewed at each financial year end to ensure the amounts, method and period of depreciation are consistent with previous estimates and the expected pattern of consumption of the future economic benefits embodies in the items of property, plant and equipment.

An item of property, plant and equipment is derecognised upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gains or losses arising on derecognition of the asset is included in profit or loss in the financial year the asset is derecognised.

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.6 *Impairment of non-financial assets*

The Company assesses at the end of each reporting period whether there is an indication that an asset may be impaired. If any such indication exists, the Company makes an estimate of the asset's recoverable amount.

An asset's recoverable amount is the higher of an asset's or cash-generating unit's fair value less costs to sell and its value in use and is determined for an individual asset, unless the asset does not generate cash inflows that are largely independent of those from other assets. In assessing value in use, the estimated future cash flows expected to be generated by the asset are discounted to their present values using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset. In determining fair value less costs to sell, an appropriate valuation model is used. These calculations are corroborated by valuation multiples, quoted share prices for publicly traded subsidiaries or other available fair value indicators. Where the carrying amounts of an asset exceeds its recoverable amounts, the asset is written-down to its recoverable amounts.

Impairment losses are recognised in profit or loss except for assets that are previously re-valued where the revaluation was taken to other comprehensive income. In this case the impairment is also recognised in other comprehensive income up to the amounts of any previous revaluation.

An assessment is made at the end of each reporting period as to whether there is any indication that previously recognised impairment losses may no longer exist or may have decreased. A previously recognised impairment loss is reversed only if there has been a change in the estimates used to determine the asset's recoverable amounts since the last impairment loss was recognised. If that is the case, the carrying amount of the assets is increased to its recoverable amount. That increase cannot exceed the carrying amounts that would have been determined, net of depreciation, had no impairment loss been recognised previously. Such reversal is recognised in profit or loss unless the asset is measured at revalued amount, in which case the reversal is treated as a revaluation increase.

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.7 *Financial instruments*

(a) *Financial assets*

Initial recognition and measurement

Financial assets are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument.

Trade receivables are measured at the amount of consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring promised goods or services to a customer, excluding amounts collected on behalf of third party, if the trade receivables do not contain a significant financing component at initial recognition.

Subsequent measurement

(i) *Amortised cost*

The Company measures financial assets at amortised cost if both the conditions are met; the financial asset is held within a business model with the objective to hold financial assets in order to collect contractual cash flows; and the contractual terms of the financial asset give rise on specified dates to cash flow that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

Financial assets at amortised cost are subsequently measured using the effective interest (EIR) method and are subject to impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the asset is derecognised, modified or impaired. The losses arising from impairment are recognised in the statement of profit or loss in finance costs for loans and in cost of sales or other operating expenses for receivables.

The Company classifies cash and cash equivalents, trade debtors and sundry debtors, and deposits as financial assets at amortised cost.

(ii) *Financial assets through profit or loss*

Assets that do not meet the criteria for amortised cost or FVOCI are measured at FVPL. A gain or loss on a debt instruments that is subsequently measured at FVPL and is not part of a hedging relationship is recognised in profit or loss in the period in which it arises.

Derecognition

A financial asset is derecognised where the contractual right to receive cash flows from the asset has expired. On derecognition of a financial asset in its entirety, the difference between the carrying amount and the sum of the consideration received and any cumulative gain or loss that had been recognised in other comprehensive income for debt instruments is recognised in profit or loss.

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.7 *Financial instruments (cont'd)*

(b) *Financial liabilities*

Initial recognition and measurement

Financial liabilities are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument. The Company determines the classification of its financial liabilities at initial recognition.

All financial liabilities are recognised initially at fair value plus in the case of financial liabilities not at FVPL, directly attributable transaction costs.

Financial liabilities include accruals and other liabilities (except provision for bonus and long-term incentives), amounts owing to holding company and amounts owing to ultimate holding company.

Subsequent measurement

After initial recognition, financial liabilities that are not carried at FVPL are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Gains and losses are recognised in profit or loss when the liabilities are derecognised, and through the amortisation process.

Derecognition

A financial liability is de-recognised when the obligation under the liability is discharged or cancelled or expires. On derecognition, the difference between the carrying amounts and the consideration paid is recognised in profit or loss.

2.8 *Offsetting of financial instruments*

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is presented in the balance sheets, when and only when, there is a currently enforceable legal right to set-off the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.9 *Impairment of financial assets*

The Company recognises an allowance for expected credit losses ("ECLs") for all debt instruments not held at FVPL. ECLs are based on the difference between the contractual cash flows due in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at an approximation of the original effective interest rate. The expected cash flows will include cash flows from the sale of collateral held or other credit enhancements that are integral to the contractual terms.

ECLs are recognised in two stages. For credit exposures for which there has not been a significant increase in credit risk since initial recognition, ECLs are provided for credit losses that result from default events that are possible within the next 12-months (a 12-month ECL). For those credit exposures for which there has been a significant increase in credit risk since initial recognition, a loss allowance is recognised for credit losses expected over the remaining life of the exposure, irrespective of timing of the default (a lifetime ECL).

For trade receivables, the Company applies a simplified approach in calculating ECLs. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date. The Company has established a provision matrix that is based on its historical credit loss experience, adjusted for forward-looking factors specific to the debtors and the economic environment.

The Company considers a financial asset in default when contractual payments are 90 days past due. However, in certain cases, the Company may also consider a financial asset to be in default when internal or external information indicates that the Company is unlikely to receive the outstanding contractual amounts in full before taking into account any credit enhancements held by the Company. A financial asset is written off when there is no reasonable expectation of recovering the contractual cash flows.

2.10 *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise of cash at bank and on hand and deposits held with reputable banks.

2.11 *Provisions*

Provisions are recognised when the Company has a present obligation (legal or constructive) as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic resources will be required to settle the obligation and the amount of the obligation can be estimated reliably.

Provisions are reviewed at the end of each reporting period and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic resources will be required to settle the obligation, the provision is reversed. If the effect of the time value of money is material, provisions are discounted using a current pre-tax rate that reflects, where appropriate, the risks specific to the liability. When discounting is used, the increase in the provision due to the passage of time is recognised as a finance cost.

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.12 *Employee benefits*

(a) *Defined contributions plans*

The Company participates in the national pension schemes as defined by the laws of the countries in which it has operations. In particular, the Company makes contributions to the Central Provident Fund (CPF) scheme in Singapore, a defined contribution pension scheme. Contributions to defined contribution pension schemes are recognised as an expense in the financial period in which the related service is performed.

(b) *Long-term incentives*

The net liability for the long-term incentives is the aggregate of the present value of the defined benefit obligation (derived using a discount rate based on risk free rate) at the end of the reporting period.

(c) *Employee stock options*

The Employee Stock Option Scheme provides for the grant of options to acquire equity shares of the holding company UTI Asset Management Company Limited to its eligible employees of the subsidiary company are measured at fair value of the equity instruments at the grant date. The period of vesting and period of exercise are as specified within the respective schemes.

The fair value of the options is measured using the Black-Scholes valuation method or other generally accepted valuation techniques. The calculation takes into account the terms and conditions under which the options are granted. The fair value determined at the grant date of the equity settled share-based payments is expensed over the vesting period, based on the Company's estimate of equity instruments that will eventually vest, with a corresponding increase in equity. Subsequent fair value adjustments are not recognised in the income statement.

The dilutive effect of outstanding options is reflected as additional share dilution in the computation of diluted earnings per share.

2.13 *Operating leases*

Operating lease payments are recognised as an expense in profit or loss on a straight-line basis over the lease term. The aggregate benefit of incentives provided by the lessor is recognised as a reduction of rental expense over the lease term on a straight-line basis.

2.14 *Leases*

The Company assesses at contract inception whether a contract is, or contains, a lease. That is, if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration.

The Company applies a single recognition and measurement approach for all leases, except for short-term leases and leases of low-value assets. The Company recognises lease liabilities to make lease payments and right-of-use assets representing the right to use the underlying assets.

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.14 *Leases (cont'd)*

Right-of-use assets

The Company recognises right-of-use assets at the commencement date of the lease (i.e., the date the underlying asset is available for use). Right-of-use assets are measured at cost, less any accumulated depreciation and impairment losses, and adjusted for any remeasurement of lease liabilities. The cost of right-of-use assets includes the amount of lease liabilities recognised, initial direct costs incurred, and lease payments made at or before the commencement date less any lease incentives received. Right-of-use assets are depreciated on a straight-line basis over the lease term.

The right-of-use assets are presented within Note 7 Property, equipment and right-of-use assets and are subjected to impairment in line with the Company's policy as described in Note 2.6 Impairment of non-financial assets.

Lease liabilities

At the commencement date of the lease, the Company recognises lease liabilities measured at the present value of lease payments to be made over the lease term. The lease payments include fixed payments (less any lease incentives receivable), variable lease payments that depend on an index or a rate, and amounts expected to be paid under residual value guarantees. The lease payments also include the exercise price of a purchase option reasonably certain to be exercised by the Company and payments of penalties for terminating the lease, if the lease term reflects exercising the option to terminate. Variable lease payments that do not depend on an index or a rate are recognised as expenses in the period in which the event or condition that triggers the payment occurs.

2.15 *Revenue recognition*

Revenue is measured based on the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring promised goods or services to a customer, excluding amounts collected on behalf of third parties. Revenue is recognised when the Company satisfies a performance obligation by transferring a promised good or service to the customer, which is when the customer obtains control of the good or service. A performance obligation may be satisfied at a point in time or over time. The amount of revenue recognised is the amount allocated to the satisfied performance obligation.

Revenue comprises primarily of management fee, marketing fee, advisory fee and business service support fee. Management fee, marketing fee, advisory fee and business service support fee income are recognised in the financial year in which the services are rendered. The major revenue i.e. investment management fees the Company is entitled to, are calculated based on predetermined percentages with reference to the Asset Under Management of the respective funds. As a result, investment management fee represents variable consideration and is recognised once it is highly probable that it will not be subject to significant reversal and is allocated to the distinct service periods. Management fees are recognised over time in the period in which the services are rendered as the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Interest income is recognised using the effective interest method.

2. Summary of **significant accounting policies (cont'd)**

2.16 ***Taxes***

(a) *Current income tax*

Current income tax assets and liabilities for the current and prior periods are measured at the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities. The tax rates and tax laws used to compute the amount are those that are enacted or substantively enacted by the end of the reporting period, in the countries where the Company operates and generates taxable income.

Current income taxes are recognised in profit or loss except to the extent that the tax relates to items recognised outside profit or loss, either in other comprehensive income or directly in equity. Management periodically evaluates positions taken in the tax returns with respect to situations in which applicable tax regulations are subject to interpretation and establishes provisions where appropriate.

(b) *Deferred tax*

Deferred tax is provided using the liability method on temporary differences at the end of the reporting period between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts for financial reporting purposes.

Deferred tax assets are recognised for all temporary differences, except:

- Where the deferred tax arises from the initial recognition of an asset in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and

- In respect of deductible temporary differences and carry-forward of unused tax credits and unused tax losses, if it is not probable that taxable profit will be available against which the deductible temporary differences and carry-forward of unused tax credits and unused tax losses can be utilised.

The carrying amount of deferred tax asset is reviewed at the end of each reporting period and reduced to the extent that it is no longer probable that sufficient taxable profit will be available to allow all or part of the deferred tax asset to be utilised. Unrecognised deferred tax assets are reassessed at the end of each reporting period and are recognised to the extent that it has become probable that future taxable profit will allow the deferred tax asset to be recovered.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply in the financial year when the asset is realised or the liability is settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted at the end of each reporting period.

Deferred tax relating to items recognised outside profit or loss is recognised outside profit or loss. Deferred tax items are recognised in correlation to the underlying transaction either in other comprehensive income or directly in equity.

Deferred tax assets and deferred tax liabilities are offset, if a legally enforceable right exists to set-off current income tax assets against current income tax liabilities and the deferred taxes relate to the same taxable entity and the same taxation authority.

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.16 *Taxes (cont'd)*

(c) *Sales tax*

Revenues, expenses and assets are recognised net of the amount of sales tax except:

- Where the sales tax incurred on a purchase of assets or services is not recoverable from the taxation authority, in which case the sales tax is recognised as part of the cost of acquisition of the asset or as part of the expense item as applicable; and

- Receivables and payables that are stated with the amount of sales tax included.

The net amount of sales tax recoverable from, or payable to, the taxation authority is included as part of receivables or payables in the balance sheet.

2.17 *Share capital*

Proceeds from issuance of ordinary shares are recognised as share capital in equity. Incremental costs directly attributable to the issuance of ordinary shares are deducted against share capital.

2.18 *Government grants*

Government grants are recognised as a receivable when there is reasonable assurance that the grant will be received and all attached conditions will be complied with. When the grant relates to an expense item, it is recognised as income on a systematic basis over the periods that the related costs, for which it is intended to compensate, are expensed. When the grant relates to an asset, it is recognised as income in equal amounts over the expected useful life of the related asset. During the year, the Company received grants in relation to the Jobs **Support Scheme ("JSS")**, Property Tax Rebate and Jobs Growth Incentive **("JGI").**

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.19 ***Significant accounting estimates and judgements***

The preparation of the Company's financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amounts of revenues, expenses, assets and liabilities, and the disclosures of contingent liabilities at the end of each reporting period. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of the asset or liability affected in the future periods.

Judgement made in applying accounting policies

In the process of applying the Company's accounting policies, management has made the following judgement, apart from those involving estimations, which has a significant effect on the amounts recognised in the financial statements:

Taxation

Significant judgement is involved in determining the Company's provision for taxation. There are certain transactions and computations for which the ultimate tax determination is uncertain during the ordinary course of business. The Company recognises liabilities for expected tax issues based on estimates of whether additional taxes will be due. Where the final tax outcome of these matters is different from the amounts that were initially recognised, such differences will impact the current income tax and deferred tax provisions in the period in which determination is made. The carrying amount of the Company's income tax payable as at 31 March 2021 was S$114,590 (2020: S$34,935). The carrying amount of the Company's deferred tax asset at 31 March 2021 was S$188,775 (2020: S$165,473).

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

3. Revenue

	2021 S$	2020 S$
Marketing fees	484,592	510,164
Management fees	8,867,120	7,591,813
Advisory fees	–	99
Business support service fees	915,335	967,917
Interest income on fixed deposits	11,574	22,136
Other income	196,222	135,303
Grant income	211,046	–
Other income - Intra-group recharges	1,178,439	1,182,254
	11,864,328	10,409,686

On 15 September 2019, the Company signed an agreement with its immediate holding company, UTI International Limited in consideration for the intra-group support services rendered by the Company. The Company recharges a portion of its expenses to its **immediate holding company, at arm's length using the transactional net margin method.**

The government grants are non-refundable rebates from government relating to rental and staff related expenses incurred by the Branch in the course of business. During the year, the Company received several government grants as part of the COVID-19 Government **Relief Measures. These grants include the Jobs Support Scheme ("JSS")**, Property Tax Rebate **and Jobs Growth Incentive ("JGI")**. The Company has recognised these government grants as grant income.

In relation to the JSS grant, the stated purpose of the grant is to provide wage support to entities to retain local employees during the period of economic uncertainty.

4. Salaries and other related expenses

	2021 S$	2020 S$
Salaries and bonuses	3,396,242	3,030,832
Employee stock options (Note 18)	187,451	–
CPF contributions	188,368	183,936
Other staff related costs	607,837	665,606
	4,379,898	3,880,374

Salaries and other related expenses comprise of amounts paid to directors of the Company are as follows:

	2021 S$	2020 S$
Salaries and bonuses	893,828	893,828
Employee stock options	127,005	–
CPF contributions	17,475	17,475
	1,038,308	911,303

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

5. Other operating expenses

	2021 S$	2020 S$
Management fee expenses	5,721,517	4,704,359
Travel and entertainment	5,776	297,939
Operating lease expenses	70,543	178,125
Legal and professional fees	149,130	560,979
Communication expense	51,444	72,319
Insurance expense	121,569	98,429
Operational expenses	289,740	268,941
Repair and maintenance	50,740	36,058
Service administration fees	360,595	194,571
Business promotion expenses	37,051	68,029
Directors' fees	68,002	69,166
Foreign exchange losses/(gains)	401,972	(298,207)
Interest on lease liability	8,026	–
Others	119,511	205,605
	7,455,616	6,456,313

6. Tax expense

	2021 S$	2020 S$
Tax expense attributable to profit is made up of:		
- Current income tax	103,590	34,935
- (Over)/underprovision in respect of previous years	(6,547)	88,634
- Deferred income credit from temporary differences	(23,301)	(38,539)
- Tax credit	–	(15,000)
	73,742	70,030

6. Tax expense (cont'd)

A reconciliation between tax expense and the product of accounting profit multiplied by the applicable tax rate for the financial years ended 31 March were as follow:

	2021 S$	2020 S$
Profit/(loss) before taxation	1,913,250	(844,716)
Tax expense/(credit) calculated at tax rate of 17% (2020: 17%)	325,253	(143,602)
Adjustments:		
Expenses not deductible for tax purposes	152,011	127,078
Income not subject to taxation	(399,416)	–
Effect of partial tax exemption, tax relief and tax rebate	27,554	53,475
Deferred tax on temporary differences	(23,301)	(38,539)
Benefits from previously unrecognised tax losses and capital allowances	(1,812)	(1,987)
(Over)/underprovision in respect of previous years	(6,547)	88,634
Tax credit	–	(15,000)
Others	–	(29)
Tax expense recognised in profit or loss	73,742	70,030

The Company was granted the Financial Sector Incentive Award (Fund Management or Investment Advisory Services) ("FSI"), effective from 29 April 2016 to 28 April 2021. Under the FSI, the Company is entitled to a concessionary rate of tax of 10% on qualifying transactions under the provision of Concessionary Rate of Tax for Financial Sector Incentive Companies in section 43Q of the Income Tax Act (Chapter 134).

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

7. Property, plant and equipment and right-of-use asset

	Office furniture and equipment S$	Fixtures and fittings S$	Computers S$	Right-of-use asset S$	Total S$
Cost					
At 1 April 2019	30,834	119,043	188,518	–	338,395
Additions	3,336	668	11,753	–	15,757
At 31 March 2020 and at 1 April 2020	34,170	119,711	200,271	–	354,152
Additions	–	9,014	11,535	247,184	267,733
At 31 March 2021	34,170	128,725	211,806	247,184	621,885
Accumulated depreciation					
At 1 April 2019	30,358	119,043	168,314	–	317,715
Charge for 2020	969	108	10,400	–	11,477
At 31 March 2020 and at 1 April 2020	31,327	119,151	178,714	–	329,192
Charge for 2021	1,326	1,137	12,207	123,592	138,262
At 31 March 2021	32,653	120,288	190,921	123,592	467,454
Net book value					
At 31 March 2020	2,843	560	21,557	–	24,960
At 31 March 2021	1,517	8,437	20,885	123,592	154,431

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

8. Investment securities

	2021 S$	2020 S$
At fair value through profit or loss		
- Quoted investment securities	6,211,922	4,675,812

9. Sundry debtors, prepayments and deposits

	2021 S$	2020 S$
Prepayments	218,806	253,092
Deposits	92,709	69,138
Recoverable expense	106,669	206,406
Net GST receivable	9,396	12,594
Accrued interest receivable	821	4,765
	428,401	545,995

10. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents consist of cash and bank balances and fixed deposits. Cash and cash equivalents included in the cash flow statement comprise the following balance sheet amounts:

	2021 S$	2020 S$
Fixed deposits	1,399,011	1,467,885
Cash and bank balances	5,836,125	4,777,422
	7,235,136	6,245,307

Fixed deposits earn interest at 0.25% (2020: 1.75%).

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

11. Accruals and other liabilities

	2021 S$	2020 S$
Provision for long-term incentives	1,110,439	973,373
Provision for bonus	800,000	550,000
Accrued staff costs	29,946	50,616
Accrued management fee expenses	987,463	611,034
Others	591,282	673,116
	3,519,130	2,858,139

Accruals and other payables are unsecured, interest-free and typically payable within 30 days.

12. Lease liability

	2021 S$
As at 1 April	–
Addition	247,184
Accretion of interest	8,026
Payments	(128,898)
As at 31 March	126,312

13. Share capital

	2021		2020	
	No. of shares	S$	No. of shares	S$
Issued and fully paid:				
At beginning and end of year	600	6,000,000	600	6,000,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as and when declared by the Company. All ordinary shares carry one vote per share without restrictions. The ordinary shares have no par value.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

14. Trade debtors

	2021 S$	2020 S$
Receivable from related companies (Note 15)	3,715,671	2,929,604
Receivable from third parties	244,576	157,231
	3,960,247	3,086,835

Trade debtors are trade-related, unsecured, non-interest bearing, repayable on demand and are to be settled in cash.

15. Related party transactions

For the financial year ended 31 March 2021, the related party transactions were as follows:

	2021 S$	2020 S$
Revenue		
Fee from funds under management	8,867,120	6,962,047
Advisory fee from holding company	–	99
Business support service fee from ultimate holding company	915,335	967,917
Intra group cost recharge to holding company	1,178,439	1,182,254
Marketing fees		
Other related companies	484,592	510,164
Interest income on fixed deposit with related financial institution	321	460
Expenses		
Management fee expenses		
Holding company	1,925,504	1,231,242
Ultimate holding company	934,940	600,775

15. Related party transactions (cont'd)

At 31 March, balances resulting from related party transactions were as follows:

	2021 S$	2020 S$
Assets		
Trade debtors owing from:		
Holding company	287,339	385,487
Ultimate holding company	270,824	213,058
Funds under management	3,062,269	2,252,584
Other related companies	95,239	78,475
Liabilities		
Amounts owing to:		
Holding company	735,813	376,019
Ultimate holding company	355,916	175,097

Trade debtors owing from and amounts owing to related companies are trade-related, unsecured, non-interest bearing, repayable on demand and are to be settled in cash.

The Company currently does not offset balances with related parties and trade debtors owing from and amounts owing to related companies are presented at gross in the statement of financial position.

16. Deferred tax asset

	2021 S$	2020 S$
Provision for long-term incentives	188,775	165,473

17. Fair value of financial instruments

The **Company's principal financial instruments are cash and short**-term deposits, trade and sundry debtors, amounts owing to related companies, and accruals and other liabilities.

The carrying amounts of these financial instruments are reasonable approximation of fair values due to their short-term nature.

Fair value hierarchy

The Company categorises fair value measurements using a fair value hierarchy that is dependent on the valuation inputs used as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active market for identical assets or liabilities that the Company can access at the measurement date;
Level 2 - Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly; and
Level 3 - Unobservable inputs for the asset of liability.

Fair value measurements that use inputs of different hierarchy levels are categorised in its entirety in the same level of the fair value hierarchy as the lowest level input that is significant to the entire measurement.

Investment securities

Fair value is determined directly by reference to their published market price or broker quotes at the end of the reporting period without factoring in transaction costs (Level 1).

18. Share-based payment transactions

The holding company UTI Asset Management Company Limited introduced an Employee Stock Option Scheme **("ESOP")** called the "UTI AMC Employee Stock Option Scheme - 2007". Eligible employees of the Company were granted the options.

On 16 December 2019, under the ESOP scheme, 66,088 stock options of the holding company have been granted to the eligible employees of the Company. Each option entitles the holder to apply for and be allotted Equity Shares granted by the holding company, for an exercise price of INR 728 per share during the exercise period.

The vesting of an option shall commence from the date of grant and shall not be earlier than one year from the date of grant of the option, or as may be determined by the holding **company's Board of the Compensation** Committee, up to a maximum of four years from the date of grant of the option.

18. Share-based payment transactions (cont'd)

Employee stock option scheme (Equity settled)

Particulars	ESOP
Date of Grant	16 December 2019
Price of Underlying Stock	INR 728
Exercise / Strike Price (in INR)	INR 728
The fair value of the options granted was estimated on the date of grant using the Black Scholes Model with the following assumptions:	
Risk Free Interest Rate	6.33%
Expected Dividend	INR 5 per share
Expected Life (years)	4 Years (mid - way between option vesting and expiry)
Expected Volatility	39.78%
Weighted Average Fair Value of Options	INR 276

The information covering stock options granted, exercised, forfeited and outstanding at the period end is as follows:

Particulars	No. of stock options as at 31 March 2021
Date of Grant	16 December 2019
Outstanding at the beginning of the year	66,088
Granted during the period	0
Exercised during the period	0
Forfeited during the period	0
Lapsed/expired during the period	12,702
Outstanding at the end of the period	53,386
Vested and exercisable	0

19. Financial risk management objectives and policies

The directors consider that their main risk management objectives is to monitor and mitigate material risks, which they consider to include credit risk, liquidity risk, interest rate risk and foreign currency risk. Several procedures are in place to enable material risks to be adequately managed. These include preparation and review of annual forecasts and monthly management accounts.

The key risks are summarised below:

(a) ***Credit risk***

Credit risk is the risk of loss that may arise on outstanding financial instruments should a counterparty default on its obligations. **The Company's exposure to credit** risk arises primarily from trade and other debtors. For other financial assets (including cash and cash equivalents), the Company minimise credit risk by dealing exclusively with high credit rating counterparties. At the end of the reporting period, 93.82% (2020: 94.91%) of the trade debtors were due from related parties.

(i) *Exposure to credit risk*

At the end of the **reporting period, the Company's maximum exposure to** credit risk is represented by the carrying amount of each class of financial assets recognised in the balance sheet.

(ii) *Financial assets that are neither past due nor impaired*

Trade and other debtors that are neither past due nor impaired are with credit worthy debtors with good payment record with the Company. The Company derives its main source of revenue from providing fund management services to its affiliates. Exposure to credit risk arising from related party transactions is minimal as these affiliates are of good credit standing. Cash is placed only with major international bank.

(iii) *Financial assets that are either past due or impaired*

There is no financial asset that is either past due or impaired, or would be otherwise past due and not impaired as at 31 March 2021.

(b) ***Liquidity risk***

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting financial obligations due to shortage of funds. **The Company's exposure to liquidity risk arises** primarily from mismatches of the maturities of financial assets and liabilities.

The Company's policy on liquidity risk management is to maintain sufficient cash and the availability of funding. Cash balances and forecast cash movements are reviewed on a regular basis, bank reconciliations are prepared and reviewed daily and management accounts are prepared and reviewed monthly to ensure that the Company maintains adequate working capital. **The Company's financial assets and** liabilities are short-term in nature which mitigates the risk of default on financial obligations. **At the end of the reporting period, all of the Company's financial** liabilities will mature in less than one year based on the carrying amount reflected in the financial statements.

19. Financial risk management objectives and policies (cont'd)

(c) ***Interest rate risk***

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of the **Company's** financial instruments will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Company's income and operating cash flows are substantially independent of changes in market interest rates. The Company's interest-bearing assets are cash deposits placed with banks of S$1,399,011 (2020: S$1,467,885). **The Company's** policy is to maximise the returns on these interest-bearing assets. The Company does not have any borrowings.

(d) ***Foreign currency risk***

The Company has transactional currency exposures arising mainly from intercompany receivables and distribution fees payable, which are denominated in currency other than SGD. The foreign currency in which these receivables are denominated is mainly United States dollars **("USD" or "US$").**

As at end of the reporting period, the balance denominated in USD amounted to US$11,429,415 (2020: US$8,282,744). With all other variables held constant, a 1% strengthening of USD against SGD would result in an increase in profit/(loss) before taxation of approximately S$153,535 (2020: S$118,004).

(e) ***Market price risk***

Market price risk is the risk that the fair value or future cash flows of the Company's financial instruments will fluctuate because of changes in market prices. The Company is exposed to equity price risk arising from its investment securities.

The Comp**any's objective is to manage investment returns and price risk using a mix** of investment grade shares with steady dividend yield and non-investment grade shares with higher volatility.

Sensitivity analysis for price risk

At the end of the reporting period, if the prices of the investment securities had been 2% (2020: 2%) higher/lower with all other variables held constant, **the Company's** profit before tax for 2020 would have been S$124,238 (2020: S$93,516) higher/lower, arising as a result of an increase/decrease in the fair value of investment securities classified as FVPL.

UTI International (Singapore) Private Limited

Notes to the financial statements
For the financial year ended 31 March 2021

20. Capital management

The primary objective of the Company's capital management is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide investment advisory **services to affiliates. The Company's management monitor the capital stru**cture and make adjustments to it as needed. In order to maintain or adjust the capital structure, management would maintain low expenses/costs and focus on new business opportunities.

21. Authorisation of financial statements

The financial statements of the Company for the financial year ended 31 March 2021 were authorised for issue in accordance with a resolution of the directors on 19 April 2021.

４【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、受託会社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「利害関係者」という。）は、ファンドと利益の相反を生じ得る他の財務上、投資上またはその他の専門業務に関わることがある。かかる業務には、その他のファンドの受託者、管理事務代行者、管理会社、保管銀行または販売会社としての行為、およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人としての業務を含む。特に、管理会社はファンドと同様または重複する投資目的を有する他の投資ファンドに対して管理および／または顧問業務を提供する場合が想定される。管理会社および受託会社は、ファンドに対して提供されるのと類似の業務を第三者に対して提供することがあり、かかる業務から得た利益につき説明責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（適切な場合）は、これが公平に解決されることを確実にするよう努力する。ファンドを含む他のクライアントに対する投資機会の配分について、管理会社は当該義務に関して利益相反に直面する場合があるが、いずれの立場においても、当該状況において投資機会が長期的視点に立って公平に配分されることを確実にする。

受託会社またはその他の業務提供会社（または受託会社の親会社、子会社またもしくは関連会社）が、ファンドに関するバンカー、ブローカーとして行為するか、ファンドに関する管理事務業務、専門的業務もしくはその他の業務を提供する場合、受託会社またはその他の業務提供会社は、かかる資格において、それらの業務に関連して、ファンドによる受託会社またはその他の業務提供会社に対する支払いが合意された報酬または費用を信託財産から受領し、保持する権利を有するものとする。

受託会社または管理会社は、たとえ権限もしくは裁量の行使の方法もしくは結果、または取引において、異なる、もしくは相反する利害関係（個人的利害関係、もしくは他の資格における利害関係、または受託会社の場合、他のトラストの唯一の受託者もしくは複数の受託者のうち１名の資格における利害関係であるか否かを問わない。）を有することがあったとしても、基本信託証書、関連する補遺信託証書に基づき、もしくは一般法によって権限を付与された取引を締結し、実施する権限または裁量を行使することができ、また、結果的にかかる資格において受託会社が創出または発生させた収益について説明責任を負わないが、受託会社については、異なる、もしくは相反する利害関係を有する可能性がある事項については、単なる形式的当事者である場合を除き、行為を控えることができる。

受託会社ならびにその役員および従業員は、たとえその立場もしくは役職が、受託会社の地位、もしくはファンドに帰属するか、関連するあらゆる持分株式、権能もしくは権限のいずれかによるか、これらの手段により、またはこれらを理由として、取得されたか、または保有もしくは維持されたとしても、ファ

ンドに関連して、いずれかの会社、組織または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た合理的な報酬その他の利益について説明責任を負わない。

適用ある法令または規則に規定されるところに従い、受託会社は、ファンドの勘定で、いずれかの利害関係者もしくは投資ファンドから、または当該利害関係者により助言もしくは管理される勘定から有価証券を取得し、またはこれらに対して当該有価証券を処分することができる。いずれの利害関係者（受託会社を除く。）も、受益証券を保有し、かつ自らが適切であると考えるように取引することができる。利害関係者は、ファンドにより保有される類似の投資対象にかかわりなく、自己勘定で投資対象の購入、保有および取引を行うことができる。

利害関係者は、受益者との間で、またはその証券がファンドによるかもしくはファンドの勘定で保有されている法人もしくは当該契約もしくは取引に利害関係を有する法人との間で、契約を締結するかまたは金融その他の取引を実行することができる。また、利害関係者は、ファンドの勘定で当該利害関係者が実行したファンドの投資対象の売買に関連して取り決められ、かつ当該ファンドの利益となる場合もならない場合もある手数料および手当を受領することができる。

管理会社

ファンドは、管理会社およびその関連会社が関与する数多くの現実的および潜在的な利益相反にさらされる。かかる利益相反は、ファンドおよびその投資者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。利益相反が生じた場合、管理会社はその公正な解決の確保のために努力する。

さらに、利益相反は、管理会社およびその関連会社が幅広い事業に従事し、現在および将来においてファンド以外の運用勘定に対して投資運用サービスを提供する（その他の運用勘定または事業の一部に何らかの利害関係を持つことを含む。）という事実から生じることがある。

管理会社およびその関連会社は、自らが合理的に必要であると判断する時間をファンドの活動に充てる。管理会社およびその関連会社は、かかる活動がファンドと競合する可能性があり、および／または、管理会社もしくはその関連会社の多大な時間および資源を必要とする可能性がある場合でも、追加の投資ファンドを設立すること、他の投資顧問関係を締結すること、または、その他の事業活動に従事することを制限されない。これらの活動は、管理会社のメンバーならびにその役員および従業員の時間および努力がファンドの事業のみに利用されず、ファンドの事業と管理会社が助言するその他の者の金銭の運用との間で配分されるという点において利益相反を引き起こすとみなされる可能性がある。

5【その他】

（１）取締役の変更

取締役は、多数決によりいかなる者をも取締役に任命することができ、任命された者は、付属定款に従い解任されるまでまたは退任するまで取締役を務める。

（２）定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、シンガポール会社法の定める条件に従った株主総会の決議が必要である。

（３）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、取締役全員一致の承認を得ることによって、その事業の全部または一部を譲渡し、また管理会社の事業と同種の事業を譲り受けることができる。ただし、シンガポール金融庁の事前承認が必要とされる場合がある。

（４）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は３月末日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

１　Ｇ．Ａ．Ｓ．（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（G.A.S.（Cayman）Limited）

（１）資本金の額

2021年７月末日現在、48万米ドル（約5,256万円）

（２）事業の内容

受託会社は、2001年10月、ケイマン諸島で通常会社として設立された。受託会社は、ケイマン諸島総督により、ファンドのような集団的投資スキームの受託会社、保管銀行および投資信託管理者として行為することを認可されている。受託会社は、最終的に三井住友信託銀行株式会社の全額出資子会社である。

２　ナインティワン・ガーンジー・リミテッド（「投資運用会社」）

（Ninety One Guernsey Limited）

（１）資本金の額

2021年７月末日現在、20万英ポンド（約3,055万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2021年７月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝152.76円）による。

（２）事業の内容

ガーンジーにおいて設立された会社（会社番号8509）であるナインティワン・ガーンジー・リミテッド（投資運用会社）は、管理会社（UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド）により、ファンドの投資運用会社として任命されている。その職務の遂行において、投資運用会社は、管理会社および投資運用会社の間の2008年11月17日付のポートフォリオ・マネジメント契約（以下「ポートフォリオ・マネジメント契約」という。）の条項に従って継続的にファンドのポートフォリオを運用する裁量権を有する。ポートフォリオ・マネジメント契約の条項において、投資運用会社は、運用再委託契約に従い一定の投資機能をナインティワンSA（プロプライエタリ）リミテッドに再委託する権限を有している。

３　エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（SMT Fund Services (Ireland) Limited）

（１）資本金の額

2021年７月末日現在、40万英ポンド（約6,110万円）および6,250万ユーロ（約81億3,188万円）

（注）ユーロの円貨換算は、2021年７月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝130.11円）による。

（２）事業の内容

管理事務代行会社は、アイルランドにおいて、1995年に設立された。同社の最終的な親会社は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。同社は、多数の国・地域において設立された集団的投資スキームについて、業務を提供している。

４　三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（「保管銀行」）

（Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch）

（１）資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2021年３月末日現在、3,420億円

（２）事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいる。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けている。

５　株式会社新生銀行（「代行協会員」）

（１）資本金の額

2021年７月末日現在、5,122億円

（２）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、新生銀行は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

２【関係業務の概要】

１　G．A．S．（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（G.A.S.（Cayman）Limited）

信託証書に基づき、ファンド資産の受託会社としての業務を行う。

２　ナインティワン・ガーンジー・リミテッド（「投資運用会社」）

（Ninety One Guernsey Limited）

管理会社とのポートフォリオ・マネジメント契約に基づき、ファンド資産の投資運用業務を行う。

３　エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（SMT Fund Services (Ireland) Limited）

管理会社および受託会社との管理事務代行契約に基づき、ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

４　三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（「保管銀行」）
（Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch）
受託会社との保管契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。

５　株式会社新生銀行（「代行協会員」）
日本におけるファンド証券の販売に関し、代行協会員業務を行う。

３【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（「ミューチュアル・ファンド法」）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（改正済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて英国の属領（現在は英国の海外領）であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（「設立計画推進者」）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2021年６月30日現在、規制を受けているオープンエンド型の投資信託の数は約11,771[1]であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊（マネーロンダリング）およびオフショアバンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

1

https://www.cima.ky/upimages/commonfiles/QuarterlyListofallMutualFundsregisteredandlicensedwiththeCaymanIslandsMonetaryAuthority-30June2021_1625765870.pdf

２．ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A．投資信託規制

１．1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（改正済）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を規定している。プライベート・ファンド法（改正済）（「プライベート・ファンド法」）は2020年に制定され、クローズドエンド型ファンドに対す

る規則を規定している。（銀行、信託会社および保険会社をも監督している）金融庁法（改正済）（「金融庁法」）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（「CIMA」）が、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法の下での規制の責任を課せられている。プライベート・ファンド法に基づくプライベート・ファンドに関する当該規制および監督の程度は、以下に記載されるミューチュアル・ファンド法に基づくものとほぼ類似している。ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法は、これらの法の各規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課しており、各法律の違反については、金融庁（課徴金）規則（改正済）に基づきCIMAによって行政罰を課される場合がある。

２．ミューチュアル・ファンド法の対象となる投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。この点は、プライベート・ファンド法の対象となる、投資者の選択による償還または買戻しができない受益権を発行するプライベート・ファンドと比較することができる。

３．ミューチュアル・ファンド法の第４（４）（ｂ）条の下で規制を免除されている投資信託は、ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、証券投資業法（改正済）に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ（ｉ）受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所（店頭市場を含む。）に上場されている、または（ii）当該区分において規制され、かつ、公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。

４．ミューチュアル・ファンド法の下において規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1　<u>免許投資信託</u>

この場合、ファンドによってCIMAに対して、CIMAのレギュラトリー・エンハンスト・エレクトロニック・フォーム・サブミッション（「REEFS」）システムを通じて、目論見書をそのオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともに提出し、登録時および毎年4,268.29米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーならびにその他の業務提供者に関する詳細な情報

が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第4.2項参照）

4.2　管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268.29米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

4.3　登録投資信託（ミューチュアル・ファンド法第４（３）条および第４（４）条）

規制投資信託の第三の類型はさらに四つの類型に分けられる。

（ｉ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの

（ii）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

（iii）マスター・ファンド（ミューチュアル・ファンド法において定義される。）でかつ一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

（iv）15名以内の投資者（その過半数をもってファンドの管理者を選任し、または解任することができる。）が受益権を保有するもの

上記（ｉ）および（ii）の場合には、投資信託は、その販売書類を、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して届け出て、かつ4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

上記（iii）の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なマスター・ファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、かつ3,048.78米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィーダー・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法（改正済）もしくは保険法（改正済）に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法（改正済）もしくは共済会法（改正済）に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

上記（iv）の場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、数の上での投資者の過半数をもって投資信託の管理者を選任し、または解任することができる旨を明記した投資信託の設立書類の抜粋の認証謄本を提供し、かつ、4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

B．<u>投資信託の現行要件</u>

1．いずれの規制投資信託（規制マスター・ファンドまたは投資者が15名以内の規制投資信託以外）も、受益権についてすべての重要事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

2．すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から６か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。

2.1　ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

2.2　ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

2.3　会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。

2.4　詐欺または犯罪行為により事業を行いまたは行おうとしている場合。

2.5　ミューチュアル・ファンド法（改正済）もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の規則、金融庁法（改正済）、マネーロンダリング防止規則（改正済）または投資信託業免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。

３．すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C．<u>投資信託管理者</u>

１．免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、（会社型であると契約型であるとを問わず）投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

２．いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権および財務構造ならびにその取締役および役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対して提出しなければならない。かかる者は少なくとも２名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者（ただし制限的投資信託管理者ではない。）は、ケイマン諸島に２名の個人を擁する主たる事務所を自ら有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。

３．投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、次に上記Ａ.4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

４．制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができる。この類型は、ケイマンにファンドマネジャーの会社を創設した設立計画推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第４（３）条（上記Ａ.4.3項参照）または第４（４）条（上記Ａ.３項およびＡ.4.3項参照）に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。

５．投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならず、決算期末から６か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

5.1　投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

5.2　投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

5.3　会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。

5.4　詐欺または犯罪行為により事業を行いまたは行おうとしている場合。

5.5　ミューチュアル・ファンド法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。

６．CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証もしくは満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

７．投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。

８．非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料および年間手数料は、24,390.24米ドル（当初）／36,585.37米ドル（年間）（50ファンド以下の場合）または30,487.80米ドル（当初）／

42,682.93米ドル（年間）（50ファンド超の場合）であり、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料および年間手数料は8,536.59米ドルである。

３．ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

Ａ．免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法（改正済）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

１．設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これを取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

２．存続期限のある／存続期間限定会社 － 存続期間が限定される会社型のファンドで外国（例えば米国）の税法上非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

３．投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。

3.1　各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

3.2　取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

3.3　会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

3.4　株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

3.5　会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持されなければならない。

3.6　会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿および記録を維持しなければならない。

４．会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。

５．会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

６．額面株式の発行は認められない。

７．いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。

８．株式の買戻しも認められる。

９．株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。

10．会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

11．免税会社は、今後20年間（さらに10年間の延長が可能）税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

12．会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。

13．免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B．免税ユニット・トラスト

１．ユニット・トラストは、（税金または規制の理由により）ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

２．ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。

３．ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者と称する。）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

４．受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

５．大部分のユニット・トラストは、信託法（改正済）に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

６．免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に服さないとの約定を取得することができる。

７．信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法（Perpetuities Law）（改正済）に規定されている一定の制限的例外に従う。

８．免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

９．免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

Ｃ．免税リミテッドパートナーシップ

１．免税リミテッドパートナーシップは、幅広い種類の投資ストラクチャーにおいて用いられる。

２．リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。

３．免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

４．登録にかかわらず、免税リミテッドパートナーシップはそのパートナーから独立した個別の法人ではない。ケイマン諸島法の下では、免税リミテッドパートナーシップのすべての種類の権利または財産（無形資産ならびにキャピタル・コールを行う権利および一もしくは複数のゼネラルパートナーに譲渡されるか帰属するか、その代理で保有されるか、または免税リミテッドパートナーシップの名義で譲渡されるか帰属する当該資産の手取金を受領する権利を含む。）は、ゼネラルパートナーにより保有されるか保有されるとみなされるものとし、ゼネラルパートナーが複数いる場合には、パートナーシップ契約の条件に従い免税リミテッドパートナーシップの資産として信託することによりゼネラルパートナーにより共同名義で保有されるか保有されるとみなされるものとする。同様に、免税リ

ミテッドパートナーシップの業務の遂行においてゼネラルパートナーにより発生する債務または義務は、免税リミテッドパートナーシップの債務または義務であるとみなされるものとする。

5．ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行に参加する等の例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。

6．ゼネラルパートナーは、誠意をもって、かつ、免税リミテッドパートナーシップ契約とは異なる明確な条項に従いパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、例えばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（改正済）の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。

7．免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

7.1　ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

7.2　名称、住所、リミテッドパートナーとなった日付の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を維持する。

7.3　各リミテッドパートナーの出資額および出資日ならびにリミテッドパートナーへの出資額の全部または一部の返還としての支払金額および支払日の記録を維持する。

7.4　リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップ権益に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。

8．パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

9．パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップ権益は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの出資からいつでも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。リミテッドパートナーが自己の出資額のいずれかの部分の返還としての支払金額に相当する支払いを受領し、かつ支払いが行われる時点でリミテッドパートナーシップが支払不能でありリミテッドパートナーがかかる支払不能を実際に認識している場合は、かかる支払日から６か月間、リミテッドパートナーは、出資がパートナーシップの資産となる期間内に発生した免税リミテッドパートナーシップの債務または義務を履行するために返済が必要な範囲内で、当該支払金額をパートナーシップに支払う義務を負う。

10．免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

11. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッドパートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

12. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

４．ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

Ａ．ミューチュアル・ファンド法および金融庁法の下における規制投資信託に対するCIMAによる規制と監督

１．CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

２．規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー）は、第１項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。

3.1　ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行いまたは行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求する情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示することができる。

3.2　何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。

3.3　第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。

４．投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行いまたは行おうとしているとCIMAが判断したる場合は、CIMAは、グランドコートに投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。

5.1　CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

5.1.1　規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。

5.1.2　規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。

5.1.3　免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行いまたは行おうとしている場合。

5.1.4　規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。

5.1.5　規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。

5.2　第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

5.2.1　CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

5.2.2　会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

5.2.3　所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

5.2.4　CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

5.3　第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。

5.3.1　投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。

5.3.2　投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。

5.3.3　投資信託の設立計画推進者または運用者の入替えを求めること。

5.3.4　事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。

5.3.5　投資信託の事務を支配する者を選任すること。

5.4　CIMAが第5.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

5.5　CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項により自ら行いまたは行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

5.6　第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

5.7　第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

5.8　第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

5.9　第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

5.9.1　CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

5.9.2　選任後３か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

5.9.3　第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。

5.10　第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

5.11　投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

5.11.1　CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。

5.11.2　投資信託が会社の場合、会社法（改正済）の第94（４）条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

5.11.3　投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。

5.11.4　投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

またCIMAは、第5.3.4項または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。

5.12　CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

5.13　規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

5.14　CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

5.15　グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。

5.16　CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託の免許または登録を取り消すことができる。

６．CIMAは、あらゆる合理的な時期に、（ａ）規制法（金融庁法に定義されている。）に基づき規制される者、（ｂ）関係者または（ｃ）問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるかこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に請求するところにより、上記の者に対し（ｉ）指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または（ii）指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。

７．金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、（ａ）規制法に基づき規制される者、（ｂ）関係者、（ｃ）規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または（ｄ）請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、（ｉ）請求が関連する問い合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、（ii）上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または（iii）上記の問い合わせに関係しCIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。

８．ある者が請求もしくは指示の行われた日から３日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、第６項に基づく請求または第７項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。

９．第６項に基づく請求または第７項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。

10．裁判所は第９項に基づく申請をその受領から７日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する。

11. 第６項または第７項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。

12. 弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示または文書の提供を本項により要求されない。

13. 合理的な理由なく（ａ）第６項によるCIMAの請求もしくは第７項によるCIMAの指示に従わない者、（ｂ）第６項もしくは第７項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または（ｃ）第６項もしくは第７項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。

14. （ａ）法人の犯した第６項および第７項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。

（ｂ）法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14（ａ）条が適用される。

15. ある者が第６項に基づく請求、第７項に基づく指示もしくは第８項に基づく命令に従う場合または第９項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。

16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、（ａ）適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授権しかつ、（ｂ）その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。

17. 海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である（ａ）CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または（ｂ）CIMAにより指定された主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。

18. いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。

19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限をある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。

B．ミューチュアル・ファンドの取締役の登録および免許

1．取締役登録及び免許法（改正済）（「DRLA」）に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されるミューチュアル・ファンドおよび証券投資事業法第５（４）条に基づく「登録者」として登録される大半の会社（併せて「対象会社」）の全取締役は、（ｉ）CIMAに登録するかまたは（ii）かかる取締役が（ａ）20社以上の対象会社の取締役を務める場合または（ｂ）一定の例外に基づく法人取締役である場合は、CIMAによる免許を受けなければならず、いずれの場合も、適切な登録料または免許料を支払わなければならない。

2．DRLAは現時点において、パートナーシップまたはユニット・トラストに該当する対象会社には適用されない。

3．登録取締役は、専門取締役のカテゴリーに該当しない自然人である。登録取締役は、DRLAに基づき登録を受ける必要がある。

4．専門取締役は、20社以上の対象会社の取締役として任命されている自然人である。専門取締役は、DRLAに基づき免許を受ける必要がある。ただし、専門取締役が、

（ａ）会社管理法に基づき発行される会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発行されるミューチュアル・ファンド管理会社の免許を保有する会社、または

（ｂ）「ファンド管理者」（すなわち、投資運用サービス、投資顧問サービスを提供するかまたはプロモーター（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）を務める。）であり、特定の海外規制当局により登録され、または免許を受けている会社（かかる取締役の任命がファンド管理者との関係により発生する場合）

の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合を除く。

（ａ）または（ｂ）の場合、専門取締役は、認可の申請ではなく、DRLAに基づく登録を行う必要がある。

5．法人取締役は、対象会社の取締役に任命された法人である。法人取締役は、会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド管理会社の免許（専門取締役に関して上記に概説されている。）を保有していない限り、免許を受ける必要がある。さらに、一定のその他の登録要件が適用される場合がある。

６．登録に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

（ａ）以下を含む申請書

（ｉ）申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国

（ii）申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）

（iii）詐欺行為または不正行為等の刑事上の有罪判決の内容

（iv）規制当局、自主規制団体または専門規制機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分の内容

（ｖ）申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

（ｂ）返金不可の申請料および登録料：853.69米ドル

上記に加え、上記第４項に記載される理由のうちいずれかに基づき免許要件を免除される専門取締役は、個人情報を記載した質問書のすべての項目に記入し、免除の根拠を裏付ける追加の内容および確認書類を提供する必要がある。CIMAは、登録の処理を行うために追加の情報を要求することができ、申請者が（ｉ）詐欺または不正行為等の犯罪行為を犯している場合または（ii）規制当局、自主規制団体または専門懲戒機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分を受けている場合、通常、申請者の申請を却下することができる。

７．免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

（ａ）以下を含む申請書および補足書類

（ｉ）申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国

（ii）申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所（居住地の住所と異なる場合）

（iii）個人情報を記載した質問書

（iv）３通以上の照会状。うち１通は申請者の人柄に関するもの、１通は申請者の財務状態が健全であることを証するもの、１通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）

（ｖ）申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

（vi）保険加入を証するもの

（ｂ）返金不可の申請料および認可料：3,658.54米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の（ｉ）誠実さ、高潔さおよび評判、（ii）適正および能力、（iii）財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

８．会社取締役の免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。

ａ．以下を含む申請書および補足書類

（ｉ）外国会社の場合は申請者を代理して送達または通知を受ける権限を有する１名以上の者の氏名および住所

（ii）申請者の設立証明書

（iii）申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号

（iv）申請者のすべての取締役、管理職および役員の氏名、住所および国籍

（ｖ）申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する各株主の氏名、住所および国籍

（vi）（ｉ）取締役、管理職および役員、（ii）申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれの個人情報を記載した質問書

（vii）（ｉ）取締役、管理職および役員、（ii）申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれに関し、３通以上の照会状。うち１通は人柄に関するもの、１通は財務状態が健全であることを証するもの、１通は犯罪経歴証明書（またはこれに相当するもの）

（viii）申請者の基本定款および通常定款（またはこれに相当する設立文書）の写しならびに取締役１名による宣誓書

（ix）すべての親会社および子会社の商号、主たる事務所および登録事務所の住所

（ｘ）海外規制当局で認可または登録されている申請者のすべての親会社および子会社の存続証明書

（ｘｉ）申請者を規制しているすべての海外規制当局が発行した存続証明書

（ｘii）保険加入を証するもの

（ｂ）返金不可の申請料および認可料：9,756.10米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の（ｉ）誠実さ、高潔さおよび評判、（ii）適正および能力、（iii）財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

認可を受けた場合、法人取締役は、新たな取締役会構成員を任命する前にCIMAの書面による承認を得なければならない。

９．専門取締役および法人取締役は、公認保険会社（すなわち、保険法（改正済）上認可を受けている保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社）の最小の付保を維持しなければならない。

C．投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督

１．CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

２．免許投資信託管理者は、第１項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ24,390.24米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。

３．ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法の下でCIMAの義務を実行できるようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。

４．第３項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。

５．第３項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。

６．CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

6.1　ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

6.2　同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。

７．CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当するとCIMAが認めた場合は、第９項に定める行為を行うことができる。

7.1　免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。

7.2　免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法の規定またはマネーロンダリング防止規則の規定に違反している場合。

7.3　会社法パートXVIIA、有限責任会社法パート12または有限責任パートナーシップ法（改正済）パート８に定義されている「法人向け業務提供者」である免許投資信託管理者が当該パートに違反している場合。

7.4　免許投資信託管理者が、自らが管理している投資信託の投資者または自らの債権者もしくはかかる投資信託の債権者を害するような方法で事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその投資信託管理事業を解散する場合。

7.5　免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。

7.6　免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。

7.7　免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。

7.8　免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。

８．第７項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

8.1　免許投資信託管理者の以下の不履行

8.1.1　CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。

8.1.2　CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。

8.1.3　投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。

8.1.4　規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。

8.1.5　CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。

8.1.6　会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。

8.1.7　少なくとも２人の取締役をおくこと。

8.1.8　CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

8.2　CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

8.3　CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。

8.4　CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

９．第７項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。

9.1　その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは撤廃すること。

9.2　管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。

9.3　管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。

9.4　投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

9.5　投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。

10. CIMAが第９項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

11. 第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

12. 第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（清算人または管財人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。

13. 第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

14. 第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

14.1　CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

14.2　選任後３か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。

14.3　第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。

15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

15.1　第14項の義務に従わない場合、または

15.2　満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。

16. 免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

16.1　投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること

16.2　投資信託管理者が会社の場合、会社法（改正済）の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為を執ることができる。

17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

18.1　CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。

18.2　免許保有者が、解散、または清算に付された場合。

19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第９項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

20. 投資信託管理者が信託会社の場合、例えば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

D. ミューチュアル・ファンド法の下での一般的法の執行

１．執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその他の人々

が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。

（ｉ）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

（ii）それらの場所またはその場所にいる他の者を捜索すること。

（iii）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること。

（iv）ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

（ｖ）ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

２．CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋を作成するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

３．何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

Ｅ．CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

１．CIMAに関する事柄。

２．規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。

３．規制法に基づき免許を保有する者（住宅金融組合または信用組合を含む。）に関する事柄。

４．免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に関する事柄。

５．海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。

ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

１．例えば秘密情報公開法に基づき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。

２．金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。

３．免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託（場合による。）の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。

４．CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。

５．開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。

６．開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。

７．（ｉ）刑事手続の提起のためにもしくは刑事手続の目的上ケイマン諸島の法務長官もしくは法執行機関に対して適法に行われる場合、（ii）いずれかの者に対してマネーロンダリング防止規則に基づき適法に行われる場合、または（iii）第９項に基づき海外規制当局に対して適式に行われる場合。

８．（ｉ）免許所有者の解散もしくは清算または（ii）免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

９．ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および１年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および３年間の懲役の処分を課せられる。

Ｆ．<u>ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務</u>

１．<u>過失による誤った事実表明</u>

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙

示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

２．欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

３．契約法（改正済）

契約法の第14（１）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。契約法の第14（２）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの（または受託会社）と結ぶので、ファンド（または受託会社）は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

４．欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ｉ）重要な不実の表明が欺罔的になされた。

（ii）そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5．契約上の債務

販売書類はファンド（または受託会社）と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および／または損害賠償を求めてファンド（または受託会社）ならびに／または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび／もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

6．隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

G．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な刑法上の債務

1．刑法（改正済）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者（申込者を含む。）を会社の事項について欺罔する意図の下に、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに７年間の拘禁刑に処せられる。

2．刑法（改正済）第247条および第248条

欺罔により、不正に自ら金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、５年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図の下に不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的

上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔（未必の故意または故意によるものかを問わない。）をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

H. 課徴金を科すCIMAの権限

1．CIMAの職権

CIMAは、マネーロンダリング防止規則、マネーロンダリング法（改正済）またはいずれかの「規制法」の違反について課徴金を科す権限を有する。金融庁（課徴金）規則（改正済）（「課徴金規則」）は、違反を軽微、重大または極めて重大に分類すると規定している。

課徴金は、以下の要領で徴収される。

（ａ）軽微と規定される違反について、課徴金は5,000ケイマン諸島ドル。CIMAは、総額20,000ケイマン諸島ドルを上限として、一または複数回の課徴金をCIMAが決定する間隔で継続して課す権限を有する。

（ｂ）重大と規定される違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。

（ｉ）個人の場合、50,000ケイマン諸島ドル

（ii）法人の場合、100,000ケイマン諸島ドル

（ｃ）極めて重大とされる違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。

（ｉ）個人の場合、100,000ケイマン諸島ドル

（ii）法人の場合、1,000,000ケイマン諸島ドル

2．罰則の例

課徴金規則に基づき定められた規定の例としては、以下がある。

（ａ）ミューチュアル・ファンド法に基づく関連するライセンスまたは登録なしで事業を継続するまたは継続を試みること：極めて重大な違反

（ｂ）ミューチュアル・ファンド法に基づく決算書の監査を怠ること：重大な違反

（ｃ）ミューチュアル・ファンド法に基づくCIMAに対する監査済決算書の送付を怠ること：重大な違反

（ｄ）ミューチュアル・ファンド法に基づく年間手数料の支払いを期日までに行わないこと：軽微

（ｅ）マネーロンダリング防止規則に基づく顧客の本人確認および検証を怠ること：極めて重大

（ｆ）マネーロンダリング防止規則で義務付けられたマネーロンダリング防止規則コンプライアンス責任者の任命を怠ること：重大

これはケイマン諸島における規制上の義務違反の一例にすぎず、CIMAが課徴金を課す権限を有するか否かの判断においては、課徴金規則との関連において検証されるべきである。

５．マネーロンダリング防止、テロリストへの資金供与対策および拡散金融対策（「AML」）

１．ミューチュアル・ファンド法に基づき免許を付与されているか、または規制を受けている事業体は、犯罪収益法（改正済）（「POCA」）に定義されている「関連金融事業」を行っているとみなされる。「関連金融事業」を行っている者は、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止に関する法律ならびに関連する規制、規則および指針（「AML法」）を遵守することを義務付けられる。

２．ケイマン諸島は、金融活動作業部会（「FATF」）の準メンバーであるカリブ金融行動課題実行部隊のメンバー国である。AML法の主要な源泉は三つある。

（ｉ）犯罪収益法（「POCA」）は、マネーロンダリング活動を防止することを目的としたケイマン諸島の一次法である。

（ii）マネーロンダリング防止規則（「AML規則」）は、POCAに基づき公布されており、「関連金融事業」に従事している者に適用される。

（iii）ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）は、ケイマン諸島におけるマネーロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融の防止および摘発に関するガイダンス・ノート（「本ガイダンス・ノート」）を公表している。

（iv）また、以下の法律も関連する。

（ａ）枢密院令によりケイマン諸島に移入された制裁命令（「本制裁命令」）

（ｂ）腐敗行為防止法

（ｃ）テロ行為法（改正済）（「TA」）

（ｄ）拡散金融（禁止）（改正）法（「PFPA」）

（ｅ）金融庁法（改正済）

３．AML規則により、関連金融事業を行っている者は、リスク・ベース・アプローチ（「RBA」）をとることを義務付けられる。かかる者は、その特定の組織、体制および事業活動について適切なRBAを構築する必要がある。RBAの一環として、ある者は、以下を行うことを義務付けられる。

（ｉ）関連するマネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与のリスクを特定すること。

（ii）以下に関してマネーロンダリング／テロリストへの資金供与のリスクを評価すること。

（ａ）顧客および実質的所有者

（ｂ）顧客および実質的所有者が居住し、または事業を展開している国または地理的領域

（ｃ）国または地理的領域
（ｄ）提供される商品、業務および取引
（ｅ）デリバリー・チャネル（ある者が、例えば直接的にまたはその他の手段（電子メール、インターネット、仲介機関等）により、顧客との取引関係を継続する手段
（ｆ）新たな商品、デリバリー・メカニズム、技術

４．これに関して、AML規則により、関連金融事業を行っている者は、AML制度を遵守してAMLに関する方針および手続を維持することを義務付けられる。かかる方針および手続は、以下のAML規則の要件を網羅する必要がある。

（ｉ）デュー・ディリジェンスによる顧客の本人確認および検証の手続
（ii）RBAの導入
（iii）高い基準を確保するための従業員のスクリーニング
（iv）AML規則を遵守した適切な記録の保存（かかる記録は、請求に応じて遅滞なく管轄当局に提供しなければならない。）
（ｖ）人、国および活動に関するリスクを特定するための適切なシステムおよび研修の実施（これには、すべての適用ある制裁リストとの照合が含まれるものとする。）
（vi）検証前に顧客が取引関係を利用する可能性がある状況に関するリスク管理手続の導入
（vii）いずれかの管轄当局が公表した、FATFの推奨事項を遵守していないか、または十分に遵守していない国のリストの遵守
（viii）AML規則に従った内部報告手続
（ix）マネーロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を防止し、阻止し、報告する目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリング手続ならびにケイマン諸島において適用される対象を絞った金融制裁の対象となる資産を特定することを可能にするかかる手続
（ｘ）ケイマン諸島において適用される対象を絞った金融制裁に関する義務の遵守を確保するための手続
（xi）マネーロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を未然に防ぎ、防止する目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリングに適したその他の内部統制手続（適切かつ効果的であってリスク・ベースの独立した監査機能および通信を含む。）

５．関連金融事業を行っている者は、AML規則の遵守を確保する目的のため、マネーロンダリング防止コンプライアンス責任者（AMLCO）、マネーロンダリング報告責任者（MLRO）およびマネーロンダリング報告副責任者（DMLRO）を選任することを義務付けられる。

６．本ガイダンス・ノートの規定により、関連金融事業を行っている者は、対象を絞った様々な国際的金融制裁／命令に基づく義務、ならびにテロリストへの資金供与および拡散金融（場合に応じて）に関して発出された指定および指示に留意し、かかる制裁／命令を遵守する必要がある。

７．英国は、独自の制裁レジームを有し、国際連合による制裁を実施する。かかる制裁は、海外枢密院令により自動的にケイマン諸島に移入される。一般に、英国（財務省）において施行されている制裁リストは、ケイマン諸島にまで及ぶ。かかる制裁は、ケイマン諸島のすべての個人および事業体に適用される。英国（財務省）において発行されるリストは、米国（OFAC）等のその他の国が発行するリストとは異なる可能性がある。ケイマン諸島は、独自の制裁を科すことがある。ケイマン諸島において適用される制裁を少なくともすべて盛り込んでいないリストは関連金融会社のAMLの枠組みに不備を生じさせる可能性があるため、関連金融会社は、制裁リストを慎重に選択することが重要である。

８．関連金融事業を行っている者は、本制裁命令に違反している関係を発見した場合、関連する法律／命令に基づき義務付けられるとおり、疑わしい活動に関する報告書の提出、資金の凍結および長官への通知等の行為を行うことを義務付けられる。制裁とは、国際的な平和および安全を維持し、または回復させることを目的として実施される禁止および制限である。制裁は、一般に、特定の個人もしくは事業体または特定のセクター、業種もしくは権益を対象とする。制裁は、特定の国もしくは領域の一定の人々および対象または何らかの組織もしくはかかる組織内の要素に向けられることがある。また、テロ行為に関与している者および組織を対象とする制裁もある。ケイマン諸島による制裁には、TAおよびPFPAに基づき発出された対象を絞った国際的な金融制裁および指示が含まれる。

９．制裁の区分は三つある。すなわち、

（ｉ）テロ行為／テロリストへの資金供与

（ii）拡散金融

（iii）国に対する一般的な制裁（国内紛争）

10．金融制裁は様々な形態で適用され、その形態は状況の事実関係に左右される。近年用いられている最も一般的な種類の金融制裁は、以下のものである。

（ｉ）対象を絞った資産凍結 - 通常、指定された個人、事業体および機関に適用され、当該個人、事業体および機関が資金および経済的資源にアクセスすることならびにこれらを利用する能力を制限する。

（ⅱ）セクター全体の様々な金融市場および金融業務に対する制限 - かかる制限は、指定された個人、事業体および機関、特定のグループまたはセクター全体に適用される可能性がある。これまでのところ、かかる制限は、投資禁止措置、資本市場へのアクセスに対する制限、銀行取引関係および銀行業務活動を停止する旨の指示、一定の支払いを行う前または受領する前に通知を行うか、または承認を求める旨の要件、ならびに金融業務、保険業務、仲介業務、顧問業務またはその他の金融面での支援の提供に対する制限の形態をとっている。

（ⅲ）すべての取引を停止する旨の指示 - 特定の者、グループ、セクター、領域または国との間の特定の種類のすべての取引を停止する旨の指示である。

11. 金融制裁が資産凍結の形態をとる場合、関連金融会社は、一般に、以下を行うことを禁止される。

（ｉ）被指定者に帰属するか、または被指定者が所有し、保有し、もしくは管理する資金または経済的資源を取り扱うこと。

（ⅱ）被指定者がまたは被指定者の利益のために直接的または間接的に資金または経済的資源を利用できるようにすること。

（ⅲ）金融制裁による禁止事項を直接的または間接的に潜脱する行為を行うこと。

12. 関連金融事業を行っている者は、そのAMLの枠組みの不可欠な一部として制裁コンプライアンス・プログラムを織り込む必要がある。ケイマン諸島において適用される正式な制裁命令は、ケイマン諸島政府により官報において公表される。

13. 関連金融事業を行っている者は、申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者が制裁対象者または制裁対象者／国に関連する者に関わる取引を行っているか、または行う可能性があるかを判断するため、関連する制裁リストに照らして当該申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者のスクリーニングを行うことを義務付けられる。

14. 完全に一致するか、または疑義がある場合、関連金融会社は、制裁に関する義務（報告要件を含む。）の遵守を確保するために以下の手続を執ることを確保するものとする。

15. 制裁命令または指示の後に行われた決定は、文書化し、記録するものとする。かかる文書には、制裁に関する義務を遵守するために行われたすべての行為およびかかる行為それぞれの根拠を盛り込む必要がある。

16. AML法に基づく違反を犯した者は、多額の罰金および懲役に処せられることがある。AML規則の違反につき責任を負う者は、609,756.10米ドルの罰金または罰金および２年の懲役を科される場合がある。

６．情報の自動的交換

１．国内税制の完全性に関するG20の懸念に対処するため、経済協力開発機構（「OECD」）は、共通報告基準（「CRS」）を策定するよう委任を受けた。かかる策定に際して、OECDは、管轄当局間モデル協定および共通報告基準に関するコメンタリー（「本コメンタリー」）も作成した。CRSは、税務上の金融口座情報の自動的交換に関する国際基準となることが意図されている。CRSは、米国外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」。CRSと総称して「AEOI」）の実施のために多くの法域が導入しているアプローチに基づき構築されている。

２．AEOIに基づき、諸法域は、保管機関、金融機関、投資事業体および特定の保険業務提供者（総称して「本金融機関」）から特定の金融情報を収集し、年に一度、自動的にパートナー法域との間で当該情報を交換する。投資信託は、通常、AEOI制度に基づき本金融機関に区分される。

３．ケイマン諸島の管轄当局は、税務情報庁（「TIA」）である。TIAの受託職務は、税務上の情報交換に係るすべての仕組みの運営を所管する政府部局である国際税務協力局（「DITC」）の局長およびスタッフが行う。

４．ケイマン諸島においてAEOIを実施する一次法は、税務情報庁法（「TIA法」）である。これは、すべての形態の税務上の情報交換に係る法的枠組みを規定するものである。CRSの詳細な規定は、TIA法に基づく二次法、具体的には2018年２月28日に統合され、かつ、改正された2015年税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）規則（「CRS規則」）により実施される。FATCAは、具体的にはケイマン諸島と米国の間の政府間協定および税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（アメリカ合衆国）規則（「FATCA規則」。CRS規則と総称して「AEOI規則」）により実施されている。AEOI規則は、関連するコンプライアンス体制および規制上の制度、さらに行政処分を用いたTIAの執行権限について定めている。TIAは、FATCAおよびCRSに関するガイダンス・ノートを公表している。

５．AEOI制度に基づき、ケイマンの本金融機関は、以下を行わなければならない。

（ｉ）米国内国歳入庁に登録し、GIINを取得すること。

（ii）書面によるCRSに関する方針および手続を確立し、維持し、実施し、遵守すること。

（iii）TIAに対し一定の情報を通知すること。

（iv）口座名義人に対しデュー・ディリジェンス手続を適用すること。

（ｖ）TIAに対し年次報告を行うこと。

（vi）関連する情報を保持すること。

６．デュー・ディリジェンス手続により、本金融機関は、本金融口座を特定し、かかる本金融口座のうちいずれがAEOI制度に基づく報告対象口座であるかを、本口座名義人によってまたは本口座名義人が受動的NFEである場合には本口座名義人の支配者（当該用語はAEOI制度において定義されている。）によって判断することを義務付けられる。かかる報告対象口座については、TIAに提出される年次報告書上で報告しなければならない。本金融機関は、提出した報告書に関する情報を６年間保持しなければならない。

７．<u>データ保護法</u>

１．ケイマン諸島に所在する事業体は、2017年ケイマン諸島データ保護法（「DPA」）の対象となる。かかる事業体は、DPAに従う場合にのみ個人データを使用することが認められている。DPAは、個人データの使用に関する世界的に認められている原則をケイマン諸島に導入するものである。DPAは、ケイマン諸島と世界中のその他の主要法域、特に欧州連合の足並みを揃えさせるものである（DPAは、EU一般データ保護規則をモデルとしている。）。オンブズマン事務局は、ケイマン諸島のデータ保護に関する監督当局である。かかる役割の一環として、オンブズマンは、苦情について聴取、調査および裁定を行い、データ管理者によるコンプライアンスについてモニタリング、調査および報告を行う。

２．ケイマン諸島の投資信託は、マネーロンダリング防止義務ならびに上記に定められるその他の法律上および規制上の義務を遵守することを義務付けられる。ケイマン諸島の投資信託がかかる義務を遵守するためには、個人のデータ主体（DPAに定義されている。）に関する個人データは、ケイマン諸島の投資信託またはその代理人が取り扱わなければならない。

３．投資信託は、かかるデータに関して「データ管理者」（DPAに定義されている。）とみなされる。オンブズマンは、データ管理者に適用されるガイダンス・ノートを発行している。

４．DPAに基づき、個人のデータ主体は、ファンドならびにその関連会社および受任者による個人データの取扱いに関する権利を有し、データ管理者としてのファンドは、かかる取扱いに関する義務を負う。ファンドは、DPAに従って個人データを取り扱わなければならず、ファンドが個人データを受領する個人に対し、DPAに基づくかかる個人の権利およびファンドの義務についてかかる個人に通知するデータ・プライバシー通知を行わなければならない。

５．データ管理者は、当該データ管理者が取り扱う個人データに関係するデータ保護の原則を遵守しなければならず、当該データ管理者の代理人が取り扱う個人データに関してかかるデータ保護の原則が遵守されることを確保しなければならない。データ保護の原則は、以下のとおりである。

（ｉ）個人データは、適正に取り扱うものとする。

（ii）個人データは、一または複数の特定の合法的な目的のためにのみ入手するものとし、かかる一または複数の目的に抵触する態様でさらなる取扱いを行わないものとする。
（iii）個人データは、当該個人データの一または複数の収集目的または取扱目的に関して適切であり、関連性があり、かつ、過大でないものとする。
（iv）個人データは、正確であるものとし、必要な場合、最新の内容に維持するものとする。
（ｖ）何らかの目的のために取り扱われる個人データは、当該目的に必要とされる以上に長い期間にわたって保管しないものとする。
（vi）個人データは、DPAに基づくデータ主体の権利に従って取り扱うものとする。
（vii）個人データの不正または違法な取扱いおよび偶発的な個人データの紛失、個人データの破壊または個人データへの損害に対して適切な技術的および組織的な措置を講じなければならない。
（viii）個人データをある国または領域に移転してはならない。ただし、当該国または領域が、個人データの取扱いに関するデータ主体の権利および自由について適切な水準の保護を確保している場合はこの限りではない。

６．第５項（vii）に関して、データ管理者またはその代理人は、個人データを他の者に移転してはならない。ただし、DPAの要件に適合する書面による契約に従って当該データを移転する場合はこの限りではない。また、個人データを他の国または領域に移転してはならない。ただし、「適切な水準の保護」を確保することができる場合はこの限りではない。
７．データ管理者によるDPAの違反は、強制執行措置（多額の罰金（DPAに基づき行われた違反によって異なる。）を含む。）につながる可能性がある。

８．解散

会社の解散は、会社法（改正済）（および会社法に基づく解散規則）、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者もしくは会社の申立てに従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申し立てる権限を有する（参照：上記第４．Ａ．5.11.2項および第４．Ｂ．16項）。剰余資産は、もしあれば、基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：第４．Ａ．5.11.3項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの清算および解散は、免税リミテッドパートナーシップ法（改正済）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを清算および解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第４．Ａ．5.11.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは清算後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

９．税金

１．ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、トラストの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、信託法（改正済）81条に基づく保証をケイマン諸島政府から受領しており、トラスト設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後に制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはトラストに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

２．パートナーシップ

ケイマン諸島の現行法の下では、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラルパートナーは、長官の決定する期間（ただしかかる保証の日から50年を超えない）、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益について課されない旨の保証をケイマン諸島政府に対し申請し、当該保証をケイマン諸島政府から受領することができる。

３．会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、課税特例法（改正済）６条に基づく免税について保証をケイマン諸島政府に申請することができ、かかる保証をケイマン諸島政府から受領する予定である。課税特例法第６条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後に制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

（注）投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、１ケイマン諸島ドル＝0.82米ドルのレートで換算されている。

第４【参考情報】

ファンドについては、下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年９月30日　　有価証券届出書／有価証券報告書（第12期）
2020年12月25日　　半期報告書（第13期中）／有価証券届出書の訂正届出書

第５【その他】

該当事項なし。

【別紙】

文脈上別意を要求されない限り、本書において、下記の用語は以下の意味を有する。

定義

「口座開設申込書」	**ファンドに関して、投資家口座の開設用に管理会社または管理事務代行会社から提供される申込書をいう。**
「管理事務代行会社」	**エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド、または受託会社および管理会社がファンドの管理事務代行者として任命し、関連する補遺目論見書に定めるその他の者をいう。**
「管理事務代行契約」	**2008年10月17日受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結された管理事務代行契約（2018年５月16日付で変更済）（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。**
「AEOI」	**文脈に応じて、以下の一または複数をいう。** **１．1986年米国内国歳入法の第1471条から第1474条および米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）として一般に称される関連法規、経済協力開発機構が公表した共通報告基準（CRS）もしくは指針または類似の税務報告および／または源泉徴収税制度を実施することを追求するその他の法域で制定された類似の法律、規則もしくは指針** **２．段落（１）に記載される法律、規則または指針の促進、実施、遵守または補足のため、ケイマン諸島と米国またはその他の法域（当該法域の政府機関を含む。）との間で締結された政府間の契約、条約またはその他の協定および** **３．上記の段落に概略が記載された事項を実施するためにケイマン諸島で施行される法律、規則または指針**
「代行協会員」	**株式会社新生銀行をいう。**
「代行協会員契約」	**2008年11月７日管理会社と代行協会員の間で締結された代行協会員契約（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。**

「監査人」	トラストおよびファンドの監査人として行為するKPMG、または管理会社の同意を得た上で受託会社が任命するその他の者をいう。
「基準通貨」	ファンドの通貨であるランドをいう。
「営業日」	ファンドに関して、ニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいう。
「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」	「第一部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　３　投資リスク（１）リスク要因　キャッシュ・スウィープ」の項の定義による。
「キャッシュ・スウィープ・プログラム」	「第一部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　３　投資リスク（１）リスク要因　キャッシュ・スウィープ」の項の定義による。
「ケイマン」または「ケイマン諸島」	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
「ケイマンドル」	ケイマン諸島の法定通貨をいう。
「クラス」	信託証書および関連する補遺信託証書に基づき受託会社によって随時発行されるファンドの受益証券のクラスをいう。
「集金口座」	（ｉ）投資者からファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ii）受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用される、管理事務代行会社が運用する勘定をいう。
「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」	「第一部　ファンド情報　第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等（１）海外における申込手続等」の項の定義による。
「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」	「第一部　ファンド情報　第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等（１）海外における申込手続等」の項の定義による。
「保管銀行」	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、または受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行として任命するその他の者、またはファンドに関して受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行または主要ブローカーとして任命し、関連する補遺目論見書に定める者をいう。

「保管契約」	2008年10月17日付の受託会社およびスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドの間で締結された保管契約をいい、それに基づき受託会社はファンドの資産に関する保管業務提供のためスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを選任し、受託会社、保管会社およびスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドの間の2020年３月２日付の更改契約に基づき選任先はスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドから保管会社へ更新されている。
「データ保護制度」	DPLおよびGDPRをいう。
「取引日」	ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいう。
「取引期限」	関連する取引日の午前８時（ダブリン時間）または特定の場合に管理会社が決定するその他の期限をいう。
「販売会社」	管理会社がファンドに関する販売者として随時任命する者をいう。
「DPL」	ケイマン諸島における2017年データ保護法（随時改正される）をいう。
「分配」	「分配方針」の項に記載される受益者に対して支払われる金額をいう。
「分配再投資日」	宣言された分配が各受益者の利益のために再投資される各月の最終取引日の直前の取引日をいう。
「適格投資家」	基本信託証書に記載され、「適格投資家」の項に詳述される適格要件を満たす者をいう。
「報酬および費用」	「手数料等及び税金」の項に詳述される報酬ならびにすべての継続的な運営費用（登録、法律および監査サービスに関する費用を含む。）
「会計年度末」	ファンドに関して、３月31日または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する各年のその他の日をいう。
「トラスト」	ホライズン・トラストをいう。
「GDPR」	一般データ保護規則（規則2016／679）により導入されたEUデータ保護制度をいう。
「国際財務報告基準」	国際財務報告基準または管理会社と協議の上随時受託会社により決定される一般に公正妥当と認められている会計原則をいう。

「管理会社」	UTI　インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド、または基本信託証書の条項に従い随時管理会社として任命されるその他の者をいう。
「基本信託証書」	トラストを構成するケイマン諸島の法律に準拠する2008年10月17日付基本信託証書（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「最低保有額」	受益証券一口をいう。
「最低投資額」	受益証券一口または管理会社が随時決定するその他の金額をいう。
「最低買戻額」	受益証券一口または管理会社が随時決定するその他の金額をいう。
「月」	各暦月をいう。
「純資産価額」	ファンドのすべての資産からファンドのすべての負債を控除した金額をいい、補遺目論見書に記載される方法で計算される。
「受益証券一口当たり純資産価格」	評価日にファンドの発行済み受益証券口数で純資産価額を除した金額をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「受益証券の募集」	管理会社が本書に基づき適格投資家に対して行うファンドの純資産のみに対する非分割的利益を表章する受益証券の募集をいう。受益証券は、いずれかの取引日に適用ある購入価格で募集される。管理会社は、その絶対的裁量において、理由にかかわらずまたその理由を提示することなくいずれかの申込みを拒絶する権利を有する。
「目論見書」	ホライズン・トラストの英文目論見書（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「者」	企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、会社、法人、非会社組織または機関および連邦、州（または下位機関）の政府を含む。
「購入価格」	関連の取引日における受益証券一口当たり純資産価格をいう。
「四半期」	各暦四半期をいう。
「ランド」	南アフリカ共和国の法定通貨をいう。

「買戻価格」	関連する取引日における受益証券一口当たり純資産価格から、ファンドの計算により、資産を現金化する際またはファンドが買戻請求に応じられるようにするため、またはポジションを手じまいする際に発生する財務・販売手数料を反映するために受託会社が適切な引当金とみなす総額を控除した額をいう。
「買戻期限」	関連する取引日の午前８時（ダブリン時間）または管理会社が決定するその他の期限をいう。
「買戻請求書」	受益証券の買戻しのために受益者が記入を求められた、管理会社または管理事務代行会社から入手した書式をいう。
「買戻決済期限」	「第一部　ファンド情報　第２　管理及び運営　２　買戻し手続等（１）海外における買戻し手続等」の項の定義による。
「買戻請求」	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な書式による受益証券の買戻しに関する通知をいう。
「ファンド」	基本信託証書および補遺信託証書に基づき構成されるトラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンドをいう。
「シリーズ・トラスト」	基本信託証書および補遺信託証書に基づき随時構成されるトラストのシリーズ・トラストをいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券の４分の３以上の保有者が書面により承認した決議、または当該集会にかかる基準日時点における受益者本人もしくは代理人が出席するファンドの受益者集会において可決された決議をいう。
「投資運用会社」	ナインティワン・ガーンジー・リミテッド、または管理会社により任命されファンドの投資運用会社として行為するその他の者をいう。
「申込書」	受益証券の購入のために受益者が記入を求められた、管理会社または管理事務代行会社より入手した書式による購入に関する申込書をいう。
「申込決済期限」	関連する取引日の翌営業日の午後５時（ダブリン時間）または特定の場合に管理会社が決定するその後の時をいう。
「補遺目論見書」	英文補遺目論見書（その後の修正、差替えまたは補足を含む。）をいう。

「補遺信託証書」	ファンドの設立が基づく補遺信託証書（随時修正、差替えまたは補足される。）をいう。
「閾値」	受益証券一口当たり0.01ランドをいう。
「受益証券の譲渡」	受益証券は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を得た場合を除き、譲渡することができない。
「受託会社」	G.A.S.（ケイマン）リミテッド、または基本信託証書の条項に従い随時受託者として任命されるその他の者をいう。
「信託財産」	ファンドに関して、補遺信託証書に定める通り、ファンドの信託により受託会社が保有する金額に加え、ファンドの受益証券の発行手取金、ならびに基本信託証書に定める通り、その時点でファンドの信託として受託会社が保有している、または保有しているとみなされるすべての現金その他の財産および資産をいう。
「ファンド証券」	ファンドの受益証券の当該クラスに帰属するファンドの利益が随時分割される、現金ならびにファンドのその他の財産および資産における均一的な非分割持分権をいい、受益証券の端数を含む。文脈上別意に要求される場合を除き、ファンドの受益証券に関して用いられる場合は、「受益証券」の表現は発行済みファンドの受益証券のすべてのクラスを含む。
「受益証券」	
「受益者」	その時々に登録されている受益証券の保有者をいい、共同保有者として登録された者を含む。
「受益者決議」	発行済受益証券の４分の３以上の保有者が書面により承認した決議、または基本信託証書に基づき当該集会にかかる基準日時点における受益者本人もしくは代理人が出席する受益者集会において可決された決議をいう。
「米国」	アメリカ合衆国をいう。
「米ドル」	アメリカ合衆国のドルをいう。
「評価日」	ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいう。

「評価時点」　　**ファンドに関して、各評価日に関連するマーケットの終了における営業終了時点および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の時点、日または期間をいう。**

受託会社に対する独立監査人の監査報告書

意見

私どもは、ホライズン・トラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2021年３月31日現在の財政状態計算書、および同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の補足情報から構成される注記について、監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が全ての重要な点において、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して、2021年３月31日現在のファンドの財政状態、ならびに同日をもって終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示しているものと認める。

意見の基礎

私どもは、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。国際会計士倫理基準審議会が制定する職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「IESBA規程」という。）ならびにケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、私どもはファンドからは独立しており、また当該要件およびIESBA規程に準拠して他の倫理責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営者は、投資明細表（未監査）から構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する私どもの監査報告書は含まない。）について責任を負う。

財務書類に対する私どもの意見は、その他の情報を対象としておらず、私どもは、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を読み、当該情報が、財務書類もしくは監査において得られる私どもの知識と大幅な不整合がないか、または重要な虚偽表示がないかについて検討することである。私どもが実施した作業に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があると判断した場合、私どもは当該事実を報告することを義務付けられている。この点に関して、報告すべき事項はない。

経営者および財務書類のガバナンス責任者の責任

経営者は、IFRSに準拠して当財務書類を作成し、公正に表示する責任を有し、また不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要な内部統制についても責任を有している。

当財務書類の作成において、経営者は、継続企業として存続するファンドの能力の評価、該当する場合における継続企業に関する事項の開示、また継続企業を前提とした会計基準を利用することについて責任を有する。但し、経営者がファンドを清算するか、業務を終了することを意図しているか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除く。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監視に関する責任を有する。

財務書類監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類全体に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が常に、存在する重要な虚偽表示を発見することを保証しない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じることがあるが、それらが個別または全体として、当財務書類を基礎として行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、それらは重要とみなされる。

ISAに準拠した監査の一環として、私どもは専門的な判断を行い、監査期間中、職業的専門家としての懐疑心を保持している。また私どもは以下のことを実施した。

- **不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスクの特定および評価、当該リスクに対処する監査手続の設計および実施、私どもの意見の基礎を形成するための十分かつ適切な監査証拠の入手。不正により生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクは、不正においては共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示、または内部統制の無効化が関係しているため、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。**
- **その状況に応じて適切な監査手続を立案するための監査に関連する内部統制の理解。但し、これはファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。**
- **経営者が採用した会計方針の適切性および経営者による会計上の見積りの合理性、ならびに関連開示事項の評価。**
- **経営者が利用する継続企業を前提とした会計基準の適切性、および継続企業としてのファンドの能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づく判断。私どもが重要な不確実性が存在すると判断した場合、当財務書類での関連開示について私どもの監査報告書上注意喚起することが義務付けられており、もし当該開示が不適切である場合、私どもの監査意見を限定することが義務付けられている。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業の前提が成立しなくなることがある。**
- **財務書類全体としての表示、構成および内容の評価。これには、開示および財務書類が公正な表示の基礎となる取引および事象を示しているかどうかについての評価が含まれる。**

私どもは、特に計画された監査の範囲および時期、ならびに監査期間中に私どもが認識した内部統制の重要な不備の有無など、重要な監査発見事項についてガバナンス責任者と協議した。

KPMG
2021年９月15日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of South African Rand Money Market Fund, a series trust of Horizon Trust, (the "Series Trust"), which comprise the statement of financial position as at March 31, 2021, the statement of comprehensive income, changes in equity, and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 31, 2021, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "*Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the schedule of investments (unaudited) but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audits of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG
September 15, 2021

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

次へ

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド
独立監査人の監査報告書
2021年３月31日終了事業年度

UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッドの構成員各位に対する独立監査人の監査報告書

財務書類監査に関する報告

意見

私どもは、UTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「会社」という。）の添付の財務書類、すなわち、2021年３月31日現在の貸借対照表、同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の補足情報について監査を行った。

私どもは、添付の財務書類がシンガポール会社法 第50章（以下、「会社法」という。）およびシンガポール財務報告基準（以下、「FRS」という。）に準拠して、2021年３月31日現在の会社の財政状態、ならびに同日をもって終了した事業年度の経営成績、持分の変動およびキャッシュ・フローを、真実かつ公正な概観を与えるよう適正に表示しているものと認める。

意見の基礎

私どもは、シンガポール監査基準（以下、「SSA」という。）に準拠して、監査を実施した。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の財務書類監査に関する監査人の責任に記載されている。会計企業規制庁（以下、「ACRA」という。）の規定である公認会計士および会計事務所のための専門家行動基準および倫理規定（以下、「ACRA規定」という。）ならびにシンガポールにおける財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、私どもは会社から独立しており、また当該要件およびACRA規定に準拠して他の倫理責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営者は、一般的情報および取締役会の宣誓書で構成されるその他の情報についての責任を有する。

当財務書類に関する私どもの意見はその他の情報を対象とせず、いかなる形式でもそれについての保証を表明しない。

当財務書類の私どもの監査に関連して、私どもの責任はその他の情報を読み、それにより、その他の情報が当財務書類もしくは監査で入手した私どもの知識と大幅な不整合がないか、あるいはその他の方法により重要な虚偽表示がないか検討することである。私どもが実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると判断した場合、私どもはその旨を報告することを義務付けられている。この点に関して、報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営者および取締役会の責任

経営者は、会社法およびFRSの規定に基づいて真実かつ公正な外観を示す財務書類を作成する責任を有し、また、内部統制システム（すなわち、資産が未承認の使用または処分による損失から保全され、取引が適切に承認され、真実かつ公正な財務書類を作成できるよう、また、資産の説明責任を維持するために、取引が適宜記録されることに対する合理的な保証を提供するために十分なシステム）を策定および維持する責任を有している。

当財務書類の作成において、経営者は、継続企業として存続する会社の能力の評価、該当する場合における継続企業に関する事項の開示、また継続企業を前提とした会計基準を利用することについて責任を有する。但し、経営者が会社を清算するか、業務を終了することを意図しているか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除く。

取締役会の責任には、会社の財務報告プロセスの監視が含まれる。

財務書類監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類全体に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、SSAに準拠して実施された監査が常に、存在する重要な虚偽表示を発見することを保証しない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じることがあるが、それらが個別または全体として、当財務書類を基礎として行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、それらは重要とみなされる。

SSAに準拠した監査の一環として、私どもは専門的な判断を行い、監査期間中、職業的専門家としての懐疑心を保持している。また私どもは以下のことを実施した。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクの特定および評価、当該リスクに対処する監査手続の設計および実施、私どもの意見の基礎を形成するための十分かつ適切な監査証拠の入手。不正により生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクは、不正においては共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示、または内部統制の無効化が関係しているため、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。

- その状況に応じて適切な監査手続を立案するための監査に関連する内部統制の理解。但し、これは会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。

- 経営者が採用した会計方針の適切性および経営者による会計上の見積りの合理性、ならびに関連開示事項の評価。

- **経営者が利用する継続企業を前提とした会計基準の適切性、および継続企業としての会社の能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づく判断。私どもが重要な不確実性が存在すると判断した場合、当財務書類での関連開示について私どもの監査報告書上注意喚起することが義務付けられており、もし当該開示が不適切である場合、私どもの監査意見を限定することが義務付けられている。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社の継続企業の前提が成立しなくなることがある。**

- **財務書類全体としての表示、構成および内容の評価。これには、開示および財務書類が公正な表示の基礎となる取引および事象を示しているかどうかについての評価が含まれる。**

私どもは、特に計画された監査の範囲および時期、ならびに監査期間中に私どもが認識した内部統制の重要な不備の有無など、重要な監査発見事項について取締役会と協議した。

その他の法令および規制の要求に対する報告

私どもは、会社法により会社に対して保持することを義務付けている会計記録およびその他の記録は、会社法の規定に従って、適切に保持されているものと認める。

/s/Ernst & Young LLP
アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー
公認会計士および勅許会計士
シンガポール
2021年４月19日

UTI International (Singapore) Private Limited

Independent auditor's report
For the financial year ended 31 March 2021

Independent auditor's report to the member of UTI International (Singapore) Private Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of UTI International (Singapore) Private Limited (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2021, and the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and cash flow statement for the financial year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements are properly drawn up in accordance with the provisions of the Companies Act, Chapter 50 (the "Act") and Financial Reporting Standards in Singapore ("FRSs") so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2021 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing ("SSAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Accounting and Corporate Regulatory Authority ("ACRA") Code of Professional Conduct and Ethics for Public Accountants and Accounting Entities ("ACRA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Singapore, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the ACRA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

Management is responsible for other information which comprises the general information and directors' statement.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management and directors for the financial statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Act and FRSs, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The directors' responsibilities include overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

Ernst & Young LLP
Public Accountants and
Chartered Accountants
Singapore
19 April 2021

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。